市立函館博物館 研究紀要

第28号

石川 成昭 マンホール蓋が語る函館上下水道の系譜 (日本データーサービス株式会社 水工第 I 部、 公益社団法人土木学会北海道支部 選奨土木遺産選考委員会委員)

保科 智治 館蔵史料にみる函館商人の様相 -10-(当館学芸員)

> *当館研究紀要は平成29年度発行の第28号から 電子版となりました。 次号以降も当該年度の1月末頃に掲載する予定 となります。

-1-

マンホール蓋が語る函館上下水道の系譜

石川 成昭

1. はじめに

マンホールの蓋が丸い理由は蓋を孔に落とさないため。これは誰もがご存じのこと。しかし、それは丸い蓋ができてからの話である。丸い蓋は、明治末期から大正にかけて西欧の蓋を参考に製造されたと考えられている¹⁾。それ以前の明治初期には木製の格子蓋もあったとされ、鉄製の蓋が登場するのは 1884 (明治 17) 年以降に建設した神田下水が最初 ¹⁾とされている。

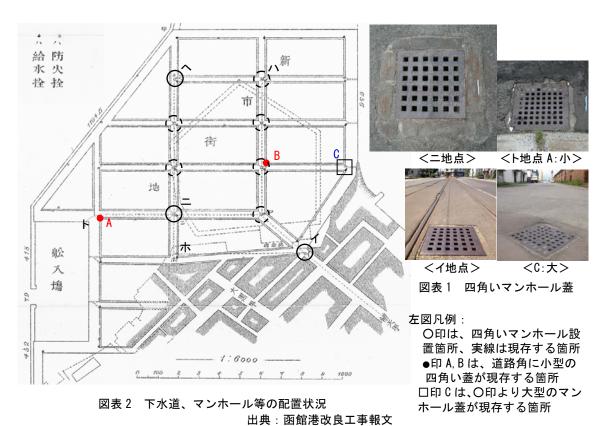
一方、函館には丸いマンホール蓋の前史 的ともいうべき、四角いマンホール蓋が複 数現存する。図表 1、二地点の蓋は、一辺 約 60cm の正方形、材質は鉄製で格子状の 穴が設けられ、蓋の周囲には花崗岩の縁石が配置されている。場所はどつく前電停から函館漁港へ100mほどの交差点中央にある。この一帯は、1899(明治32)年に竣工した函館港改良工事における埋立地で、四角い蓋は道路地下に敷設した下水道とともに更新されずに残存している。

本稿では、この蓋を通して見えてきた上 下水道と港の整備及び、それに携わった 人々との関係について記してみたい。

2. 函館の上下水道の始まり

①上水道

函館の近代水道の整備は、1879 (明治 12)



- 1 -

年のJ・U・クロフォードと松本荘一郎による計画や1887 (明治20) 年のH・S・パーマーの調査に基づき、1889 (明治21) 年より平井晴二郎が設計、監督を務め、翌1890 (明治22) 年に竣工した。

ここで、平井は幌内鉄道など鉄道で実績 を重ねた技術者だが、なぜ函館の水道事業 に就いたのか。その解題について、「北大 工学部土木の源流 | 2) (以下"源流"と示 す) から紹介したい。平井は、1881 (明治 14) 年に米国留学から帰朝後、開拓使御用 掛として煤田開採事務係に勤め、幌内鉄道 建設にあたった。その後 1886 (明治 19) 年の北海道庁設置とともに道庁に移り、炭 鉱鉄道事務所の山内隄雲初代所長の後任 として所長代理となった。その結果、炭山 の運営を通して函館での外国船への石炭 供給にも関与するようになった。外国船へ 石炭を供給するためには水の供給も不可 欠なため、函館の水道局顧問を兼ねて水道 建設の監督、指導をすることになった。と ころが、1888 (明治21) 年からの函館水道 の工事時期、平井は大阪等の鉄道建設でも 多忙であった。

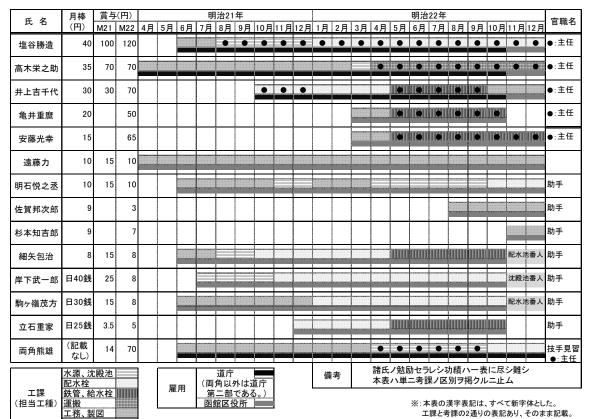
そのため、平井の指導の下に現場で指揮に当たったのは千種基であった。千種は、1880 (明治 13) 年 5 月に工部大学校を卒業後、本州の鉄道や灯台の建設に携わり、1888 (明治 21) 年から 1890 (明治 23) 年まで道庁(函館水道) 勤務とされ、函館在任時は 30 歳程度だったと考えられる。

1889 (明治 22) 年 12 月に千種が記した 函館水道工事報告書には、工事に携わった 14 名の係員の担当業務内容 (工課表) が示 されている。雇用の形態を時系列に整理し た図表 3 を見ると、雇用時点では道庁が 4 名、函館区が 10 名で、道庁雇用の 4 名中 3 名は工事末期に函館区に転じており、函館 区雇用の 10 名中 3 名は工事末期に沈殿池 や配水池の番人に転じている。係員の掲載 順を見ると、月棒順であること、月棒の高い道庁第二部雇用の3名が工事末期に函館区に転じたこと、函館区雇用の10人中7名は助手であることが読み取れる。道庁雇用の中で技手見習の両角熊雄は、札幌農学校卒業とともに函館に来た新人の技術者である。月棒は記載ないが賞与は記載(明治22年に大幅増)され、雇用は工事末期も道庁のままという、他の係員とは異なる様子がうかがえる。

両角は、筆者の曾祖母の兄で、曾祖父の 札幌農学校の同期生でもある。明治4年生 まれの曾祖母は、筆者が小学校低学年の頃 まで健在で、兄が各地で水道の仕事をして いた程度のことしか知らずにいた。ところ が、選奨土木遺産選考委員会活動の中で両 角の経歴等を記した"源流"により、詳し い経歴等を知ったのであった。

両角は 1864 (元治元) 年に熊本古京町で 生まれ、1888 (明治 21) 年7月に札幌農学 校を卒業 (第7期) し、函館水道工事事務 所に赴任した。 "源流"には「函館の水道 建設の監督である平井晴二郎が道庁に入 ると早速函館に連れてきた」とある。なぜ 平井は両角をと探ったところ、両角の卒業 論文 "北海道鉄道論"であり、鉄道を通じ て平井との接点があった可能性がある。そ うして初期の函館の水道事業に携わった が、1893 (明治 26) 年に一旦函館市を退き、 2 年間東京へ水道留学に出ている。

この時期、東京の水道は、1892 (明治 25) 年から淀橋浄水場建設を含む改良水道の 建設を進めていた。一方、函館においても 1893 (明治 26) 年には水道増設に向けた動 きが始まり、1894 (明治 27) 年 9 月に増設 工事を着工し、1896 (明治 29) 年 10 月に 竣工している。両角が函館の増設工事の実 施時期に東京へ出た理由は不明であるが、 東京の最新技術を函館(または北海道)に 提供することや、今後の水道事業に反映さ



上訴と考証の2週9の表記の9、てのまま記載。

出典:函館水道工事報告書

編纂作業内容	役職	氏名	記号	
各種製図坪数数量工程調査	道庁技手見習	両角熊雄	(B)	
	区役所雇	塩谷勝造	(B)	
製図及工程工費ノ割合調査及ヒ念算等	同	井上吉千代	(B)	
工程工費ノ割合調査及ヒ念算等	同	明石悦之丞	(B)	
物品数量調査念算等	同	高木栄之助	(B)	
工費計算	同	遠藤力	(A)	
	同	佐賀国次郎	(A)	
写字合算等	同	杉本知吉郎	(B)	
	同	高巣守正	(B)	
(A)印ノ諸氏ハ1夕夜ヲ明カシ他ハ十時マテ				

(B)印諸氏ハ1夕夜ノ三時マテ勤勉シ他ハ十時マテ夜業セラレタリ

図表3 係員工課表(担当工種と雇用状況)

図表 4 函館水道工事報告書の編纂状況 出典:函館水道工事報告書



図表 5 西部地区の坂に残る側溝式の下水 左から、姿見坂 常盤坂 弥生坂(側溝と内部)

せるためとも考えられる。飛躍的に考えるなら、両角が 1896 (明治 29) 年に函館に再赴任したことと、函館港改良工事の着工にも何らかの関係があるのかも知れない。

②下水道

上水道の歴史の詳しさに対して、下水道の歴史に関する情報は少ない。都市型の下水道の嚆矢とされる東京でさえ、明治期の下水の始まりについては、明治 10 年の銀座通り開通時に既設のドブを溝渠に改造したこと、東京の近代的下水道の始まりとして明治 17~18 年に神田下水(レンガ積み暗渠)を敷設したこと、明治 33 年に下水道法が制定され、明治 41 年に旧東京市で最初の下水道基本計画「東京市下水道設計」が策定されたこと、を記す 3)にとどまっている。

函館の下水道についても同様である。函館市史による初期の下水道整備の記述は、1890(明治23)年から、市街地の西側と東側へ流す2つの区間で計画されたこと、しかし工事は市街から西側の砲台に至る途中で中止とあるほか、商人が自費で下水工事を行っていること4)を記すのみである。この僅かな情報からは、上記下水工事前の市街地における排水の状況及び、工事が中止となった状況や場所は不明である。

市史等に示された下水道は明治 20 年代 以降のものであるが、明治初期からの市街 地である大町以西の弥生坂から船見坂ま での6つの坂道には、上記下水の敷設時か、 それ以前の築設と思われる排水路が現存 している(図表5)。

現地の状況は、築設当時の趣ある石積みの側溝が確認可能な区間から、溝に蓋や舗装を施した区間、側溝の上に玄関など建物の一部が載っている区間、溝をコンクリートで改修した区間など、道路に接する建物の歴史とともに側溝の姿も様々である。この側溝からの排水は、明治 20 年代前半に

実施し、途中で中止されたとされる市街西部へ流す下水に接続していたと考えられる。その後の1899(明治32)年の函館港改良工事報文(以下、報文と記す)によると、港や埋立地を調査・設計した明治20年代後半までに、主体や事業は不詳であるものの「既設の大下水」が砲台前まで完成していたことを記している。

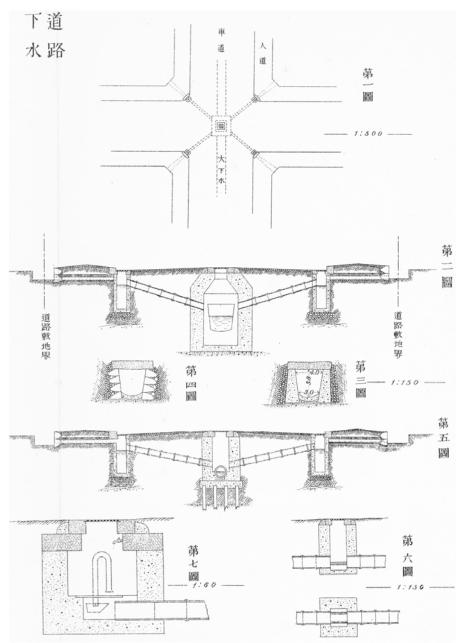
また、函館市企業局の資料 ⁵⁾によると、下水道整備を目的とした事業は、下水道法制定後の 1907 (明治 40) 年からの、載頭卵形コンクリート側溝を道路の両端に埋築したことを始まりとしている。函館市企業局上下水道部によると、載頭卵形の下水管路は、現場打ちの無筋コンクリート造で、現在も青柳町の市電を横断する約 30mの区間のみ残存している(図表 6)。



図表 6 残存する載頭卵形の下水管路 写真:函館市企業局

3. 港湾工事における上下水の整備

上下水道の整備の歴史は、それ自体を目的としない事業でも実施された。その初期の事業として、近代港湾の父、廣井勇が1890(明治23)年から調査、測量、計画を進め、1896(明治29)年に着工した「函館港改良工事」の埋立地での上下水の敷設が挙げられる。その調査設計及び工事の状況は、港内浚渫以外を竣工した1899(明治32)年の報文に記されている。



図表 7 道路下水の図面 (函館港改良工事報文、第十五葉) (第七図が自働洗浄槽) 出典:函館港改良工事報文



図表 8 函館の構造に類似した自働洗浄槽 (溜枡下の水受けは可動式)

出典: Engineering news and American railway journal、v37 1897



図表 9 どつく敷地内のマンホール蓋 (へ地点、自働洗浄槽はこの数m先)

まず、下水の設計上の特徴として、既設の下水からの排水に加え、1 時間 30 ミリの大雨を流すことを可能とすること、土砂の下水流入を防ぐため、道路四隅に石造の枡を埋設することと道路交差の箇所には土砂溜まりを設けること、土管を用いる部分には注水洗浄の装置を設けること、を挙げている。上水の計画では、既設の水道管から内径六寸(約 18cm)の鉄管を延長し、内径三寸四分(約 10cm)の鉄管で各町に配水すること、としている。

次に、下水工事における特徴を示すと、新大下水と名付けた図表 2 のイーローニート間は、レンガ使用の設計から石積とコンクリート使用に変更し、図表 7 の第四図のように、溝の左右の壁を石積、底をコンクリート、上を旧砲台から得た花崗岩で蓋をした。また、下水の区間毎の用途や配置に応じて、ハーロ間では第三図のように壁と底をコンクリートとし、ホーニ間及びへーニ間では内径一尺五寸の土管を敷設した。

下水で特筆すべき点として、土管を敷設した図表 2 のへー二間では、管内に固形物の残留が見込まれたため、へ地点にサイフォンの原理を活かした注水式の"自働洗浄槽"を設けたことが挙げられる。この設備は、図表 7 の第七図のように下水管路の起点に溜枡を設けて常に上水を注ぎ、溜枡が満水になると同時に曲管から放水して下水管路を洗浄するものであった。

自働洗浄槽の技術の起源を探ると、米国では 1878 年に函館と同様の溜枡の底から上に曲管を立てた装置を改良形として紹介している 6 ほか、1897 年には図表 8 に示すように、米国の鉄道関連技術の機関誌に函館の図面と類似した構造の自働洗浄槽の広告が掲載 7 され、溜枡下部の水受け状の装置が可動式であることを確認できる。

一方、我が国では、大正期以降の下水道 の文献に原理や図面が示されている⁸⁾が、 明治 20 年代後半に他に存在したかについては不詳である。函館における自働洗浄槽の設置は、我が国でも初期の一つであった可能性が高い。

自働洗浄槽の設置箇所は、図表2のへ地点のマンホールの北隣(図中の小さな四角印)で、四角いマンホール蓋は現存するが、自働洗浄槽の蓋の部分は舗装され、痕跡はない。隣接するマンホールが現存する状況から見て、洗浄槽は地中に残存(埋没)している可能性がある。この存在について函館市企業局に確認したところ、存在については未聞であり、民地内のため記録等も存在しないとのことであった。

4. 港湾工事と函館水道事務所との関係

函館港改良工事は、現在の函館市街の西端部一帯の都市開発を進めた事業であった。この事業を進めた廣井勇は、函館港を担当する前にも鉄道や橋梁等、米国やドイツで土木工学の実践と研究を重ねてきた技術者である。そう考えると、埋立地における上下水や自働洗浄槽の技術も廣井が導入したと考えることが可能である。

一方、用水(上水道)工事については報文によると"本工事に使用した鉄管はスコットランド(英国)グラスゴー市スチュート工場の製作により、1899(明治 32)年 3月 17 日にその品の到着を待って直ちに敷設に着手し、翌4月に落成した。防火栓及び給水栓の位置は第十三葉一図に示すとおりとして、鉄管布設については函館水道事務所に委託して施工したもので、その方法は一般市中におけるものと異ならないため、これを省略する(函館水道報文を参照すべし)"とある。

この状況は、両角が2年間の東京での水 道留学後の1896(明治29)年から函館水 道事務所に再度赴任した時期と重なる。廣 井は両角の先輩(学校では5期上、年齢は 2 つ上)であり、同年にはともに札幌農学校の教授でもあったことからも、港と上下水道の工事に連携が図られたことは想像に難くない。

そのような中で、自働洗浄槽の設置の経 緯や背景について考えてみたい。自働洗浄 槽を設置した東側にも緩勾配の下水の起 点があり、同様に固形物が残留する可能性 があるのだが、1 箇所のみ設置したことが 気になる。

前述した廣井と両角との関係の可能性に加え、類似した構造の自働洗浄槽が同時期に米国に存在したことを勘案すると、自働洗浄槽を函館ほかに設置する可能性を検証するために、廣井と両角のいずれかが導入を持ちかけ、試験的に設置したのではないかと考えるのである。

設置の工程は、報文によると上水道は 1899 (明治 32) 年の着工であるが、下水工 事は"埋立土工の落成を待たずして着手" とあり、埋立を進めた 1897 (明治 30) 年 から翌年にかけての施工⁹⁾と考えられる。

そのような中で、自働洗浄槽は下水の施設であるが、上水の完成をもって注水(稼働)が可能になること、設置箇所は上水や下水の末端部で、他の計画や施工への影響がない場所にあること、さらに複数の構造のある自働洗浄槽の中から当該の形式を採用したことを勘案すると、設置の決定時期は函館港改良工事の着手後の可能性も考えられる。

5. 函館水道とその他の水道との関係 ①鉄道と縁の深い水道事業

このように、函館の近代上下水道は、クロフォードと松本による計画から始まり、平井、千種、両角と引き継がれてきた。また、上下水道の敷設を含む函館港改良工事を実施した廣井についても初期の水道に関与した一人と言えよう。上記全員に共通

することとして、鉄道事業との関係で繋がる ¹⁰⁾ことが挙げられる。このことは、北海道の開拓の歴史において、先進的な技術である鉄道事業に関わりを持つ人材が、その他の事業においても優れた事業を進めたことを物語っているといえよう。

さて、函館港改良工事を進めた廣井勇については、函館港の1年後に着工した小樽築港工事を始めとして各地の港湾整備を進め、我が国の土木に大きな功績を残したことはよく知られている。

一方、両角については、函館水道の創設期から函館水道との深い関わりが続く状況が判明したが、その途中及びその後についても水道事業一筋であったことを示すことにする。

②函館以外の水道事業と両角の関係

両角は函館水道に在籍中と考えられる明治 20 年代半ば、我が国の水道史には登場しない現在の月形町に存在した樺戸集治監 111)の飲用水及び地区の生活用水とした樺戸水道を設計している。川から取水していた既設の簡易な水道施設の上流に、取水塔や排砂トンネルなど含む、貯水量 6,000~8,000 立方メートルとされるダムを設けた近代水道施設である。この水道施設の廃止時期は不詳であり、現在は残存する遺構の保存のため地中に埋められているものの、堤体の存在とともにレンガ構造の取水



図表 10 樺戸水道の遺構

塔や排砂門の遺構が確認できる状況にある。樺戸水道の手描きの設計図¹²⁾には"明治廿五年一月北海道庁技手両角熊雄"と記されており、函館水道在任中に道庁の技術者として函館以外の水道施設設計にも携わっていたことを示している。

両角の函館港改良工事の上水道敷設の 後については、"源流"によると、1901(明 治34)年に函館水道事務所を退職し、1903 (明治36)年2月に秋田市水道部の工事設 計を委嘱されたとある。これは、現在重要 文化財の藤倉貯水池等の工事設計を指し、 翌月から3年余りの間、秋田市水道部技師、 同水道部長に就き、藤倉貯水池の工事を進 めた。藤倉貯水池からの通水を開始した 1907年(明治40)年には、朝鮮平壌水道 委事務所技師長、1911(明治44)年には甲 府市技師として水道工事の工事長に就き、 その後の大正期には、静岡や東京で水道事 業に従事したとある。まさに函館における



図表 11 両角熊雄夫妻の写真 (明治 30 年撮影と裏書きあり、 函館水道事務所の在任時)

初めてづくしから培われた近代水道の技術が、道外の各地の水道敷設に活かされたことを示している。

6. さいごに

熊本生まれの曾祖母から聞いた話の中で、断片的に覚えている両角に関係することを最後に示したい。

「西南戦争の時(家が城に近かったので)燃える熊本城を叔父に背負われ見ながら逃げた。その後、兄は札幌に行き、その同級生(筆者曾祖父)を紹介されて札幌に来て結婚した」と。

函館の街角にひっそりと残る四角いマンホールとその蓋は、北海道開拓期の歴史から港湾や水道の技術を繋いでいる貴重な歴史的価値を有するとともに、現役の施設でもある。今後、施設の老朽化等により、更新されることも考えられる。そのような際には、少なくとも縁石と蓋だけでもセットで保存されることを願っている。

(日本データーサービス株式会社 水工第 I 部、公益社団法人 土木学会北海道支部 選奨土木遺産選考委員会委員)

- 1)「下水道マンホールふたの豆知識」、日本グラウンドマンホール工業界ホームページ
- 2)「北大工学部土木の源流」、1987 年、北大工学 部土木一期会
- 3)「東京都水道局事業概要 平成 28 年度版」、第 9章 東京下水道の歴史、東京都
- 4)「函館市史、通説編 2」、第 4 章、第 3 節 都市 基盤の整備、函館市

市史によると、"下水道については(中略)明治23年から、継続事業として工事が始められた。この工事の内容は「二十間坂より起り末広町大町弁天町等を貫ぬき、砲台の前を通過して外海に注入することとし、今一線は相生町交番所即ち北海坂より起り蓬莱町寳町等を経て大森浜に至り是れ

亦外海に注入する」(明治23年5月21日「北海」) ものであり、6月15日頃より工事に着手し、明治 25年中に落成する見込でその工費は約7万円の予 算で、本年度分は1万5000円の支出を見込んでい た。しかしこの下水道工事は結果的には、先の工 事の前者を1区、後者を2区と分ければ、1区工 事の途中で中止となり下水道としての機能を果た さず、工費の効果を得ることが出来なかった(明 治24年4月15日「北海」)。またこの時期は、 商人が自費により下水工事を行っている例も当時 の新聞などから散見できる。"としている。ここ で、1 区は途中で中止とあるが、報文には新設の 下水は従来の下水に(図表2の)イ地点で接続し たとあることから、1896 (明治29) 年の函館港改 良工事着工までにイ地点(砲台先の外海)まで完 成していたと考えられる。

- 5)「はこだての水」(水道・下水道事業パンフレット)、2016年3月、函館市企業局
- 6)「Improved Flush Tank」、The Manufacturer and Builder, Volume 10, Issue 12 (Dec. 1878), P.280、同書掲載出典は「The History of Sanitary Sewers」ホームページより:

http://sewerhistory.org/articles/privbath/1878_am20 2/index.htm

- 7)「Engineering news and American railway journal」
 v.37 Jan.-June 1897、New York Engineering News
 Pub. Co. 同掲載図の出典は「HATHI TRUST
 Digital Library」ホームページより:
 - http://sewerhistory.org/articles/privbath/1878_am20 2/index.htm
- 8)「増補 東京市下水道沿革誌」1917 (大正 3) 年、 東京市下水改良事務所
- 9)公益社団法人土木学会の旧蔵写真館(ホームページ)の「明治の港湾建設-函館港」には、埋立地が水面状態の M30.10.1 及び埋立が進んだ M31.7.4 ほかの写真を公開している。
- 10)クロフォード、松本、平井、千種は、幌内鉄道 建設に携わっていた。廣井も農学校卒業後、開 拓使の鉄路科で橋梁の設計等を担当した。両角 は農学校の卒論が北海道鉄道論である。

- 11)集治監の明治 20 年代半ばの水道施設設計当時 の名称は、北海道集治監本監である。現在、監 の本庁舎を樺戸博物館として公開している。
- 12)樺戸水道の設計図の原本は、法務省法務図書館 で保存しており、樺戸博物館では複写を公開し ている。

館蔵史料にみる函館商人の様相

保科 智治

はじめに

当館では平成12年度から古文書調査講座 を開催し、市民の方々とともに当館に所蔵 されている古文書類の整理・解読作業を行 ってきた。ここでは、その整理した資料か ら明らかとなった「箱館商人」の、特に家 族や個人の活動に関することを中心に紹介 する。

残された記録の中には、妻からの手紙、子供からの手紙、母からの手紙などがある。 家族以外の人が見ることはほとんどない家 族間の手紙から、函館商人の知られざる姿 を垣間見ることができる。

文字資料を地道に読み解くことで、今まで実態の分からなかった商売や家族の姿が、明らかになったと思われる。

紹介する内容は、平成25年度企画展「函館商人の人生模様」で展示した内容が中心である。史料紹介を兼ねたものとするため、引用した史料については長くなるが末尾に全文を掲載した。

史料の解読はすべて古文書調査講座に参加された方々の成果である。

1 西澤弥兵衛関係文書

「西澤弥兵衛関係文書」は、平成14年度 に当館に寄贈された999件1029点(資料番 号14-217)におよぶ文書群である。文書群 の内容については、当館研究紀要第13号を 参照されたい。

文書群の中心人物となる初代西澤弥兵衛は、文政12年(1829)近江国斧麿村(現滋賀県愛荘町)出身。後に京都に居を構え、沖

船頭などを務める傍ら、函館内澗町(現末 広町)に店を構えた。(史料①②)

当初の営業は太物商であったようであるが、残された資料からは、回漕業(史料③)、海産物の取り扱い(史料④)、漁業者への仕込み(史料⑤)、貸金業(史料⑥)、鉱山への出資(史料⑦)等を行い、後に択捉へ進出し漁場経営も行っていた。(史料⑧)

明治16年(1883)には父弥平から家督を相続し、出身地の宅地・山・田畑を相続している。(史料⑨) 明治30年(1897)5月初代弥兵衛が急死し、死去を知らせる電報が残されている。(史料⑩~⑫) 初代弥兵衛死去後は、息子仲二郎が二代目弥兵衛を襲名し家督を相続した。残された史料から、跡を継いだ仲二郎は末広町から豊川町へと移転し、孫の弥太郎は東京へと移り住み、函館から離れていったようである。

滋賀に生まれ、函館に店を構え、京都に 家族を残し、京都に残った妻、京都から函 館に移り住んだ息子の家族、さらに函館を 離れて東京に店を開いた孫までの、商人の 人生模様が西澤の史料から伺い知ることが できる。

・初代西澤弥兵衛と二人の妻に関する史料

初代弥兵衛には京都と函館に妻がいた。 京都の妻の名はタツといい、二代目弥兵衛 の母である。函館の妻の名はミヨといい、 函館の店を切り盛りしていたようである。

(史料®) 初代弥兵衛とミヨとの間には又次郎という子供がいたが、養子に出され、後に養子先からも独立したようである。

(史料(5))

明治30年の初代弥兵衛死去後、二人の妻 の交流がはじまる。二代目弥兵衛は妻と長 男を連れ京都から函館に移り住んでいた。 京都の妻タツから函館の息子二代目弥兵衛 に宛てた手紙が残されている。その一節に 「母々もあなたがかハい(可愛い)ゆへニ なきくらし候、又ハこれまてのやくそくと あきらめて今日迄ハ手紙かきてもかけませ ぬゆへ」(史料⑯) とあり、息子に手紙を 書くことも禁止されていたようである。初 代弥兵衛が死去した約一年後、函館の妻ミ ヨが京都を訪れる。初代弥兵衛の葬儀は函 館の東本願寺で行われたが、亡骸は京都の 墓に埋葬されたようである。その墓参りの ためミヨは京都を訪れた。そのことについ てタツは手紙で次のように書いている。「け して(決して)御心はい(心配)ハ下さる な、三百り(里)もへたてのほり(隔て上 り) なされて、なミやたいていの事てあり まするか、よこそのほし(ようこそ上り) なされた、大切二御せハ(世話)いたし候、 もはや御たかい(互)ニいとまこひ(暇乞 い) とそんじ(存じ)候、大せつにいたし たきとそんじ候、まことニ寺ニも皆々が心 よくすると申下されてよろこび下され」(史 料①) 京都の妻タツと親類は函館の妻ミ ヨを大切に迎えている様子が伺える。

初代弥兵衛死去後、函館の妻ミョは二代 目弥兵衛の戸籍に入った。(史料®) 跡 継ぎを産み育てた京都の妻と、一家の大黒 柱を函館で支えた妻が、夫の死を機にお互 いの立場を理解し交流が生まれた背景に は、「西澤家」という「家」の存在を介し、 「家」を守るという共通意識が強く影響し たためと思われる。

・家族関係に関する書翰史料

京都に住む初代弥兵衛の妻タツからの手紙には、孫の弥太郎(明治25年生)を思う

文面と息子二代目弥兵衛と京都生まれ京都 育ちの嫁サキの夫婦が仲良く暮らして欲し いとの思いが多く見られる。

タツが息子夫婦と離れた時期については 明らかではない。手紙をやりとりしている 頃、孫の弥太郎は4歳から6歳くらいであ る。明治32年に私立函館幼稚園を卒園する が (史料19)、その後明治36年度の京都の 高等小学校の授業料領収書があることか ら、弥太郎は京都の小学校へ入学している。 (史料20) これ以降明治期の史料はほと んどなく、明治45年に函館から京都へ転籍 した書類と、同年に京都にいる弥太郎から 旭川にいる弥兵衛に宛てた手紙が残されて いる程度である。(史料②) この時弥太 郎は20歳くらい弥兵衛は43歳である。弥太 郎は大正15年の史料では、東京で石炭など を取り扱う「弥栄商店」を経営している。 (史料22)

以下長文の引用になるが、タツの手紙から孫や家族に対する心境を綴った部分を紹介する。一方からの手紙しか残存しないが、その内容から明治中・後期の商家の家族関係や個人の心情を知ることができる。

ひらがな文が多用され、独特の表現がな されているため、必要に応じて括弧書きで 注釈を付している。

「弥太郎事大せつニなし下され、ゆたん (油断)して下されな(下されるな)、又 御前様・おさきどの、なかよくして下され、 それが大一ここと(第一のことと)そんじ 候」(史料33)

「猶猶弥太郎大せつニなし下さあふないとこへゆかぬよニ御なし下さたのミ申候」「そすい(疎水)で七才、八才男二人しなれ(死なれ)、それきゝしましてから、よ計弥太郎の事ハかりおもいくらし候、とおそきおつけ下され、あまりひかり(吃り)て下さるな、さきともなかよくなし下され、それかなニよりのことニそんじ候」(史料

(24)

「母々事ハ弥太郎の事、御前殿方の事き ニなりましてハすれ(忘れ)られませぬ、 とおそ御たのミ申候」(史料39)

「弥太郎おあふない(危ない)とこへやりなさらぬよ二御なし下され、あなたのほむいて(方、向いて)、あさハん(朝晩)お礼申さぬ日ハー日も御座なく候、弥太郎せたしてくれて、母々ハまことニよろこび申候、おさきどのへもよくなかよなされて下され候、けしてけんかハなされて下さるな、よく御ねがい申候」(史料⑩)

「弥太郎事も日々へんげ(変化)いたされまこと二たのしまいたし候あなた様、おさきどのも日々たのしまなされて御くらしなされ、母々事ハあさ夕二ハきと(きちんと)そちらむいて御礼申おり、あなたとして(どうして)おいでなさる、母々事ハそれがき(気)二なりまして御座ります、御きかせ下され候」(史料②)

「弥太郎殿お大せつニなし下され候、さむきないよニてなし下され候、まこ(孫) ほとかハいものハ御座なく候、ひとりのまこともいられんよおな事おもへハ、なミたかてますハかり候、此のよなくち(愚痴) ハかりおもいまする」(史料®)

「弥太郎大せつニなし下されて、みよ母々事も大せつニなされ下され候、御まへ殿の大とく(徳) ニそんじ候、皆々様となかよくして下され、大一の孝々(行)とそんじ候、弥太郎、おまい殿のゆめおふたハん(二晩)みまして、弥太郎ハう(失)しなりて、おまい殿ハとこ(何処)やらゆかれたゆめても、とこ(床)ニなみたかついてありました、弥太郎ハどうこもハ(悪)るくハ御座なくか、一寸御たすね候」(史料29)

「とおそ、さきとのと中よく御くらし下され、それが大一(第一)のことてありまする、弥太郎大切ニそだて下され、申まで

もなき事、あとあとお大切二なし下され、 私がもさぬ(申さぬ)かて、あなたが百も 二百くもしうおち(承知)なされて御座る 事、皆々となかよく御くらし下され」「さ き、弥太郎あおと(逢おうと)おも(思) て日々ゆびおりいたして、日々満申候」(史 料30)

2 酒谷家資料

「酒谷家資料」は昭和30年代に当館に寄贈された1409件1908点におよぶ文書群である。文書群の内容については、当館研究紀要第22・24号を参照されたい。

「酒谷家資料」の中心人物となるのは、 函館のワチガイ酒谷家に単身赴任していた酒 谷長作という人物である。

長作は明治6年(1873)加賀国橋立村(現石川県加賀市)に生まれた。実家は同郷のチガイヤマチョウ酒谷家の船頭を務めていて、後に分家してチガイヤマサ酒谷家となった。廻船業を行うとともに、貸金業や金融業も行っていた。

長作が函館に来た時期は明確ではないが、明治40年に同郷でチガイヤマチョウ酒谷家でやはり船頭を務め、後に独立して函館に店を構えたワチガイ酒谷家の四代目酒谷小三郎が死去した際に、後継者である五代目小三郎(幼名孝輔)が幼少であったことから長作が後見人に選ばれている。(史料③②)

後見人になって以降は、「酒谷商店方酒谷長作」といった宛先の手紙などが残されている。また、ワチガイ酒谷家の子孫の話などからも、長作がワチガイ酒谷家に単身で居住していたようである。五代目小三郎が20歳を過ぎた大正4年頃までは後見人を務めていたようである。

長作は義理の兄である酒谷長一郎とともに、小福丸(史料33)や七浦丸(史料39)などの船頭と手紙をやりとりし、樺太や日本海側を中心とした各地の市場の動向を探

りながら、海産物などの売買を行っていた。 (史料39) 二人のやりとりには銀行の利 子の話や貸し付けに関するものもある。(史 料38)

残された史料から、長作の商業活動が店を持たずに行われていたことが読み取れる。函館には多くの商人がいて、立派な店を構えているのが大きな商人というイメージがある。しかし、店を持たずに大きな取引を行っていた商人の具体例として、「酒谷家資料」を読み解いていくと、その実態が見えてくる。「店舗」という目に見えて具体的なものではなく、文字として残された記録を丹念にひもといていくことで、函館の商人の違った姿が見えてくる。

・酒谷長作に宛てた妻子からの手紙

函館に単身赴任をしていた酒谷長作の元には、妻や子供達からの手紙が残されている。長作の妻ツネ(明治20年生)は、橋立出身で江戸期から廻船業で活躍していた久保彦助家から嫁いでいる。残されている子供からの手紙は、長男長藏(明治37年生)と次男長英(明治40年生)、長女敏子(明治42年生)のものがある。

長作の妻ツネと子供達は、義理の兄である酒谷長一郎夫婦と同居していたようで、ツネが長作に出す手紙の封筒の差し出しにはたいてい「加賀江沼郡橋立 酒谷長一郎内」と書かれ、まれに「加賀江沼郡橋立 酒谷長一郎宅」とある。手紙の最後にはたいてが「チガイヤマサ内」とあり、まれに「酒谷宅」とある。妻の名前が直接書かれた手紙は見当たらない。ここから読み取れることとして、私的な手紙でありながらあくまでも「家」を意識して書かれている点である。前述の西澤家同様、女性にとっての「家」への帰属意識がこの時期には強く見られる。

子供達は4、5歳から手紙を書き始めて

いる。妻からの手紙の内容は概ね子供達や 親類の様子、近辺での出来事、お土産など の依頼である。子供の様子については、妻 の心情なのか、単身赴任の夫への訴えとも とれるような内容もある。例えば「毎日々 々御父さんが何所まで行ったか又如何して 入らしやるやと申さぬ日ハ一日も之無く唯 たゞ御父さんの事計り申居り候」「汽車之 付いた絵はがきがありましたら此汽車に乗 て御父上さんの所へ行くたいと申て居りま した誠に々ゝ可愛相に思ひ又々涙をうかべ 申候」(史料③) 「小供もまだかゝゞゝ と云ふて居りますまだ何日頃御帰りともわ かり申さず候哉早々にして御帰り成され度 候」(史料38)とあり、父親を思う子供の 気持ちとその子供とともに夫のことを思う 妻の思いが伝わってくる。

子供達の様子については今も昔もかわらず勉強のことや成績のことが度々書かれている。「長蔵、長英も二週間の休み 御手紙差上ると申居り候へども、日誌やら長英ハアイウエを書いてあとは遊んで居りました、本日通知表を貰ふて来ました、長英ハ修国算体と九、唱手ハ八に御座候、両人共会りよい成績でありません」(史料39)「昨年の一學期ノ點数より落りたる物ハ体操手工に御坐候終身ハ九國語ハ九算術ハー〇体操ハ八唱歌ハ八手工八に御坐候間左様御承知下され度候長藏に少し勉強する様御申越し下され度候」(史料40)

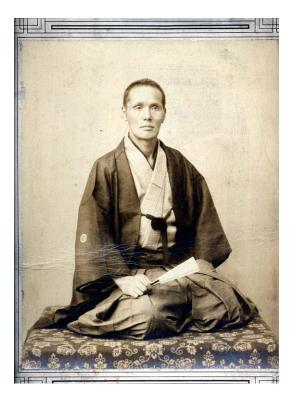
近辺の出来事では、橋立に電気が通った 様子について「当地にもいよゝゝ電気が十 二月ノ六日頃よりつき実にあかるい事ニな り皆々喜び居り申候正月にハ四ッ辻に花門 をたて夫れにエルミネーションを附け実に 見事にて小供ハ大ニ珍らしかり見物に行き ました」(史料④)とあったり、近所で発 生した火事の様子について「一昨夜小塩妙 徳寺より出火致しおいよばあばの家も焼け 誠に困り居り申候、其日風ハはげし、火のこれ我家の所まてもたち来り今も我家へつく様に思ひ、一時ハ大変心配致し候へとも、幸に学校へもつかず其内に火ハ少さくなり喜び申候次第に御坐候、こんな大きな火ハ私共始めで御坐いました、誠に誠に驚き申候」(史料⑫)などと伝えている。

私的な内容の手紙は処分されることが多く、あまり残されることはない。妻からの手紙の中には「此手紙ハ唯も見ぬ用御しまつなし下され度御頼み申上候」(史料⑬)とあり、身内に関する内容であればあるほど残されることはない。このように単身赴任の夫と妻、父親と子供の間で交わされた手紙が残されていたことによって、明治末期から大正期における家族関係の様子を知る手がかりとなる。

3 酒谷商店関係書類等

この史料は市内旧西浜町(現弁天町)で 酒類や石油類の問屋・販売を行っていたげ がイ酒谷家に残されていた1198件2348点(資 料番号15-71)におよぶ文書群である。文 書以外にも暖簾などの資料も含まれてい る。残された史料の大部分が、五代目酒谷 小三郎の時代のものであるが、一部四代目 に関わるものが含まれる。ここでは主に四 代目酒谷小三郎について述べておく。

四代目酒谷小三郎(写真① 資料番号15 -71-1192)は嘉永2年(1849)加賀国橋立村に生まれた。三男で一度は他家に養子に出されたが、兄二人が亡くなり家督を継ぐことになった。同郷の商人で廻船経営を行っていたチガイヤマチョウ酒谷家所有の船で船頭を務め、明治16年には函館で酒谷長平商店支配人代理を務めながら自分の店も開いたようである。明治27年に支配人の取引の失敗により一時経営が傾く。明治28年に五代目小三郎(幼名孝輔)が生まれる。明治32年に米店を開き、明治33年には醤油醸造業を



写真①

はじめた。明治39年に西浜町に店舗兼住宅 を新築するが、翌40年に死去した。

四代目小三郎の経歴については、明治28年に撮影された肖像写真が残されており、その裏に後に書かれたと思われる自身の略歴および息子に関する事柄が書かれており、それによった。(史料④)

・五代目酒谷小三郎の二人の母

五代目酒谷小三郎(幼名孝輔)(写真② 資料番号15-71-1195)は明治28年、四代 目小三郎46歳の時の子供である。産みの親 は函館の吉水ヨノ(生年不明)という人物 である。四代目小三郎は加賀橋立にイヨ(元 治元年(1864)生)という妻がいた。年代は 不明だが、孝輔は幼少期に橋立の妻イヨの 元に預けられ、橋立で育てられた。孝輔の 様子については、チガイヤマサ酒谷家の史料の 中に進路問題に関する手紙が残されてい る。チガイヤマサ酒谷長作がワチガイ酒谷の後見人 を務めていたため、ワチガイの支配人からの



写真② 妻と洞爺湖畔にて

相談も受けていたことが伺える。(史料⑮) 差出人はワチガイ酒谷商店の支配人を務める 岡崎半治からで酒谷長作に宛てたものであ る。やや長くなるが関係部分を以下に引用 する。

「孝輔氏小松中学校学期も幸ニ及第致し 一同安心其旨電信にて御案内申上置き本人 は本月一日東京博覧会とかへ見物旁々出京 中今朝小松中学校長的井殿ヨリー封之書翰 到来拝見致候処其主旨ハ小三郎氏の通学を 停止せよ他校へ転学可致当校ヨリ退学を命 するとの本文再伸ニハ手廻り道具返戻可致 ニ付左様御承引可相成との通告書にて驚居 候理由ハ別記無之詳細相分り不申候へ共皆 様方の御察ニ御任し可申到底同校へハ通学 絶対ニ不可能と相成候困入申候依テ本人ハ 末ダ帰宅不致候へ共電報ニテ呼寄セ置き酒 谷イヨ様と拙者両人今日午後ノ汽車にて小 松校長ニ面会シ再願シ其上容レラレザレバ 万不得止金沢中学校へ轉学手続可致外手段 無之金沢迄出張可仕候其上にて電信御案内 可申上候若し金沢校も不可能ナルニ於テハ 私立を捜す外無之候」と、突然通っていた 学校の校長から退学の通知が届き、育ての 母イヨと店の支配人岡崎が学校長に掛け合 いに行こうとしているようである。次の手 紙では他校の校長に転学を申し込むが断ら れ、他の近隣の学校もまた厳しいようで、 東京・大阪・京都の学校も探そうとしてい る様子が伺える。その際に次のような文面がある。「京都ナリ大阪ナリ東京ナリ私立学校へ入学スル外無之哉ニ愚案仕候監督人としてハ甚ダ面倒故ニ実母へも御相談被下度東京大阪京都ナリ手放し入学するとしてハ他の監督人ヨリも実母が一番宜敷からんかと被存候」(史料⑩)とあり、「実母」吉水ヨノと思われる名前があげられている。その後、通学していた小松中学校からは一ヶ月だけは学籍は置いておくが通学は禁止ということを通達されたようである。

「孝輔君も七日帰宅致し小松学校へ色々詑 を入レ■通リ通学相願候へ共遂ニ取り揚ヶ 不申保証人吾等運動ノ結果一ヶ月間丈ヶ小 松中学校二学籍を止メ置きの許可丈ヶ八聞 届ヶ被下候へ共通学は入学式ノ日ヨリ禁止 と相成一同失望仕候依テ本人今更後悔致居 候へ共施す術も絶へ一同困居申候」(史料 (47) そのため私立中学校への転学もやむ をえないとしているが、監督者が必要との ことで、育ての親イヨは老母の世話のため 監督人はできないとしている。「私立中学 校にても致方無之場合皆様之御尽力ニ依り 卆業する迄ハ通学致度希望ニ御座候依テ私 立中学校として何レの都会地も又田舎ノ地 にても寄宿所ハ無之下宿住イニ付き監督附 添人としての必要有之実は当本宅の養母ハ 老衰の老母を保護致居り且つ家番として留 守居致居り候事故ニ他ノ地方へ監督附添へ ハ到底出来不申候」(史料48) 孝輔の学 校の問題は私立中学校転学に向けて各方面 に口利きを依頼することになった。孝輔の 育ての母「ワチガイ宅姉上様」を一人にす るのは心許ないということで、支配人も橋 立にしばらく残ることになる。「余三松様 御来橋二相成幸イに付き京都公立私立の各 中学校欠員御取調と入学手続御願致置き申 候何分京都辺も各学校入学希望者多数定員 の二倍三倍との事又私立も満員致居り候由 ナレ共学校通之黒人筋を頼み運動スル考ニ

御座候私も此際下函仕度希望二候へ共ワチガイ宅姉上様御一人にて殊に婦人故二学校其他の手続亦ハ校長面会等ハ面倒とて此侭相任せ帰店も出来難く殆と困入候何ことか 覚を憚り小便にも家外二出兼居候次第気の 毒ニもあり一同閉口罷在候東京学校口三輪信吉様御照会被成下度御願申上候三輪信吉様之居所乍御手数御一報可被成下候」(史料⑭) この手紙の後、孝輔の転学に関するものは残されていない。中学校卒業の記録は無く、東京川端画学校(後の川端絵画研究所)に行っていたことが分かっている。このことについては、研究紀要15号を参照されたい。

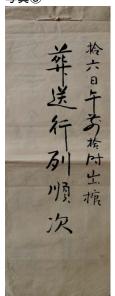
大正7年5月14日、孝輔の産みの母吉水ョノが死去した。葬儀は函館の東本願寺で行われた。西浜町ワチガイ酒谷商店前から出棺する様子を写した写真(写真③ 資料番号15-71-1191)、葬送行列順次(写真④ 資料番号15-71-938)が残されている。新聞に掲載された死亡広告(写真⑤)には、喪主に酒谷小三郎、その前に肩書きの無い「男 吉水末松」の名が記載されている。また、親戚として支配人の岡崎半治の名前が記載されている。

ョノの葬儀の香典帳が残されている。(写真⑥ 資料番号15-71-1197) 香典帳に記載された名前の中に巴見番の肩書きが書かれた人たちがいる。推測ではあるが、ヨノ自身が芸妓の出身であったのかもしれない。

西澤弥兵衛の函館の妻ミョは弥兵衛の戸籍に編籍されたが、四代目酒谷小三郎の函館の妻ョノは戸籍に入ることはなかった。 実子である五代目小三郎とは幼少期に離ればなれとなったが、生みの親についてはその存在を知っていて理解していたと思われる。その息子は亡き母のために立派な葬儀を出すことになった。育ての母イョは昭和 22年に亡くなり、酒谷家の墓にその名が刻まれている。



写真③

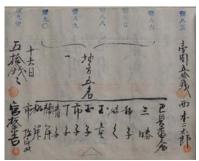




定直(1)

写真⑤ 「函館新聞」大正7年5月15日付





写真⑥

異父兄弟とのつながり

五代目小三郎の実母吉水ヨノの死亡広告には「男 吉水末松」の名が記載されています。恐らくヨノの実子と思われる。五代目小三郎とは異父兄弟となる。ワチガイ酒谷家の資料の中に、五代目小三郎と吉水末松が関係のあることを伺わせる手紙が残されている。(史料⑩)

昭和7年に出されたこの手紙は末松の息子四郎から父である末松に宛てたものであるが、五代目小三郎から依頼された鉱物の分析に関する内容が書かれている。末松は市内万代町に居住していたが、職業は分からない。手紙の内容から、息子四郎は鉱物などを分析する研究所に勤務していたようである。また、昭和11年には吉水四郎から五代目小三郎宛に暑中見舞が出されている。

ごく断片的な記録からではあるが、五代 目小三郎と吉水末松が「異父兄弟」という 関係ながら、何かしらのつながりをもって いたことが伺える。

歴史的事象としてはほんの些細なことではあるが、残された記録を丹念に読み解いていくことによって、このような人間関係も浮かび上がってくる事例として紹介した。

・五代目酒谷小三郎の画業

五代目小三郎は、戦前帝展にも入選する腕を持った画家でもあった。時代により画号は変わるが、「黒田山洋」「大聖寺古郷」などが代表的である。

絵は東京の川端画学校で学んだようである。大正7年頃に来函しワチガイ酒谷商店の経営に携わることになる。函館で最初に確認できる作品は大正11年で、前年に結成された赤光社の展覧会に出品したものである。この年には結婚もし、船見町に「山洋荘」というアトリエ兼住宅を新築している。

大正15年には帝展に初入選するとともに長 女も誕生している。アトリエで妻子とモデ ルの女性とともに撮影した写真(写真⑦ 個人蔵)や妻と共に写した写真(写真⑧ 個人蔵)が残されている。



写真⑦



写真®

昭和3年にも帝展に入選した。この時の作品「巴港風景」(30号) は500円で買い上げられている。

経営に専念したためか、昭和5~9年は作品が見当たらない。昭和17年頃から仕事の拠点を東京に移し、鎌倉に別荘を構え、そこを制作活動の拠点にするようになった。戦後は鎌倉に住み、武者小路実篤らが

主催する「新しき村展」を中心に出品するようになった。五代目小三郎の画業については、当館研究紀要第15号を参照されたい。

作品制作のための額縁・絵画道具類の購入に関係する領収書なども残されている。 また美術品・骨董品の収集も行っていたようで、販売会の目録なども残されている。

経営者としては、清酒白鹿の北海道総代理店として、大正10年には取引先30名余りを経費一万円余りをかけて兵庫の辰馬酒造に連れて行った。(史料51) 樺太大泊に出張所を開設し、石油・ガソリンも取り扱い、大正15年には函館駅前に北海道最初のガソリンスタンドも開いた。五代目小三郎が開設したガソリンスタンドについては、当館研究紀要第23号を参照されたい。また「北海モリス」という会社も設立し、主に金融に関する経営もおこなっていた。(史料52・53)

経営と絵の制作活動を両立していた五代 目小三郎は、戦後経営の一線から退き鎌倉 での制作活動に専念し、昭和32年鎌倉で死 去した。葬儀の際には武者小路実篤が友人 総代を務めている。

4 飯田家資料

飯田家資料は昭和61年に寄贈された64件 64点からなる。大部分は書画類などである が、この内16点が樺太漁場経営に関係する 史料と家に関する史料である。

樺太漁場の経営を始めたのは飯田喜太郎 という人物である。喜太郎は飯田常吉の長 男として弘化2年に津軽蟹田村(現青森県 外ヶ浜町)で生まれた。明治9年函館に寄 留し、明治13年に弁天町に平屋建の家を購 入し、同年には母トメ(文化12年生)・妻 イト(嘉永5年生)・長男喜作(明治7年 生)も函館に寄留届を提出している。明治 16年には同町に新築したが、翌年焼失。明 治39年には鍛冶町に土地建物を購入、翌年 の大火で焼失したが、翌年新築した。(史 料54)

飯田喜太郎がいつ頃樺太漁業に進出したかは不明であるが、明治30年代の記録では、マルキュウの屋号で樺太西海岸において高木萬之助・新井田禮太とともに漁場経営を行っている。樺太トマブチの漁場で撮影された写真が4点残されている。(写真⑨~⑫資料番号500816)

また、樺太をはじめとした露領漁業で活躍した桂久蔵の仕込みも受けていることが残された史料から伺える。(史料55・56) その後、大正4年には合名会社を設立している。

・飯田家の記録

飯田喜太郎は妻イトとの間に三男一女をもうけるが、長女・次男を生後まもなく亡くし、イトも明治19年に亡くなる。明治21年には二人目の妻チエと結婚するが翌年亡くなる。チエとの間に次女チョが生まれたが、チエが亡くなる直前に死去した。明治25年には三人目の妻トセと結婚したが、44年に亡くなった。

この記録を読み解いていくと、親類を頼りに青森から単身函館に渡ってきた飯田喜太郎という人物が、妻や子供との死別、火災で家を失うなどしながら、子供の成長と孫の誕生に恵まれ、函館の地で人生の幕を閉じていったことを知ることができる。

他地域から函館に移住した人物は多数いる。飯田家資料は、そのような人達がどのように函館に根付いていったかを知る手がかりのひとつとなる。

おわりに

以上、西澤・酒谷・酒谷・飯田家の史料から見えてきた函館商人の業態や家族との 関係について紹介した。

函館における商人については、実業者便





写真 9~12

覧等で簡単な略歴は知ることができる。著名な商人については伝記類から知ることもできる。また、『函館市史』通説編第2巻には、「函館商人の系譜」(P704-P708)として北前系の商人などいくつかの分類を行い、それぞれの商人の特徴について述べられている。

しかし、ここで紹介したような当事者の 資料から商人の実際の活動や家族に関する ことを述べたものはほとんど見当たらな い。帳簿類の分析等は行っていないため、 経営という視点からは不十分な点は否めな い。

史料の整理・解読作業は現在も行われて おり、今後も機会をみて紹介していくこと としたい。

(市立函館博物館学芸員)





参考文献

保科 智治「資料紹介 館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介」(『市立函館博物館研究紀要』 第13号 2003)

熊谷 奥志子「研究ノート 明治期函館商業史の 一考察-西澤弥兵衛関係文書の紹介を中心に -」(同上)

山口 精次「酒谷小三郎の画業」(『市立函館博物館研究紀要』第15号 2005)

熊谷 奥志子「明治期における婚姻形態について 一商人西澤弥兵衛を事例に一」(『市立函館博 物館研究紀要』第16号 2006)

保科 智治「資料紹介 館蔵「酒谷家資料」の紹介」(『市立函館博物館研究紀要』第22号 2012) 山口 精次「酒谷商店が建設した本道初のガソリンスタンド」(『市立函館博物館研究紀要』 第23号 2013)

山口 精次「「酒谷家資料」から読み解く北前船 主チガイヤマサ酒谷家の諸様相」(『市立函館博物館 研究紀要』第24号 2014)

史料① (14-217-T061)

往来手形之事

一、拾八反帆廻船壱艘 沖船頭弥兵衛

水主共八人乗

右廻船為商賣、諸国江差下シ申候条、宗旨万端相改メ候所、慥成者ニ紛無御座候、依之津々浦々無相違、御通シ可被下候、為其往来手形、仍而如件

明治弐年巳四月

大坂松本町 大和屋嘉蔵(印)

津々浦々御役人衆中

史料② (14-217-T063)

貸地證文之事

於内澗町二

一、表口五間 裏行弐拾間 拾ケ年 此地金三百四拾壱両三分卜永銀拾六匁壱分八厘 内訳金百七拾両卜永銀九拾五匁五分九厘

当金請取

残金百七拾両卜永銀九拾五匁五分九厘

年限中詰ニ以割合請取定メ

但し町内諸掛り并坪割銭共一切貴殿持定、年限明者地面其侭請取定メ、右之地面當已 年九月より向卯九月迄丸拾ケ年貴殿方江貸渡し申候所實正ニ御座候、然ル上者年限中 脇方より故障等一切無御座候、萬一違乱申もの有之候ハゝ加印私罷出急度埒明、貴殿 江少も御迷惑相懸間敷候、後日為念地面貸渡證文、依而如件

明治二巳年九月

地 主 酉屋庄蔵(印) 親 類 落合屋宗兵衛(印) 立会人 大坂屋半右衛門(印)

西澤屋伝右衛門殿

史料(3) (14-217-T067)

運賃積約定證

一、厚岸昆布千弐百石目

積取運賃百石目ニ付金八拾円之割

船中用捨目五分方之定メ

此敷金千弐百円也

右之通約定取極、前書之敷金正二請取候也、帰着之上運賃并船中五分用捨共諸勘定可致 候、万々一海難等之節者、敷金三之一者船手持之定メ、為後念約定一札、仍如件

明治七年九月十日

函館内澗町 東京商社中 鹿島万平出張所

西澤弥兵衛殿

御手船善寶丸長太郎殿

史料④ (14-217-T082)

新昆布賣附約定証

釧路國厚岸郡出産

一、新上等昆布 壱千石目

全國釧路郡出產品

〆合石壱千四百石目也

但シ 四千貫目ヲ以百石トス、外ニ三駄懸ケ壱桿ニ付、砂引シテ壱貫目増事 直段 百石ニ付 金五百圓替へ代金七千圓也

内 金六千三百圓

右代金之内唯今正二請取(印)

残り金七百圓也

右金釧路郡二而昆布積入済之上請取可申約定

右之通賣附約定仕、則證據金トシテ前顕之代金六千三百圓也正二受取申候所確実也、依 之該品渡シ方其他約定スル條款左之如シ

第一條

一、該約定品渡し方之義ハ本年第八月廿五日ヨリ産地之内弐ケ所ニテ貫目相改無相違相渡 し可申約定、尤も受渡し之場所ハ厚岸郡湾月町并釧路郡之内昆布森及跡永賀両邑ノ内貴 家御望方壱ケ所ニ而可相渡し申候事

第二條

一、私昆布他賣等勿論貴家手船仁寶丸江積入シマヱ不申候内ハ決而外方へ一把タリ共相渡 し不申候約、若万一渡し兼候節ハ減石数ニ当テ時之直段ニ照準シテ直違金償シテ相渡し 可申候、其他積取之不足石ニ者欠石運賃シテ百石ニ付金八十圓之割ヲ以支弁可致事

但し 非常之天災ニ懸り減石スル時ハ受取之御代人ト協儀之上元金ニ制限之利子相 加へ則日御返却可致候事

前顕之通約定仕候処相違無御座候、若万々一不都合有之候節ハ両人ニ而賣附致候得共連名 之内壱人ニ而も聊御迷惑等ハ勿論御損毛相懸ケ申間敷候、依而賣附約定證書如件

明治十三辰年第八月六日

釧路郡米町 賣主 林 大助(印) 厚岸郡湾月町 仝 林 政六(印)

函館内澗町

西澤彌兵衛殿

船長代理 近岡祐介殿

追約條

- 一、本約定書第弐條之内欠石スル等之事変在テ賣主ヨリ買主ヱ欠石運賃拂フ時ハ百石ニ付 運賃金ハ拾円割合渡スヘキトアルヲ茲ニ改正スル左ノ如シ
- 一、萬々一減石渡兼候節ハ外方倭船運賃之格ニ比較シ運賃ヲ拂フヘシ、亦船中用拾義同様

タルヘシ

明治十三年第八月廿三日

釧路国厚岸郡湾月町 林 政六(印)

史料⑤ (14-217-T002)

借用申證文之事

一、金子百両也

右者借用仕候処実正明白御座候、返済之儀者来五月中無間違返納可仕候、若返済相成兼候 節ハ、建網壱通并諸道具相渡可申候、後日為念仍而如件

慶應四年辰正月

小川五郎兵衛

箱館 イチヤマジュウ御印様

史料⑥ (14-217-T099)

金子借用証書

一、金弐千弐百圓也 但利子之儀者壱ケ月金拾円ニ付弐拾五銭之定也

右之金子私共要用ニ付借用仕候處確実也、然上者明治拾五年七月廿五日限り屹度元利返済 可仕候、万一借用人之内他行可致候者有之候ハゝ居宅之者ヨリ返納可仕候、尚不足有之候 節者家財及各自處有物不残差上貴殿江聊御迷惑相掛申間舗候、依テ連借証書如件

明治拾五年壱月一日

蓬莱町 借用人 武蔵野清次郎(印)

豊川町 同 武蔵野ミチ(印)

蓬莱町 同 武蔵野ツル(印)

西澤彌兵衛殿

史料(7) (14-217-T129)

念 証

秋田県下羽後国仙北郡石仮戸外四ヶ処之硫黄山貴殿并ニ拙者等ニ於テ借区開坑罷在候処、 今般示談之上右硫黄山之権利ヲ拙者共江譲与相成候ニ就テハ、今後貴殿ニ於テ該山江対シ 利害得失トモ更ニ関係無之者勿論、該山ニ係ル最初ヨリノ負債金等之事ニ付、貴君江決シ テ御迷惑相係ケ申間敷候、為後日連署ヲ以テ念書差入候処如件、副書之同盟員村田広太郎 之該山ニ係ル権利ハ曩ニ貴君御譲リ受ケ之処、今般仝人権利共ニ拙者等江譲与相成候ニ付、 従前該山負債等之件ニ付今後仝人江相懸り候義者決シテ無之、随テ貴殿江聊御迷惑相懸ケ 申間敷候条、此段副書致候也

明治廿二年三月十七日

秋田県下羽後国仙北郡石仮戸 外四ヶ山硫黄山借区開坑人

越 俊道(印)

同 断 亀井 半七(印)

同 断 高見澤八五郎(印)

西澤弥兵衛殿

史料⑧ (14-217-136)

為取換契約證

一、阿部済カ平出喜三郎ヨリ借リ受ケタル海産干場、即チ千島国紗那郡有萌村字パウスモイニ於テ、本年限り西沢弥兵衛ト阿部済両人ニテ合併漁業ヲ執行スルニ付キ取極メタル 条件左ノ如シ

第一条 西沢弥兵衛ハ此合併漁業資本トシテ金壱千五百円也 無利子ニテ支出スベキ事

第二条 営業上ハ阿部済名面ヲ以テスルコトトシ、既ニ其収獲シタルモノハ西沢弥兵衛ノ 名面ヲ以テシ、互ニ無報酬ニテ尽力スヘキ事

第三条 総テノ収獲物ハ函館ニテ時價賣却直段ヲ以テ損益勘定ヲ遂クヘキ約定ナリ、然レトモ鱒丈ケハ産地受渡ノ約東ニテ精品百石金参百五拾円ト直段ヲ取定メ精算スヘキ事 第四条 該場収獲物ハ鰊・鱒・鮭等ヲ以テ目的トシ漁猟収獲ノ上ハ即時ニ阿部済ヨリ西沢 弥兵衛へ受渡ヲ終ルヘキ事

第五条 此合併漁業ニ付損益負擔ノ區別ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、西沢弥兵衛ハ拾分ノ四
- 一、阿部 済 ハ拾分ノ六

前条ニ雙方承諾シテ結約セリ、依テ後日異変ナキノ證據トシテ此證書貳通ヲ製シ互ニ連名 署印シテ交換シ置クモノ也

明治廿五年六月七日

函館区末廣町百〇三番地 西澤弥兵衛(印)

函館区春日町拾五番地 阿部 済 (印)

函館区東濱町拾九番地 立會証人 土方栄次郎(印)

追加、此約定ハ本年限ト記載シアレトモ双方熟議ノ上尚継続スルコトヲ得ルモノトス (印)(印)(印)

史料(9) (14-217-066)

(表紙)

「 明治十六年十一月一日

家督相続譲渡證

愛知郡斧磨村

西澤弥平ヨリ」

代替二付地所譲渡證

愛知郡斧磨村第九十壱番 持主 西沢弥平

字渕ヶ谷

一、山 壱反五畝廿六歩 地価 七拾九銭

第九十二番字仝断

一、山 五畝拾歩 地価 廿七銭

第二百三十壱番字東谷 一、山 弐反六畝拾六歩 地価 壱円三拾三銭 第二百三十五番字東谷 一、田 拾三歩 仝 八拾三銭 第二百三十六番字東谷 一、山 拾五歩 全 参銭 第二百三十七番字東谷 一、田 壱畝廿七歩 仝 拾壱円七拾三銭 第二百三十八番字東谷 一、田七歩 地価 四拾五銭 第二百三十九番字東谷 一、田 壱畝廿三歩 仝 拾円九拾銭 第二百四十番字東谷 一、田 廿歩 四円拾弐銭 第二百四十壱番字東谷 一、田 廿六歩 仝 四円七拾三銭 第二百四十二番字東谷 一、田 壱畝拾歩 仝 七円廿六銭 第二百四十三番字東谷 一、田 廿六歩 仝 四円拾五銭 第二百四十四番字東谷 一、田 壱畝五歩 仝 三円八拾六銭 第二百四十五番字東谷 一、田 拾壱歩 地価 壱円五拾壱銭 第二百四十六番字東谷 一、田 廿九歩 仝 三円九拾八銭 第二百八十番字堂ノ前 一、宅地五畝拾歩 全 弐拾四円九拾六銭 第三百五十五番字前等 一、薮 拾六歩 仝 壱円六拾銭 第三百八十壱番字下平 一、山 拾歩 仝 弐銭 第五百五拾八番字向山 一、山 壱反五畝拾弐歩 仝 七拾七銭 第五百六十九番字向山 一、畑 拾五歩 全 壱円廿七銭 第五百七十三番字向山 一、畑 壱畝四歩 地価 四円拾五銭 第五百七十四番字向山

一、林 壱畝四歩

仝 三拾四銭

第五百九十五番字向山		
一、山 四畝七歩	仝	弐拾壱銭
第九百六十二番字江内坂		
一、山 三反三畝四歩	仝	壱円六拾六銭
第千廿六番字三條町		
一、田 三畝拾歩	仝	弐拾円五拾八銭
第千廿九番字三條町		
一、田 壱畝廿八歩	仝	拾四円七拾弐銭
第千○三十番字三條町		
一、田 三畝八歩	仝	弐拾四円八拾七銭
第千三十壱番字三條町		
一、田 三畝拾六歩	仝	弐拾六円九拾銭
第千百九番字脇		
一、畑 廿五歩	仝	弐円拾三銭
第千百拾番字脇		
一、畑 廿六歩	仝	弐円六拾三銭
第千四百拾四番字三田地		
一、田 五畝廿四歩	仝	弐拾七円七拾五銭
第千四百拾六番字三田地		
一、草生弐畝歩	仝	四拾銭
第千四百十七番字三田地		
一、田 五畝廿五歩	仝	弐拾七円九拾壱銭
第千四百五拾四番字西山		
一、山 壱反八畝拾弐歩	仝	九拾弐銭
メ三拾四通		

右之地所今度相続人長男西沢弥兵衛へ譲渡シ申処確実也、然ル上者右地所ニ於テ後日苦情 申者毛頭無之ニ付大切ニ維持保護シ相続可致、依テ親戚連署之上如此候也

明治十六年十一月一日

愛知郡斧磨村

譲渡人 西沢 弥平(印)

保証人 西沢重兵衛(印)

仝 西沢 喜蔵(印)

相続人 西沢弥兵衛殿

前書之通り相違無之候也 右村戸長西沢重左衛門 印 甲第二拾六号

史料⑩ (14-217-239)

(雷報)

受信人 タチハナマチ シマカムラ ニシキヘイジ サワナカシロ

発信人 ヲヲサカ ハクロマチ ツモリ ヲカニテ キノシタナヲシロ

本 文 キミノチチサクヤキウ ビョウデシンタ ボクチ チイマ ヲンセンニ ヲラヌ ナ リタユキシタ

史料① (14-217-240)

(電報)

受信人 ハクロマチ カリマメヤ ニテ ニシサワナカジロウ

発信人 ハコタテ ニシサワ

本 文 ヤマイ シンゾウマヒ ソ ウシキ イツカキスル

史料① (14-217-241)

(電報)

受信人 バクロウテウーカリマメヤ ニシサワナカジロ

発信人 キョトモトセイガンジ クロモンハツトリ

本 文 サクヤチチシンダ トハ コダ テヨリキユウデン アリ スク カヱレ

史料(3) (14-217-168)

第阡参陌弐號

金円貸借証書正本

北海道渡島國函館区末廣町陌参番地住居平民物産商

債権者 西沢弥兵衛 陸拾肆年拾ヶ月

同道同國同区同町同番地同人方同居同人妻平民

代理人 瀬田松ミヨ 伍拾参年

右瀬田松ミヨハ、西沢弥兵衛ノ部理代人タルノ委任状ヲ所持セリ

青森縣陸奧國南津軽郡枝川村漆番地平民当時北海道根室國

根室郡根室定基町肆丁目壱番地住居漁業

債務者 工藤善雄 参拾壱年

北海道千島國紗那郡留別村番外地住居平民漁業

右代理人 田中要之進 貳拾捌年参ヶ月

右田中要之進ハ工藤善雄ノ部理代人タルノ委任状ヲ所持セリ

北海道渡島國函館区壽町拾伍番地住居平民雑業

立會人 白鳥勝太郎 肆拾弐年壱ヶ年

右債権者、西沢弥兵衛代理人瀬田松ミヨ、債務者工藤善雄代理人田中要之進ハ、明治弐拾漆年壱月拾捌日公証人横山吉四郎役場ニ於テ、白鳥勝太郎ノ立會ニテ、左ノ契約ヲ締結ス

第壱條 工藤善雄ニ於テ、金伍陌漆拾壱円弐拾銭ヲ西沢弥兵衛ヨリ借用セリ

第弐條 利息ハ壱ヶ月陌円ニ付金壱円弐拾伍銭ノ割合ヲ以テ元金拂込ノ都度、共ニ拂込ム

者トス

第参條 元金完済ノ方法ハ、明治弐拾漆年ヨリ明治弐拾玖年迠参ヶ年ニ割賦シ、毎年陸月 拾月ノ両期ニ分チ、其参拾日ヲ限り壱期金玖拾伍円弐拾銭ツツ弁済スル者トス

第肆條 債務者カ債務履行ノ地ハ当函館ト定約セリ

第伍條 債務者ニ於テ、第参條ニ規定スル期日壱期ニテモ拂込マサル時ハ、年賦割済ハ当 然取消シタル者トナシ、直チニ元利金完済スヘシ

第陸條 債務者ニ於テ債務履行ノ地ハ、当函館ト完約シタルニ付、若シ履行期日ニ至リ之 レヲ履行セサル時ハ、直チニ強制執行ヲ受クルモ、異議ナキコトヲ合意セリ

右契約ヲ締結シタルコト関係人工讀聞ケタル処、一同相違ナキコトヲ認メ、各自左ニ署名 捺印セリ

> 西沢弥兵工代理人 瀬田松ミヨ 工藤善雄代理人 田中要之進 白鳥勝太郎

右契約ヲ為シタルコトヲ確証スル為メ、左ニ署名捺印スル者也

明治弐拾漆年壱月拾捌日

公証人横山吉四郎役場二於

函館区裁判所管内北海道渡島國函館区會所町参拾伍番地住居

公証人 横山吉四郎

此正本ハ、原本ト同時ニ関係人一同ノ面前ニ於テ、債権者西沢弥兵衛ノ為メニ之レヲ作リ、 原本ト相違スルコトナキヲ確証ス、依テ債務者工藤善雄代理人田中要之進ト共ニ署名捺印 ス、但此正本ハ初度ノ者也

明治弐拾漆年壱月拾捌日

公証人横山吉四郎役場ニ於テ

函館区裁判所管内北海道渡島國函館区會所町参拾伍番地住居

公証人 横山吉四郎 (印)

工藤善雄代理人 田中要之進(印)

史料(4) (14-217-T309)

漁船賣渡証書

十勝国当縁郡当縁村字湧洞佐藤嘉兵衛ニ預ケアル拙者所有之

- 一、漁船 弐艘 長サ四尋三尺
- 一、艫櫂 壱本

此売買代金参拾円也

右物件ハ、拙者所有ニ付キ前記ノ代金ヲ以テ貴殿へ売渡、現品引渡済ノ上代金正ニ請取申 候處相違無之候、付テハ後日右物件ニ対シ自他故障無之事ハ拙者ニ於テ保証可致候、依テ 為後日売渡証一札相渡置如件

明治廿八年第九月廿二日

函館区末広町西澤弥兵衛(印) 代印 西澤みよ

栗山三慶殿

史料(5) (14-217-087)

証

- 一、金弐百円也 世襲財産
- 一、金壱百円也 家具料

〆金参百円也

今般私儀協議ノ上分家仕候ニ付、右ノ金額ヲ世襲財産及道具料トシテ御附與被下正ニ受取 申候、然ル上ハ此後如何様ノ場合ニ立至ルトモ決シテ無心ケ間敷儀申出間敷候ハ勿論、親 族取引先等エモー切立寄申間敷候、為後日財産受取証依テ如件

明治廿二年九月廿日

西澤又次郎 (印)

西澤又兵衛殿

史料(6) (14-217-T34)

よる十時半ニて、でんぼ(電報)ま入、どよミ(どう読み)ましても、チチ上様しけ(死 去)とよりよ(読)めまぬて、寺へはしりても、ひさなかれ(膝流れ)あるかれませず、 とやら(どうやら)ま入、それニちがいないとされ、とほ(途方)ニくれて、あさまでひ ハち(火鉢)のはた(端)ですハり(座り)、あなた様ニも、さそ(さぞ)おどろきなさ れたでありましに御座りまそう(ましょう)、な二とも申方もなきゆへ母々もあなたがか ハい(可愛い)ゆへニなきくらし候、又ハこれまて(迄)のやくそくとあきらめて、今日 迄ハ手紙かきてもかけませぬゆへ、大きニおそ(遅)なハり候、とれほどニ座んね(残念) ニおもいなされたて(で)ありましたでありましお(しょう)、母々ハ交(こもごも)心 ろかいろいろとおもて(思って)ナミた(涙)ハかりなが(流)しておりまする、寺二て お京(経か)様あけとし(あげどうし)ニおります、おじ様も三んふ京(三部経)あけて 下され、もはやおじ様り御座なく候、あなた様も大せつニなされて下され、それよりこと ハ御座りませぬ、そしき (葬式) ハ五日か六日かとおもて (思って)、十ち (時) か十一 ちか十二ちかとおもて哭礼あげておりました、とおぞ大せつニほとけ殿おなし(御為し) 下され、どれたけあなた様ハちから(力)おちとそんじ候、母々もおも(思)へハちから おちて、いまた(未だ)あしがふるへて寺までゆきかねまする、寺のおハ殿一日まざき(真 っ先)ニ御出下されて、二条おじ様もおか殿もさんそく(早速)御出下されて、おか殿ハ ひとよさ(一夜さ)おとまりて下され候、母々も今た(未だ)いてもらいます、私くしも ぼけたよニなりまして御座ります、あなたかびきしまてハ(あなたが病気しては)とも(ど うも)なりませぬ、きはり(気張)てから二大せつ二なし下され候母々上殿へもよろしく 申上下され候、弥太郎、おさきとのもみなミな大せつよて、ほとけ様お大せつニなし下さ れ候いろいろと申き事ハ山々御座候、先ハかしく

五月六日

母々より

西澤弥兵衛殿

御母々殿

弥太郎殿

おさきどの

史料① (14-217-T348)

猶猶弥太郎大切二なし下され候、ふたりなかよくなし下され候、ほとけ様、母々へ の心二て御座候、よろしく御たのミ申候

一筆申上候べく候、おひおひしのきよく相成、弥太郎初め皆々様御機よろしく御つき下さ れ目出たく存上さそく手紙さしたすはつのところ、大きニおそ(遅)なハり此段御ゆるし 下され候、よやく此ころかぜもよろ敷相成、またすきり(すっきり)ハいたさぬゆへまこ とニおそ(遅)なハり候、弥太郎・さき御前様三人ともよくそやかい(帰)りて下され、 母々事も安心いたし候、おたちのせつよ(嘉)身たていさぬ(いたさぬ)ゆへ今々心ろの こりいたしおり候、きけんよくつき下されて日々よろこびくらし、又、あい(間)もなく 母々様およそやのぼ(上り)しなされ、なニほといそ(忙)かハ敷事やらとそんじ候、三 日二つ(着)きなされるとおも(思)て十一■し半二母々とおいねどの二条■(の)母々 殿とおじ様とでむかい二ま入、きしあ(汽車)はいりてもミへなくて、又、中おか様へか いりて四ぢま半で(四時半迄)まちおり、もはや之(この)日てハなき事とみな殿申なさ れ、中おか殿で御地そ殿(御馳走)ニなりまして、かへりましたらでんほ(電報)ま入、 六時二のりこむと申ま入、四日二十一ち(時)二又、私事・おいね二条母々殿・おじ様と むかいニま入、すくさまあへまして、寺へつれまして、四人ともうくりとそけ(送り届け) またよ(呼)ハれて六条ゆかねハならぬと申なされ、とと(留)めましてもゆかねハなら ぬと申なされ、又、母六条まてうくりとそけ申候二人ハ寺ニあすけおかれ日々やすみて、 又寺へかへりて私くしと六条へまいるよニ申おき候、けして御心はい(心配)ハ下さるな、 三百り(厘)もへた(隔)ててのほり(上り)なされて、なミやたいて(並大抵)の事て ありまするか、よこそのほし(ようこそ上し)なされた、大切ニ御せハいたし候、もはや 御たかい(互)ニいとまこい(暇乞い)とそんじ候、大せつニいたしたきとそんじ候、ま ことニ寺ニも皆々が心よくすると申下されてよろこび下され、寺ニもまことニあついせハ なされて下され、まことうれしく候、小使もすこしハよけ入ましよ(余計いりましょう)、 けれともはやいとまごいと(けれど、もはや、暇乞いと)そんじ候、御知し(承知)下さ れ候、又、弥太郎事大せつニなし下され、ゆたん(油断)して下されな(下されるな)、 又御前様・おさきどの、なかよくして下され、それが大一ここと(第一のことと)そんじ **候寺おじ様も弥太郎ハひかる(叱る)こでハないと申なされ、大せつニそたて下され、御** ねかい申候、又、ふゝ(夫婦)仲よくして下されハ、よき事かあたハると申なされ、大せ つニなし下され候母々殿の事ハけして(決して)あんじ(案じ)下されな、山々申たき事 ハかり候、あとやさきハかり申候、半んじ(判じ)下され候、おさきどのへもへつ(別) ニあけます(あげます)、なれとゆるして下され候、先ハかしく 四日夜

四月五日

はゝより

西澤弥兵衛殿

弥太郎殿

おさき殿

史料(18) (14-217-T332)

北海道廳指令第二五二四號

北海道函館區會所町四番地平民 西沢弥兵衛

仝所 亡西沢弥兵衛遺妻 ミヨ

明治三十年七月五日付願亡西沢弥兵衛遺妻ミヨノ戸籍ヲ削除シ、西沢弥兵衛戸籍へ編籍ノ件聞届ク

明治三十年七月二十九日

北海道廳長官原保太郎 (印)

史料(9) (14-217-T386)

保育證

西澤弥太郎

明治廿五年五月生

右ハ本園規定ノ保育ヲ完了セシコトヲ證ス

明治卅二年六月十五日

私立函館幼稚園長 武藤八千(印)

史料20 (14-217-T446)

納入告知兼領収證書

第二六号 明治卅六年度 第 高等小学校授業料

一学年生■組 西澤弥太郎 保護者

一、金六拾銭

右金額毎月指定ノ期日ニ授業料取扱人へ納付スベシ

明治 年 月 日

京都市参事会 京都市長 内貴甚三郎

注 意

- 一、授業料ハ本証書ニ現金ヲ添へ納付スルモノトス
- 二、授業料ハ便宜数月分ヲ前納スルモ妨ナシ、但其年度内ニ限ル
- 三、授業料ハ本証ニ京都市収入役□ハ京都市金庫(株式会社京都商工銀行)□□□ハ当該 学校長ノ割印并ニ取扱者ノ認印ヲ以テ領収ノ証トス
- 四、此証書亡失毀損シタルトキハ其旨届出再渡ヲ受クベシ

史料② (14-217-T451)

(前欠)

致し候、北海道は内地と変り最早寒気を催す事なれば、随分と御身大切に願ひ上候、当地も早朝夕は餘程涼しく相成、父上出立前とは数倍と暮し安く相成候、御尋にあづかりし小生の鼻も、近頃は経済的に大学病院に通ひ追々と全快の方に相成候間御休心下され度候、絹子も幸ひに無事学校に通学致し居り候、御書面にて承れば、鈴木には聊か成功なし居る様子なれども、動産不動産は皆他人の名義とやら、真に残念には御座候へども、全く集金の出来ぬよりは小数なりとも受取るコトかなわば、不運の中にも幸とあきらめ申居り候、なほ他の証書につきても、父上には最早御考の有るコトとは存じ居り候へども、出来得るコトなれば他にも行き、一度は掛合ひ申候て、事の始終を語りなば、亦々受取るコトも出

来兼まじく候へば、何分にも一應は御尋ねに相成候はゞよろしくもあり、又二度と北海道には行くコト出来兼ね候へば、何卒左様なし下さらば何よりの幸とは小生の凡慮にて御座候、亦始めに御送金下さるのは御隣に渡し申すべく、後のは万事の拂に致すべく候間、左様御承知下さるべく候、母上にも別段心配も致たされ居る様子も無之候へば、御安心下され度候、時候柄御身大切に、先は御返事迄 敬具

さき

弥太郎

御父上様

二伸

父上留守中は森田様に御紹介に相成り居り候へば、父上よりも一度礼書を御出し下され 度候、又旭日川には何日頃迄御滞在■■御尋ね申候

史料② (14-217-T458)

西沢弥太郎様 吾妻商會

拝啓陳者、十日頃ニハ御来店被下候様小宅ニ御話シ有之候ニ付キ御待チ受ケ致居候モ、今日迄御来店無ノミナラズ、何等御通知モ無之、弊店ノ取引方略ハ極メテ確実ヲ旨ト致居候ハ、貴店ノ篤ト御存知ノ事ニ候處貴店ニ対シテハ極メテ寛大ニ致居候、将来ト雖モ出来得ル限り貴店ヲ生カス方略ヲ執り度存居候モ、四千円ニ近キ金ヲ打捨置キ、何等御挨拶無ニ於テハ如何ニモ貴店ニ誠意アリトハ認メ難ク候、御誠意無ニ於テハ當方トシテモ黙止致難ク候間、至急御来店前後策御協議被下度、此段申入候 匆々

大正15年12月16日

史料② (14-217-T348) 史料①に同じ

史料② (14-217-T354)

一筆申上、まことニきびしくあつさおハしまし候、弥太郎初め皆々様御揃御機けんよく御目出たく存上候べく候、次ニはゝ事、日々ふじニしのき、此段御安心下されたく此のあいたハにしんよくそや送り下され寺はしめ皆々様大よろひ(喜びカ)下されて、皆々様からあつく御礼申下されとの御せんこん(善根)、母々事ハかくへつのよろこび申候、あつく御礼申上候、あなた様のほ(方)ハ、かくへつの大ふけき(不景気)申され、それニつきましてもハ心配ばかりでありましと、日々さし(察し)入候、母々事心配ハかり申候、ものミハたかし、いる事ハ大し、大きニこまり候、当年ハみお(妙)なとしで賀加(加賀)佐々木のほ(方)へきくニきなされて、せんとくのよな(様な)たばこぼん(煙草盆)のひハち(火鉢)おつい(対)ニもらい、寺ハ東京の山村様きられそれそれみやけ(土産)もらい、かや(返)しハせねハならず、安吉様のほも男の子ができおたね殿のほも女の子てき、おふみどの子共でき、それぞれ賀加も、みところ(見所)かやしせねハなりませぬ、はゝハつろて(辛くて)たまりませぬ、寺もかみハやめてしことハなしに、ひ(費)ハい入ますし、こまり入、母々殿おかいりてから、とんこ(何処)もて(出)ずニ入ます、まことニこまり入候、一寸申上、か(買)いう(受)けのいへ(家)両ほ(方)とも屋ねもれまして、ふし(普請)おせねハなりませぬ、それ二つきましてもおじきハ心よく申なさ

れ、服部様ハなまへかい(介)しのことのゆへ、きりかへまでハまハし(回し)のことの と申なされ屋ちんハ服部様へおさまる事ニ御座候、小使ハかりニま入候、どしましても金 拾円ばかり入候、まことニあなたニき(聞)かすつのてなりませぬ、服部様も(申)され る事ハ、弥兵衛のところへ金子の事ハ申なさるなと申下され、金子まりかねるときけハ、 まこと二日々心配ハかり申候、其のなかへひとへ壱まいかいまして申ハけ御座なく候、御 前様方おいでてから、むこ(向)よろしきと皆々申なされ、どしましてもきりニま入ませ ぬ、なりませぬゆへおじ様もまことニそれハありかたい事し、と申下され、まことニはり ましてこまり入候、いらざらぬる二ハけしてつかいませぬ、な二事もそたん(相談)いた しておりまする、よくきゝわけ下され候、かり金んのところもハし(わし)かこまかしか きましてやりまする申なされ、申かね候らへともすこしハかりてもよろし、とおそ御ねか い申候、まことニ御きのどく殿ニ候なゝこおそめましたら、そめが弐円八十銭はかけが三 円ばかりいたし候、まことニすまぬハけ(訳)ニそんじ候、とおそ御ねかい、しやくや(借 家)の事ハ、おし様のなされるよニなし下され、かれこれ申して下さると、母々のためニ まことかた(肩)ハりまするかとそんじ、どおそ御ねかい候、此のよな事ハかり申候、あ とやさき申候よくかんこ(感悟)なされてよミ(読み)下され候弥太郎事日々あつさても かんこ(頑固)い(言い)ゆきまするて、あり水きおつけ下され此のあたうちそすい(疎 水)で七才、八才男二人しなれ、それきゝしましてから、よ計弥太郎の事ハかりおもいく らし候、とおそきおつけ下され、あまりひかり(咜り)て下さるな、さきともなかよくな し下され、それかなニよりのことニそんじ候、服部様、おしもあニハとしているやろ、よ れハきニかけ下され、しくや(借家)もとなされた、ふけきてたちませぬかとそんじ候、 此のよな事ハかりてハありませぬと■おもて下され、山々申たき事ハかり候 かしく

七月九日

西澤弥兵衛殿

同 弥太郎殿

史料② (14-217-T355)

猶猶弥太郎大せつニなし下され候、よろしく御たのミ申候

大き二御ふさた申候、まことニきびしくあつさ二相成候、弥太郎殿初め皆々様御揃なされ御機けんよく御目出たく存上候べく候、次二私しふし二しのぎ此段御安心下され候、せん ■ ■ ハよくそや手紙下され、まことニ有かたく、其のせつハ母々殿から品々うくり下され、寺おは殿、おいね殿とまり(泊り)まして大よろこび申候、あつく御礼申下され候、又其のせつハにしん、ほぼ殿へ下され、皆々様大よろこひ下され母々殿へあつく礼申下され候当年ハ大ふけき(不景気)ニてまことニ物たかきニてこまり入候、御まへ殿のほ(方)ハ辺し(辺事)て大ふけきうけたまハり、母々事日々心配わかり申候、それニつきましてもしんき(辛気)な事ハ山々ありましけれと、又其の内ニハ其のよな事ハかりてもありませぬかと、日々おもいくらし候、弥兵衛もそれニつきてハ心配もありましよりとそんじ候、御まへ殿きおり(気折)てあんい(安意)よなし下され、弥太郎の事があつ(暑)きなれハ、川いてもゆかれまじかと日々心配おり候、どおそ弥太郎ニゆいきかせて下され、此のあいた二条の御母々殿御出なされて、おはなしなされ、りすい(流水)はまりてふたりもし(死)なれたと申なされ、それからよけ(余計)く(苦)ニなりまして、よるひるおも

いどし(通し) 二くらし候、よくきおつけ下され、弥兵衛へもふけき二つきましてハしんき (辛気) もおこりましけれと、御まへ殿きより(距離)とりて、おこられぬよこなし下され候、とおそ御たのミ申候、母々事ハ弥太郎の事、御前殿方の事き二なりましてハすれ(忘れ)られませぬ、とおそ御たのミ申候一寸申上候、小門(小紋)ちりめん、はんて(半纏)ありますの、二たんありますると申ま入、増々こまかき二そめまするのでありまするが、一寸御たすね申候、そめちん一たん二つきまして壱円八十銭ほと二つきまする、一寸へんじ下され、な二事もしよ御座なく候、母々事も当年ハいる事ハかり大くて、こまり入候、もはやく(苦)二なりまして、もあい(舫い)もみ(実)もなりませぬとおそ御たのミ申候、はなし申たき事ハ山々御座候 先ハかしく

はゝより

西澤おさきどの

同 弥太郎 殿

史料26 (14-217-T361)

さそく(早速)御礼申候、廿六日出の手紙廿九日相とそ(届)き候まこと二今たきひしく 弥太郎初め皆々様御揃御機けんよく御目てたく存上候、次ニ母々事も■■■(ぶじにカ) しのきおり、此段御心下され候金子弐拾五円まさニ請取申候、あなたもふけき(不景気) のところなミやたいていの事てハありませぬ、あつく御礼申候、なこともおもハんとい (言)いませぬ、おもいくらし候、あつく御礼申候さきどのより申下され、弥太郎も日々 せた(成長)して、へんげ(変化)■しられ、母々事もねんじるよニおもい、どおぞ大せ つニそたて(育て)下され、寺ニも佐々木ニもきゝまして皆々おじきはしめ、よろこハれ、 おとそ(どうぞ)皆々が中よくなされて御くらし下され、母々事安心いたし候御前様と(ど う) なされて御座るやらと日々おもいくらし候其の中からよぞや(よくぞ)うくり(送り) 下されて、まこと二有かたく候、又、品々うくろと申下され、それハおきのどく殿二そん じ、其のよニ御しんはい(心配)下されまじく、母々事ハ其の心ろで下されハねてもおき ても、よろこふハかり、又、十月十一日ニハかいり(帰り)たきよニ(様に)申下され、 まことニうれしきぞんじ候、春かへりて下されて、あいたき事ハ山々ニ候、来春のたのし ミになし下され、あいたき事ハ山々おハし候、ものも入まするて、とおそらいねん (来年) ニなし下され、日々其の心ろて身もたのしミいたし、たとや(例え)あハすともし(死) ニましてもじぶん(十分)て御座ります、春おまちて日々たのしミまする、一寸はかまの 事、其のうちニハ御とそけ(届け)申候、皆々様なかよくなされて下さるのか大一(第一)、 ふたりの母々とこ (子) ニとそんじ候、よろしき御たのミ申候、弥太郎おあふないとこへ やりなさらぬよ二御なし下され、あなたのほむいて (方、向いて)、あさハん (朝晩) お 礼申さぬ日ハ一日も御座なく候、弥太郎せたしてくれて、母々ハまことニよろこび申候、 ■ (お) さきどのへもよくなかよなされて下され候、けしてけんかハなされて下さるな、 よく御ねがい申候、山々の事ハかり候、ますハ、あまり入まして一寸申候八拾五銭マルイ、 壱円九十銭米代、八拾八銭すミ代、拾壱円八十銭しかい代二円やちん、壱円六拾三銭わり き代四円八拾五銭ちゝふしま代弐拾二銭あらと払、弐拾七銭しお、了

まことニ申ハけ御座なく候らいけつ(来月)ハすこしのとそんじまことミな計らハして

もらいましてあつく御礼申上候

八月三十一日 母々より

西澤弥兵衛殿

同 弥太郎殿

同おみよ殿

同 さきどの

史料⑦ (14-217-T365)

猶々弥太郎事大切二なし下され候、母々事ハする二ひますこしも御座なく候、おたのミ申候

一寸一筆申上候、あさタハよほと(余程)しのきよく相成、先二弥太郎初め皆々様御揃御 機けんよろしく御成なされ目てたく候べく候、次ニ母事もふじニしのきおり候、せんたつ よりいろいろ御しんせつ様申下されまことニありかたく存候おこめもまことニよくて(出) きまして皆々様の御人が大よろこび、まことニうれしき事で御座ります、又あなた様のほ (方)もしせん(自然)とよくなりまするとおも(思)て日々たのしミ申候、弥太郎事も 日々へんげ(変化)いたされまこと二たのしミいたし候あなた様、おさきどのも日々たの しミなされて御くらしなされ、母々事ハあさタニハきと(きちんと)そちらむいて御礼申 おり、あなたとして(どうして)おいでなさる、母々事ハそれがき(気)ニなりまして御 座ります、御きかせ下され候、一寸申上、此のたびハ石伊殿御店より諸用ニまいられ、あ なたのほ(方)へまいられるがとそんじ、はかまもおそく相成、おしき殿かことつ(言付) けると申下され、ゆかれたらよくあしらへ下され、石伊殿もやくいん(役員)ニなられ、 とやらびんなかの山え (どうやら備中?の山へ) 事ニうけたまハり、新門様ニ金弐万円も かり二なられたよニうけたまハり、それ二つけての事二、とやらどざん(銅山)の事二ま いられるよニうけたまハり、よくあしらい下され、品ニよれハあなたも其のなかへ、又よ き事てもありまするやらもしれませす、それニつきましてハ弥太郎ニなニかうくり(送り) たいけれど、てニもつ(手荷物)ニなるよニ申されざんねんなから一寸御しらせ申候、皆 々様なかよく御くらし下され候、あとやさきと申候、よろしくはんじう(繁昌 判し)下 され候 先ハかしく

九月十日

母々より

西澤弥兵衛殿

同 弥太郎殿

同 さきどの

史料28 (14-217-T362)

おいおいさむ二相成まするで、弥太郎殿お大せつ二なし下され候、さむきないよニ てなし下され候、まこ(孫) ほとかハいものハ御座なく候、ひとりのまこともいら れんよおな事おもヘハ、なミた(涙) かてますハかり候、此のよなくちハかり(愚痴ばかり) おもいまする

一筆申上候、朝夕ハしのきよく相成候、弥太郎殿初め皆々様御揃御機けんよろしく御出な され目出たく存上候、次二私もぶじ二相しのき候、此段御安心下され此のころハな二のた

よりも御座なくてどして御座るやらとくると申下されて、今また(未だ)下さらずどおぞ うくり下され、寺二ハなつうちもおハ様がなニもかもして下されてらんざん(嵐山)もつ れゆき下され、四条の両りや(料理屋)もつれて下され候、又此の八か(八日)ニも四条 へ両りやへつれゆき下され候私しかさむし(寂し)とさし入下されて日々かハいかりて下 され候、よろしく御礼申下されて手紙下され、なんぞすこしハかりうくり下され、あまり きつい事てとぞんじあなた様・弥太郎・さきどのかい(帰)りお日々まち申候弥太郎のじ しん(自身) ニ日々ものすへて弥太郎・弥太郎と申候、ときどきハものゆ(言) いますよ ニおもい、おじ様・おハ様の御しんせつハまことニなんとも申よも御座なく候、手紙一と も(ちょっとも)下されてハ日々心んはいおり候、あなたハいそかハしきハかり私くしハ まつハかり(待つばかり)候、あなた様も九月二ハかいると申下され、どなされました、 まことニ御きのどく様ニ候らへども小使お下されませ、よろしく御ねかい申候、一寸申上 候寺おし様・おハ様まことニ御しんせつハなニと申されません事で日々よろこび申候、あ なた様手紙一ども下されませぬよす(様子)、おしき様も日々心んハい下されて、よろし けらよろしと、ハるけらハるいと申下され、私しもまこと二寺いもかねております、此の 手紙とそき(届き)したい二御ねかい候、私しせ(所為)ニなりますハかりニてとおそ御 ねかい申候、おいおいとさむさニなりまするて御親父様のものもて呉下され候、寺へ・二 条へもうまことニきかすニの御ざります、とおぞ御ねかい申候、弥太郎殿おさきどのへも よろしく申下さあなた様もおさききどのても一ふでてよろしき下され、あまりさむしき(寂 しき) 御ねかい申候 先ハあらあら かしく

九月廿一日 母々より 西沢弥兵衛殿 西沢弥太郎殿 西沢さき 殿

史料② (14-217-T366)

此のあいたハ手紙ありかたく候、此のほ(方)ハな二事も御座なく候、ほさく(豊作)で御本山様も大へんのさんけ(参詣)人大よろび、弥太郎大せつ二なし下され候、皆々なかよくなし下され候、それか大一(第一)の孝二とそん(存)じ候一寸御たすね申候、弥兵衛殿江別えまいられたよニー寸寺ノおじきよりうけたまハり、本家か喜蔵様か二おハ殿かし(知)りなされたよニきゝました、その事松原様ニきかれ、本まの事ならハおさきどのても申こしなされる事と、おしきより申され■なニの事も申下さらず、それハうそてありまするやろと申候、扨朝夜ハおきニひへひへ(冷え冷え)しく相成、弥太郎殿初め皆々様御揃なされ御機けんよく御出なされ目出たく存んじ候、母々事もふじニしのき、此段御安心下され候、せんもし(先達て?)ハよぞや手紙下され、まことニ有難候、其のせつハ、まる帯こて(買って)やろと申下され、まことよろこび申おり候、つご(都合)てきましたら御ねかい申候、十一月八日から御ほ事(御法事)かつとまりまするよニなりましたて御ねかい申候、おいおいニさむくなりまする、弥太郎大せつニなし下されて、みよ母々事も大せつニなされ下され候、御まへ殿の大とく(徳)ニそんじ候、皆々様となかよくして下され、大一の孝々(行)とそんじ候、弥太郎、おまい殿のゆめおふたハん(二晩)みまして、弥太郎ハう(失)しなりて、おまい殿ハとこ(何処)やらゆ

かれたゆめても、とこ(床)ニなみたかついてありました、弥太郎ハどうこもハ(悪)るくハ御座なくか、一寸御たすね候、とゆつこ(都合)してゆかれますかとおもて安んじてハかり入ます、とおぞ此の手紙つきしたいニー寸御たのミ申候、一寸申候、二条ニもこめやはしめなされて、寺・佐々木・母々のところ三けん二米もらい、つこよろしきよニ申存され安心なされて下され、一寸御たすね、江さしニもふこ(不幸)ありたよニうけたまハり、其のなかよりマルキ様ニまかせて江別(差?)へま入たよニうけたまハり、一寸御たすね申候とおぞむかしハ(忘)すれんと御たのミ申候、弥兵衛ニも申下され、ハすれ(外ずれ)てハ、身よかニかな(適)ハぬとぞんじ母々事ハ日々それおもて、日々くらし申候、せんぞ(先祖)のあとお大せつニして下され、御ねかい申候、あさばんそちらむいてハてニて(手)おあ(合)ハしい(居)すれます、ひますこしも御座なく候、御たのミ山々のたくさんありま、■あとやさきハかり申候、先ハかしく

九月廿五日 母々より

西澤おさきどの

同 弥太郎殿

西澤弥兵衛殿

史料③0 (14-217-T370)

猶猶さむさ大せつニなし下され、弥太郎かせひかさぬよニねかい候 一筆申上候べく候、十八日で(出)こつつミ(小包)ニて廿一日相とそき(届き)、又、 小使金もうくり(送り)下され、まことニ有か■■■まことニきびしく■■■相成、弥太 郎初め皆々殿御揃なされ御機けんよく御出なされ目出たく存候べく候、つき(次)ニ私し もふし相寐し候、此段御安心下され候、此のあいたハたくさんニきるいとおうくり下さ■ ■■■ニありかたく存んじ■(候カ)又寺へも沢山ニ下され候、皆々およろこびニて、お ハ殿からもよろしく御礼申下され、又二条へも送り下されまして、ほほ(方々)へ有かた くあつく御礼申上私しまことニうれ■(し)くて母々上殿、おは■■■りてハなミた(涙) なかしてよろこび申おり候、いままでハとな(どうな)るやらとおもいまして、日々な(泣) きのなミた(涙)でおりました、此のたびハうれしなきで、よろこびバかり、あつく御礼 申上候又、法名様下され■■■申候、大切つニまもり候、又、さけ・身欠うくろと申下さ れ、日々たのしミまちおり申候、もはや安心いたし候、よくぞやうくり下されました、あ つく御礼申上候、とおそ、さきとのと中よく御くらし下され、それが大一(第一)のこと てありまする、弥■■(太郎カ)大切ニそだて下され、申までもなき事、あとあとお大切 ニなし下され、私がもさぬ(申さぬ)かて、あなたが百も二百くもしうおち(承知)なさ れて御座る事、皆々となかよく御くらし下され■■にや当年もあ(わカ)すかニな■(り カ)私しハ正月下旬お■■■■さき、弥太郎あおと(逢おうと)おも(思)て日々ゆびお りいたして、日々満申候、此のあいたからさむさつよく相成、かぜおひかんよニ御くらし なされ、ま■■■れして、母々上殿お■(何カ)よりてよろこびてハなき(泣き)候、安 心いたしまして、うれしく御座りまする、寺のおしきも此のせつハ東京へ御とも(供)で ま入ていられ候、すくさま私のほ(方)の事やり下された事■■■くさまたしなされな■ よろこハれまするとそんじ候、日々私しの心ハい(心配)ハかり、し下され、きニなされ て、とれほとニよろこハれーマルキ様も御出下されいろいろみやけ(土産)下され、来月

十日ころ二ハかいると申なされ、よろしく御礼申下され候、ならす■ (けカ) 二条へたの ミ居候、今はと■■■もきて下されず、御でんへ御たのミ申候、其のうち二ハま入まする と、心々ろへ (心得カ) 申候、山々の事たくさんあり候、先ハあとやさき二かきまして、 とおそは■■下され候 かしく

十一月廿四日

母々より

西澤弥兵衛殿

西澤弥太郎殿

史料③ (500073-1310)

同意書

(丹保左八郎 印)

(西原林次郎 印)

(岡崎判治 印)

右ヲ酒谷小三郎後見人酒谷長作ニ擔任セシムル事ニ同意ス

酒谷小三郎親族會員

丹保佐八郎 (印)

西原林次郎(印)

岡崎半治 (印)

史料③ (500073-0069)

名義書換請求書

一、函館精米株式会社株式

株

番号

右ハ酒谷小三郎所有ノ処相続ニ依リ、酒谷小三郎後見人酒谷長作ニ名義書換被成降度、此 段請求仕候也

明治四拾壱年六月 日

酒谷小三郎

右 未成年二付後見人酒谷長作

函館精米株式会社 御中

史料③ (500073-0099)

謹呈仕候、陳者去ル十六日小樽手仕舞乘船仕候へトモ、北強風ノ為メ出帆見合セ、十九日 小樽出帆、又候逆風而己ニテ漸く本朝安着仕候、本日ヨリ積入ニ着手可候、早々積入し出 帆致度存念ニ御座候、先ハ右不取敢及御案内候艀不足ノ處ニテ日間入り可申哉ト存候 早 々頓首

第七月廿二日

史料③ (500073-0209)

拝啓仕候、陳ハ先便ニ申上候利尻も粕ナシト返信、羽鰊一弐六有之(マシケジョネー六三ョリー五五ト返信在之、樺太行今朝ノ便ニ申上候次第、依テ只今架電左ニテミタカマシケ

カスネー六三ョリー五五〇エサシネー五五カウカカラフトエユクカ)申伺上候カラ太も行安キ買入如何被存候、シメダイ支店ノ返信之通り又後日テハ目欠恐多キ如何致候哉ト心配仕候間、可然御返信ニ依り取計仕候、早々

史料③ (500073-0052)

揮啓陳ハ、小福丸八日安宅着船仕候得共、時季十三四日早き為ト申テ、更ニ直入セス買入無之間、敦賀引合久保店ニハ三七ョリ上三六五見当、清水店ニハ三五五〇ケント申来居候間品物不宣間、揚ケ置クスル様ナル品ニモ無之、三円四十錢低直トシテ百円利有ハ運ちんニナル、ツルカ見廻し売拂可仕積りニ存候、九日ニ敦賀久保彦次郎四千円貴地ヱ向並為替ニテ送り金致候由申来、利子ハ手元ニテ受取申候間、着入手之上ハ返電此方へ被下候ハト手形済上可申候、夫ニ付ツルカ行ニシテモ丸仁ト半訳ケ、現金ニ売拂之積り也、猶亦正太郎氏当月三十日切ヲ十月頃迠待呉連ト来状ニ候間、是ハ三ヶ月待チテ取ル積リニ有之候、七浦丸唐太行之由出帆之上岩松朝ョリ可参ル報知ニ候、何ら品物悪しき候ハト売行不申候間、成丈ケよき品積成ル様申付ケ可下候、秋口ニテモ四円三十錢位之相庭と存し、米当今何國も正米上向之由ニ承り候、左スレハ魚脂割安ニ見受候也、先ハ右御案内迄如此ニ候也六月十一日 酒谷長一郎

長作殿

キュウサ印軍事公債五百円利札御入手可被下候、御送り之カステラ弐個壱包正二入手仕 候也、及小供無事ニ暮し居候也

史料36 (500073-0946)

十三日十四日発状着手仕候、先以御安栄之由、次二当方皆無事暮居申候間御安心可被下、 扨今度橋谷巳之吉氏ヨリ汽船買入ニ付弐三萬円借用申込之趣、月壱歩之割ニテ六七月頃迄 之期間ニテ宜敷候由承諾仕候、信用之貸付之事故、彼船之保険状ニテモ書入何ナリトモ手 堅ク取組スル様極情ニ引合、我等ヨリ申出ト申テ貸付ケ取計可被成候、小口預ケ壱万円計 残し、不足分ハ第三銀行の十二月五日定期の内ヨリ都合シテ貸付可被成候、又壱万円迄ハ 大阪ニ小口預ケ之内渡しテモ宜敷候間、十二月差入ニ入用敷聞合之上御報告可被成候、遊 び金待入ルモ損ニナル事故其積リニテ取扱いスル様日歩ナレバ三銭五厘ニ定ル事、七浦丸 モ昨日大阪乗納メ申候、多度津モ寄セ引合致候得共四九○ニ不売、来二月之半上ゲ五○直 入ニ候得共、彼地春直安之地ニ付見合申候、尾ノ道ニテ切出し中荷少々ト売拂候、何分元 高ニ付居候間不引合ニ候也、金配之義ハ大阪定キ継続シテ七分壱厘五毛迄預ケ替致、長尾 呉兵衛殿今度農工ヨリ壱万六千円借替スル事と致候由ナレトモ、四千円不足之分金配如何 ト存じ、手元不如意ト推察致居候、度々四銭歩割引約手申来候得共チガイヤマチョウニハ 時之貸居候趣故見合候処如何ナル訳ケ敷持替之義申込ニ候、未ダ月八朱半ニ利上ケ見合居 ニ右様ナル事、其代りニ於勢真十郎ヨリ岩崎町宅地千四百坪ニテ三萬円申込、建家三戸ヨ リ無之候得共、保証人同佐兵衛ニテスル事、是モ弐万三五千円月九朱之返事仕置候得共掛 ケ合中、幸町五丁目裏屋申込有之候得共、是ハ電車道チニテー時之入用申込ニ候、市田治 兵衛殿二万円之内壱万円受取、壱万円三月一日限リニ候、三原氏ハ二万五千円此三十日壱 万円期日ニ候也、此地ハ先日片山津山中屋之処、中根忠平買持チニ今度動橋ノ水口宇市買

受ニ付、四千五百円動橋本宅水田宅地トモニ千五百円〆七千円貸付月九朱半月々入ル事ニテーケ年定メニ候、高岡共立銀行ヱ五千円定キ年七分六厘、六ヶ月間当坐壱銭五厘千円致候也、八十四銀行定キ三万二千円利七分ヨリ七分四厘迄、只今小口壱万三千円余月末ニハ六千円廻ル合有之候間、小松清水モ二銭三厘位ヨリ借手ナシトノ事ニテ壱万五千円之処引取リ候也、残リ五千円丈ケ相成候、特別公債引替償還ニ相成候由、三輪工貸し内番号引合せスル事一昨年特別償還之千円五百円二枚如何致候哉、利息トモ効無相成候テハ残念ニ候間、掛ケ合スル事三十六回勧業利息十月分六枚トモ利礼取ル事三十四十一月分、キュウサ貸利礼取ル事田畑岩吉分田畑平七西原十月限リ利息取リ本証書替スル事手形ハ手元ニ有之候、キュウニ母上ニハ十日頃大寒サニテ臥床致候テ、老弱之爲病気ハ無之候得共食事不進薬用致居候テ、少々薬効ハ有トモ、此秋ヨリ大ニ耳遠クナリ又弱体ニテ段々弱リ、寒サ強キナリ候ハ、持越シ六ツケ敷候様稲阪氏モ申居候、食事不望ニハ困入候、床ニ付居候日々見廻リ候爲只々彦作ニ逢ヒ度ト申出ニ付、一両日前彦作モ帰村致居候テ喜ひ居申候也、在所之二三人之年頃ニモ候間、年ニハ不足無之処之一日テモ存命祈居候也、田中老母ニ宜敷御伝言可被下候、先ハ右御案内御返事迄可申上候也

十一月十七日

チガイヤマサ長一郎

長作殿

史料③ (500073-0511)

拝啓、永々お天気も昨日夕方より雨降りと相なり申候、御道中御無事にて御安着遊ばされ候由、電報にて御知らせ下され一同安心致し申候、其後御くたびれも出ませんか御伺ひ申上候、言当方皆々あい変らず無事に候、又艶子も日に快方に相なり候間、左様御安心下され度候、又昨日ハ東京より之御葉書有り難く拝し申候、又長蔵、長英にも読みきかせ申候、御出立之節ハ長英余り泣き私等も胸せまり涙をもようし申候ところ皆様之帰らぬ内に私ハ家へ帰り申候、長英ハ夫れより家へ帰り弁当をもちて御父さんを向に行くと申居り候、皆がして漸くだまし申候、夫より毎日々々御父さんが何所まで行ったか又如何して入らしやるやと申さぬ日ハー日も之無く唯たゞ御父さんの事計り申居り候、今日此手紙を書く時にも一所に居りまして汽車之付いた絵はがきがありましたら此汽車に乗て御父上さんの所へ行くたいと申て居りました誠に々ゝ可愛相に思ひ又々涙をうかべ申候、次第に御座候、雪が降る早く御父さんがくれバよいと唯だ口に之み申居り候、今でハ泣き申さず候故御安心下され度候、おりゝゝハ御手紙下され御待ち申居り候、長蔵にも又勉強せよと御申越し下され度御頼み申上候、何分にも御身御大事に遊ばされ度、先ハ乱筆を以て御悦びまで申上候、誠に々ゝ分れハつらい物に御座候筆末乍ら増谷様、橋本様にも宜敷御申伝へ下され度候、此手紙ハ唯(誰)も見ぬ用御しまつなし下され度御頼み申上候、早々かしこ

五月三十日

チガイヤマサ内

長作様

オトーサン、ブジニツイタト、タダイマデンシンガキマシテ、ヨロコンデオリマス、マタトウキョカラモ、ハガキオクダサイマシテアリガトウコザイマス、キョ、ガクコデ「カガミ」トカイテ、三ジウ〇ガツキマシタ、ミナサンニモ、ヲハナシオシテキカセマシタ、ベンキョシマスカラゴアンシンクダサイマセ、サヨナラ

コソヤヘイサクサマ、ハシモトサマエモ、ヨロシク 五月二十九日 長蔵 オトウサマ

オトーサン、ゴブジニテ、オツキ、ナサイ、マシタ、ヨシ、タゞイマ、デンシンガ、キマシテ、ヨロコンデ、ヲリマス、又トウキョ、カラモ、オハガキ、クダサイ、マシテ、アリガトウ、ゴザイマス、オトーサン、ハコダテへ、ユクトキ、チョエヲ、ツレテ、ユクト、イフテ、ダマシタ、サカエ、ナキマシタ、ヤマノ、トコロマデ、ボウテ、ユキマシタ、ソレカラ、ヤマエ、ハイリ、ツゝジヲ、トリテ、ヲリマシタラ、ジユンサガ、キマシ、ヘイサントホカキチトアスンデオリマスタユエ、ウチへ、カイリマシタ、イマ、イキガフリ、マスカラ、ハヤク、イラツ、シヤイ、マツテ、イマス、バナゝトオクワシヲ、ウクツテクダサイ

チョエ

史料③ (500073-0796)

拝啓 二三日前ハ近年なき大雪降り、ことに寒さ烈しく候、御地ハ又格別なる寒さの御事 と存じ居り候、久しく御無沙汰いたし其の後如何御暮し遊ばされ候哉御伺ひ申上候、此頃 ハー向御たよりも之なく皆々御案事申居り候、二二当方皆々相変らず無事暮し居り候間左 様御安心下され度候、就てハ今だ用事も片附き申さず候哉日頃御案事申居り候、折角御片 附け御帰り遊ばされ皆々御待ち申居り候、小供もまだかゝゞゝと云ふて居ります、まだ何 日頃御帰りともわかり申さず候哉早々にして御帰り成され度候、先日小包にて綿入羽織じ ゆばんを御送り申上候間定めし到着の御事とぞんじ居り候、扨て先達ても申上候艶子ノボ ウシ、西原様に頼み候代金御拂ひ下され候哉、代金ハ五円五十銭小包料ハしかとぞんじま せんが何分拾何銭かと思ひ候間未だ御拂ひ之なく候へバ、五作様にでも御ことつげ申べく 候間左様御承知下され度候、橋本ノ婚礼ハ十六日に御坐候、当地にもいよゝゝ電気が十二 月ノ六日頃よりつき、実にあかるい事ニなり皆々喜び居り申候、正月にハ四ッ辻に花門を たて、夫れにエルミネーションを附け、実に見事にて小供ハ大ニ珍らしかり見物に行きま した、田舎でハ迚ても見る事の出来ぬ物にて、見物人か実に沢山でありました、長藏長英 に御手紙を差上け申居り候へども、彼是いたし御ゆるし下され度候、平作様もいよゝゝ金 澤に居る事に相定まり候由近き内にハ行きなさる様承ハり申候、御聞きかも知れぬけれど 并御知らせ申上候、何分寒さ烈しく候間、御身御大切に遊ばされ度願ひ上候、先ハ久々に て御伺ひ旁々御案内まで 早々

二月十三日 チガイヤマサ内

長作様

史料③ (500073-0982)

拝啓、寒さ一層まさり申候、其後ハー向御無沙汰いたし御変りも御座なく候哉御伺ひ申上候、次に当方皆々相変らず無事暮し居り候間、他事なから御安神下され度候、長蔵、長英も二週間の休み御手紙差上ると申居り候へども、日誌やら長英ハアイウエを書いてあとは遊んで居りました、本日通知表を貰ふて来ました、長英ハ修国算体と九、唱手ハ八に御座

候、両人共一学期よりハー点ヅゝ宜敷くなりました両人共余りよい成績でありません、先達東京より御送りのマント非常に宜敷品にて又直段も高くいたわしい位でありました、実に美しく喜び居り申候、早速御礼申上る筈に候處、彼是いたし延引に相なり御ゆるし下され度候、何卆寒さ御大事に遊ばされ度先ハ御礼旁々御案内まで かしこ

一月八日夕 チガイヤマサ内

長作様

此頃は大へん寒さはげしうございますが、御地はなほ寒うございましゆ、長いことおたずねもしませんが御さわりもございませんか、わしらも去年の十二月の二十五日より昨日まで休でありました、今日学校へ行って通知表をもろうて来ました、修身八国語九算術九体操八圖畫八唱歌七手工八でありました、お父さんいつごろお帰りなさいますか、お帰の時におみやげお買て来てください、さよなら

一月八日 長蔵

御父上様

オトウサン、サムイコトデ、ゴザイマスガ、オカワリモ、アリマセンカ、ワシモ、コンニチカラ、ガツコウエ、イツテ、オリマス、ユーゴロハ、ユキガフツテ、サムウゴザイマス、オトウサンノ、トコロハ、ドンナニ、サムイコトデショ、マダオカエリ、ナサラレンカ、ハヤク、オカエリ、ナサイ、マツテオリマス、オミヤゲニ、パナナト、アマナツト、フデトカツテ、キテクダサイ、マダホカニ、メヅラシイ、モノガ、アリタラ、ガツコウノ、モノデモ、又ヨノモノデモ、カツテクダサイ、コノセイショハ、ハラレタノデス、マダマダアリマスケレドニマイダケウクリマス◎ハ、ダレモ、ツキマセンセイショハ、ウシナワズニ、モツテキテ、クダサイ、コレカラ、ユウメシニ、カレノヤイタノヲ、タベマス、イマヤイテヰマス サヨナラ

一月八日長英オトウサマ

トシコツヤコハ、オトウサンニテカミヲヤルトユフテ、フタリガオシエテクレトイフテハ、セキロテヰマス

史料40 (500073-0678)

拝啓、署さきびしく候處久しく御無沙汰致し、其後益々御壮健之由めで度ぞんじ奉り候、 二二当方皆々相変らず無事に御坐候間他事乍ら御安心下され度候、一昨日も御手紙頂き拝 見致し申候、長藏ノ成績知らせとの御事にて本年ハ卅一日の日貰ひ申さず候為め御通知申 上ず次第に御座候、就いハ五日の日に大行天皇の御真影の御分れの式があり出校いたし候、 其節通知表を貰ひ申候間御知らせ申上候、昨年の一學期ノ點数より落りたる物ハ体操手工 に御坐候、終身ハ九、國語ハ九、算術ハ一〇、体操ハ八、唱歌ハ八、手工八に御坐候間左 様御承知下され度候、長藏に少し勉強する様御申越し下され度候、長英も本年ハ達者にて 喜び居り申候、毎日魚つりやら、せみとりやらでいそがわしう御坐います、何ぞお菓子を 御送り下され、毎日々々ナンカニハ閉口仕り候、何卒少し御頼み申上候、本年の暑さいつ もより涼しく十一月後ハ実に涼しく御坐候、今日よりハ少し暑さまさり申候、何卒時節から御身大事に遊ばされ度、先ハ御案内迠 かしこ

八月六日

チガイヤマサ

長作様

昨年ノ學期一年生

修國第体唱手

一學期 九 九 九 九 八 一〇

二學期 一〇 九 九 九 八 一〇

三學期 九 一〇 一〇 九 八 一〇

本年ノ操行ハ中

ヘイキン

學年九九九九八一〇

史料④ (500073-0796) 史料③に同じ

史料④ (500073-0287)

去ルー日報告、六日発状忝拝見仕候、七浦丸モ昨日忠海寄港ニテ鯡四三三売払申来候、猶 粕早速売放之書状仕置キ候ハゝ、店之粕ハ元高ニ付居候間、利不利ニ不拘売放シ之事可致 様申置候、貴地モ存外高直ヨリ直頃迄引下ヶ候趣キ其事も案内仕置候、尾ノ道も相庭ハ前 直段ナレトモ十銭方モ弱気欤察入候、四八五迄出来候間、四七五ハ捌ヶ可申欤ト存候報告 之内久保彦一殿千円の利子之方ヱ弐拾円中勘ニ入り有之候、金ハ公債千円ノーヶ年弐朱の 貸賃之方へ帳入替シテ置ク積リニ候間、同人ヱ左様案内可被成候平出組合汽船前ニ四歩五 厘払込今決算ニテ五厘方利益ニテ払トスレハ五歩払込之帳ヲ出入シテ可然ト存候、何れキ ュウイチ、西出氏下函之上株券新出来ノ由ニ承り候

- ○汽船会社ノ委任状入置候、此配当如何ニ候哉、新株持人ハ気ノ毒ニ候也船具会社配当モ 如何ニ候哉両銀行モ配当有之候由、申来候
- ○電燈会社配当井上ヨリ廻手仕候○北海道鉄道公債ニテ申込置候間、何れ株券ト引替ニ可相成候趣キニ承り候御申越之趣キニハ函銀モ汽船抵当ニ取り保険不足之貸出スル役員ニテハ不面目仁物ニ候又価之無之ささ船ヲ五万円トハ何事ナル哉、夫テハ株券之下ルモ無理ナラス本業間違ヲ株主ヨリ申出モ可有之哉過日小樽ヨリ身欠送り候趣キ承り候処、未タ着手無之、何国ノ送り先ヲ聞合候而宜敷哉此雨天続キニハカビテシマイ欤ト案事申居候○広谷順吉貸元利請求可被成候

家内、小供揃テ息災ニ暮居申候間、御安心可被下候

七月十日

チガイヤマサ

長作殿

史料(4) (15-71-0015)

本年四拾八才七月写ス、私シ儀ハ父小三郎四拾五才出生、母ヒナ 才、兄男弐人女児三人極末出生ニ付、五才表呉比長治郎貰ラハレ、廿一才迄同宅居、実家不幸シテ兄幸四郎ハ心造病罹リ、二兄ハ大阪片山和助ト自分幸次郎合持船根室鮭積取仙台ノ国小ブチ港近所ニテ破、皆死ス

幸ヒ父小三郎養父長治郎トモ存命中ニテ、私シ二再実家引返シ、尤モ私シ拾六才大阪松井 手船松居丸廻焚ス二ケ年、拾八才大阪片山和助手船長應丸ニテ知工役、拾九才酒谷長平手 船幸徳丸新造敦賀港造船ス、二再水夫役ス、廿才ヨリ則幸徳丸知工役ナリ、廿一才船長代 理トモニス、廿二才主命ニテ幸長丸船長トナリ、追ニ年功ヲ以幸徳丸エ回リ三拾五才ニ至 リ函館支配人代理ス、三拾五才始メテ自分商店函館出し、四拾五才迄本別二店拵へ、支店 支配人田端半七トス、則チ四拾五才迄諸財産トモ凡ソ四万円以上財産ヲ所有也、支店支配 人田端半七ノ為明治廿七年則チ自分四拾五才七月十七日諸財産トモ一時分粉シ、金主へ七 歩払、弥四拾八才再度引越ニ凡ソ弐万円諸財有スル者ト相成、初テ明治廿八年男子名ハ孝 輔称ス、此中持ハ林次郎ス、支店支配人酒井末松ト定ム、寅吉ハ同人分相応として財産多 少分配スル者トス、孝輔ノ廿五才迄ハ右三名トモ私宅相持所、明治卅弐年再叙西原重治郎 工林次郎妻よし供ニ返シナレトモ、函館ニ於テ酒谷米店ヲ開キ、前之通リ酒谷家ノ跡見人 ト相定置者、同卅参年一月私シ主家酒谷長平ヨリ院居ニ被定、年功ニして羽二重最上主御 定紋染抜羽織壱枚為引祝御恵典ニ相成、幸ヒトシテ本年新タニ醤油製造業初メ、居宅地内 ニ土蔵建築シ諸財産凡ソ五万円資格ト相成、卅三年十二月至リ函館米店ハ林次郎へ引渡シ、 分割金トシテ林次郎へ八百円妻よし壱百円ヒナ壱百円都合壱千円遣し、卅四年五月廿日酒 井末松留主中ニ不都合相生シ直チ解雇ス、仝年十一月二日より岡崎半治函館商店支配人雇 入ス、同人ヲシテ酒谷孝輔迄ノ跡見惣理ノ見込ナリ、仝年十二月九十十一日三日間ヲ以醬 油開業店ス、年々勢大趣キ居、弥明治参拾八年自分五拾六才ニシテ函館西浜町三拾五番地 弐百壱坪余九千円ニ買求メ、但シ土庫三棟附、参九年店壱軒新築、地所建物ニテ壱万七千 円消費ス、支配人岡崎、売買主任木谷、帳簿役宮野

> 写年明治廿八年七月私四十八才に、四代三男小三郎本人自力自書、 廿一才家相続シテ、卅四才ニシ本家ノ造リ、四十五才諸道具ヲ拵 へ、如此本日有様ナリ、倅孝輔材産引渡スル定メ、同人廿一才ハ 岡崎木谷両人ノ請持

史料(45) (500073-1005)

拝呈、久敷御無沙汰に打過き失礼仕候、寒さ昨今厳敷当地も降雪堪難候、御主人様ニハ倍々御機嫌克奉大賀候、次ニ御主宅大旦那様を始メ御令息御令嬢様方御壮健に御通学被成居候ニ付御安神可被成下候

一、孝輔氏小松中学校学期も幸二及第致し一同安心、其旨電信にて御案内申上置き、本人 は本月一日東京博覧会とかへ見物旁々出京中、今朝小松中学校長的井殿ヨリー封之書翰到 来拝見致候処、其主旨ハ小三郎氏の通学を停止せよ他校へ転学可致、当校ヨリ退学を命す るとの本文、再伸二ハ手廻り道具返戻可致二付、左様御承引可相成との通告書にて驚居候、理由ハ別記無之詳細相分り不申候へ共、皆様方の御察二御任し可申、到底同校へハ通学絶対二不可能と相成候困入申候、依テ本人ハ末ダ帰宅不致候へ共電報ニテ呼寄セ置き、酒谷イヨ様と拙者両人今日午後ノ汽車にて小松校長ニ面会シ再願シ、其上容レラレザレバ万不得止金沢中学校へ轉学手続可致外手段無之、金沢迄出張可仕候、其上にて電信御案内可申上候、若し金沢校も不可能ナルニ於テハ、私立を捜す外無之候、何分十日頃私も出立の豫定ノ処、延引可致案事居申候、詳細ハ后便御案内可申上候

一、帳簿定期証書、浜中へ委送仕候条御一覧可被成下候 頓首 西原様三輪様へも宜敷御伝へ可被成下候

史料(6) (500073-1007)

拝呈、陳ハ今朝八時ヨリ福井中学校長大島英介氏ニ面会し、四学年生ニ入学許可相願候処、 轉学ノ理由ハ如何との事ニテ家事の都合上ニ托し候へ共、母校ニ三ヶ年も通学し、今当校 へ入学請願するハ却て不利、且つ轉学手続ハ面倒ニもあり、明八日ヨリ入学式ニテ、学生 六百名締切リニ付き、欠員無之場合引受難くとの挨拶にて、早速ニ引受ケ不被下、更ニ私 立北陸中学校へ相伺候処、校長上京中不在にて監事斉藤得道氏ニ面会し、欠員ノ有無手続 等問合候処、矢張私立にても校則を繰返し、転学の理由、母校の証明書、本人の履歴問合 セザル内ハ欠員ノ有無ニ不抱引受ケ難き旨申居り、家事上の都合ノミ申居リテも、学校ニ ハ本人を疑問の人として、根堀り葉堀り私を取調ラル候ノミにて要領を不得、尤も四百名 定員生徒満員満腹ニテ、私立とハ云フ者の、学校ハ学校としての校則迄宇活ニ引受くる事 ハ出来ザル者と相見候、欠員アリ入学を採用スルと云ハズ閉口仕候、商業学校へ相伺ヒ候 へ共、同校ハ中学校とハ異ヒ特殊の学校にて、假令中学校に於て四学年にても商業学校ハ 校規として、四月一日の入学試験を受ケ、合格者を本科壱年生ヨリ以上ニハ採用セズ、豫 科としてモ四月十日迄二入学試験を受ケ、合格者ハ高等小学校卆業生ハ豫科二年へ、普通 小学校六年卆業生ハ豫科一年へ採用スル由ニ御座候、四月十日迄ニ豫科生入学試験有之候 へ共、中学校四学年生がマサカ豫科生ニ迄デ成リ下ル能ハズ、彼も是も面倒にて殆と閉口 仕候、何分入学期日爰一両日中ニ切迫し、何レの学校としても厄介者は引受くる気色無之 困入申候、夫レも本人同伴スレバ又相談して、北陸中学校ナリへも無理無理運動して極力 相願ふ事ニ可致ナレ共、本人ハ不在中、私等運動しても本人が頭を横ニ振レバ是亦纏り不 申、期日ハナシ泣顔ニ蜂の苦しみ実際閉口仕候、依テー応帰宅仕り本人共相談して轉学の 理由を立派ニ組建テ工夫致し、其上ニ京都ナリ大阪ナリ東京ナリ私立学校へ入学スル外無 之候哉ニ愚案仕候、監督人としてハ甚ダ面倒故ニ、実母へも御相談被下度、東京大阪京都 ナリ手放し入学するとしてハ、他の監督人ヨリも実母が一番宜敷からんかと被存候、又夫 レも面倒ナレバ、兵隊迄他へ見習ニテもするか、亦ハ下居ニテもスルか、西原様三輪様方 と御相談可被成下候、御意見御洩し御教示被成下度願上候、何分近隣の学校ハ互ニ気脈を 通し居り、容易ニ承諾を受ケ難く次第二御座候、先ハ御案内旁々御相談申上候

御主人様

若し都会地ノ学校へ入学スル時ハ、監督人の必要上実母を付添へ一番 宜敷哉ニ被遊候

史料47 (500073-1012)

拝呈、寒サ甚敷当地ハ二月の寒気ニテ、毎日雪混リ雨降続き、一日として天気無之困入申 候、孝輔君も七日帰宅致し、小松学校へ色々詫を入レ舊通リ通学相願候へ共、遂二取り揚 ケ不申、保証人吾等運動ノ結果、一ヶ月間丈ヶ小松中学校ニ学籍を止メ置きの許可丈ヶハ 聞届ヶ被下候へ共、通学は入学式ノ日ヨリ禁止と相成一同失望仕候、依テ本人今更後悔致 居候へ共、施す術も絶へ一同困居申候、官立公立学校ハ到底轉学六ヶ敷候ニ付、私立中学 校へ轉学する外無之、本人も私立中学校にても致方無之場合、皆様之御尽力ニ依り卆業す る迄ハ通学致度希望ニ御座候、依テ私立中学校として何レの都会地も、又田舎ノ地にても 寄宿所ハ無之、下宿住イニ付き監督附添人としての必要有之、実は当本宅の養母ハ老衰の 老母を保護致居り、且つ家番として留守居致居り候事故ニ、他ノ地方へ監督附添へハ到底 出来不申候由申居リ、他人を頼むとしてハ事面倒と共に、本人の位置としても外聞ニ係ル 事ニ有之、一層ノ事実母吉水氏ニ於て此際附添へ御監督相成り候へば一舉両全、本人の為 メニも冝敷哉と被存候、而しテ校長ヨリも本人が色気ニ学問を怠り居る様の噺口も有之、 青年の血気夫等の心あらば尚更の事、一應実母へ内内御相談ノ上御承諾ノ上にて、私立中 学校入レテ呉レル学校へ運動可仕候、運動ハ致居リ候へ共、若し不賛成ナラバ、凡テが出 来ぬ相談ニ終り可申、何分至急御意見御洩し可被成下候、何分轉校の理由を提出セサレバ、 私立と雖も容易二入学引受ヶ不申、是二ハ殆ト閉口仕候、御主人様二於ても東京私立中学 部の欠員アル冝敷学校口御取調被成下度願上候、右御相談旁々 早々

爰一ヶ月中ニ轉校セサレバ、小松ヨリ停学処分発表スルとの校長ノ申渡シニ御座候

史料48 (500073-1012) 史料40に同じ

史料49 (500073-1013)

拝啓、陳ハ一昨八日蓬莱町より出火、大風にて八百戸以上の大火有之候由承り驚入申候、 取引先ニハ多大ナル損害も無之哉如何と案事居申候、不取敢御見舞申上候、当地ハ先月十 日以后毎日之時化ニテ、雨雪交に降り本日ヨリ稍天気恢復ノ兆ニ御座候

一 酒谷三治郎様之濱佐美御実兄様去ル五日御死去、御会葬ノ為め余三松様御来橋ニ相成、幸イに付き京都公立私立の各中学校欠員御取調と入学手続御願致置き申候、何分京都辺も各学校入学希望者多数、定員の二倍三倍との事、又私立も満員致居り候由ナレ共、学校通之黒人筋を頼み運動スル考ニ御座候、私も此際下函仕度希望ニ候へ共、(ワチガイ)宅姉上様御一人にて、殊に婦人故ニ学校其他の手続亦ハ、校長面会等ハ面倒とて、此侭相任せ帰店も出来難く殆と困入候、何ことか学校口早く具付ヶ度心願ニ御座候、本人も外聞を憚り、小便にも家外ニ出兼居候次第気の毒ニもあり、一同閉口罷在候、東京学校口三輪信吉様御照会被成下度御願申上候、三輪信吉様之居所乍御手数御一報可被成下候早々

史料50 (15-71-0216)

毎度の御忠言有難く拝聴しております、郷里では久子の梅の節句を祝ったり、等して和気満ち満ちてゐるとの事、何よりと存じます、宕君の来仙も近々となっておりますが、拙い乍らも有利ならしめ様と私も努力致します、いずれその節ハ本人とも具体的に相談にあづかるつもりです

扨金砿分析の事ですが、研究所も私も繁忙を極めておりますから、つい失念しておりました、■然し差あたりその具体的の方針について直に酒谷氏に相談申上げましたが、何等それについての趣示意見に接しませんので、私も若干当惑しております、勿論送付の試料は ■そのままです、但し酒谷氏は目下上京中とあれば致し方が御座居ませんが、改めて御相談申上げたいと思いますから宿所をお知らせ下さい(或は私が十日程前に出した手紙を一覧なされ■たかも知れませが……)とに角あゝ云ふものは金銭上の(少からぬ)問題ですからそう簡単には片つかぬものです、殊に当研究所では平生取扱ってもおりませんから… 出来る事ならば酒谷氏帰函の節でも是非当地に寄って致ってその称(詳)細を御相談致したいと思っております若しその事を御承諾下さらば必ず駅へ出て待っておりますが父上から一応伺って見て下さい分析の事は当所当事者■に試料送付になった当時既に話してある事ですから酒谷氏の諾否の問題に急を要します一応その差あたりの方針について参考迄に簡単に申上げます

- 一、研究所では此種の問題には専門的でないから実験装置の不完、実験者の不量熟の為相当時日を要す
- 一、他日或は現在に於て砿石産出山売買にあたり、地方砿山監督局等の分析証明書を要し 当所検定では通用せぬ事あるべし
- 一、但し自ら砿は石を採掘する為の参考に分析検定が必要ならば当所を信用する事によっ て当所検定によるも差支へなし
- 一、砿務局の検定を依頼するならば、当所の私の指導者で当地砿務局に関係しておる生がある故、当地の砿務局を利用したら如何
- 一、分析検定料は一試中一物質五円、但し試料及検定成分を益(ま)すに**世**從ひ割引せらる (例、依頼試料は五ヶあり、内金のみ検定を依頼するならば二十円内外他に銀も依頼す るならば四十円内外)
- 一、右料金は申込みと同時に払込むべきなり、而して研究所に依るも砿務局によるも大体 同じ事なり

大体以上の事柄について酒谷氏に相談申上げ、その諾否を伺ったのです、私としては斯かる金銭上の問題にあまり関係➡したくありませんが御依頼とあらば出来るだけ便宜を取➡ 計ふつもりです何れにもせよ可成早く決めたいと思っております、要は酒谷氏の御趣意次 第です

三月六日

四郎より

父上様

史料51 (500073-1094)

白鹿 酒特約販売店関東関西遊覧経費

東自慢

三月中岡崎半治国本ヨリ西之宮往復 △合 参六、参

仝 宮野三太郎函館ヨリ仝断 △合 壱弐八、壱参

仝 岡崎金三郎仝断 △合 壱参壱、

函館ニテ出発準備旅中携帯品印刷物其他合売八六、八五

仝 出発ノ際酒谷ヨリ桟橋迠自動車 合 弐弐、五

仝 桟橋ニテ赤帽へ	合	弐、	
仝 桟橋ニテ送別人入場料其他	合	六、	
青森迠弐等切符三十人	合	九参、	
全 弐人	合	六、	弐
連絡船内ボーイ心附	合	参、	
岡崎金三郎一人出発青森迠船賃	合	参、	弐五
岡金鍵屋一泊	合	四八五	
青森駅ニテ林檎夏蜜柑代	合	五七五	
仝 駅風呂番心附	合	弐	
仝 駅一行朝食料	合	参六参	
仝 ボーイ心附	合	五	
仝 新聞代	合	弐六	
仝 車内用草履代	合	四五	
青森横井店白鹿壜詰及ビール代	合	五弐五	
仝 駅ニテ平野水壱ダース	合	四	
青森ヨリ上野迠弐等列車借切	合	七参五七五	
仝 駅赤帽及車内ボーイ	合	六	
尻内駅ニテ昼弁当代茶共	合	弐参六	
盛岡駅ニテタ食弁当代茶共	合	弐四四	
宇都宮駅ニテ朝食弁当代	合	弐参六	
列車内ニテ梨子代	合	参	
仝 新聞代	合	六六	
上野ヨリ東京駅迠列車準備爲往復入費	合	四壱五	
東京針久旅館払へ	合	壱四七弐五	
仝 旅館ニテ自動車其他ノ立替へ	合	壱六四	
仝 自動車祝儀増シ	合	八	
仝 ビール工場ニテ給仕へ心附	合	参	
東京駅食堂晩食料	合	壱八参七	
仝 祝儀	合	壱五	
東洋軒ニテコーヒー代	合	壱五	
東京富士西商店仕払金	合론	合壱参壱六壱六	
東京駅ヨリ山田迠弐等列車借切	合	六九四弐五	
名古屋ニテ弁当代	合	壱六四	
山田ニテ園遊會藝妓祝儀	合	美	
二見朝日館茶料	合	五	
仝 祝儀	合	弐	
仝 自動車祝儀	合	壱六	
鳥羽イキ乘車賃	合	壱参六五	
全 海士及船頭へ祝儀	合	弐	
仝 遊船中ノ藝妓仝	合	壱弐	

小川三左衛門商店仕払金	合電	5五弐参参六	
奈良駅ニテ赤帽へ但シ二人ニテ払へ	合	五五	
奈良見物中各休憩所茶店払へ	合	九四	
仝 各入場料及賽銭等	合	九七	
仝 新聞代	合	五	
仝 菊水旅館払へ	合	参	
仝 茶料	合	参	
仝 祝儀	合	弐	
仝 案内人五人	合	五.	
仝 方面ニテ本辰會社立替金	合	参七弐七壱	
須磨花月亭ニテ昼食料	合	壱四参弐	
仝 茶料	合	弐	
仝 祝儀	合	弐	
仝 市塚越薬代	合	弐	
人丸神社ニテ休憩所払へ	合	七参	
明石公會堂ニテ晩食料	合	壱参七九	
仝 席料及女中祝儀	合	壱五	
仝 駅ニテ梨子代	合	参五	
宮島休憩茶店ニテ	合	壱	
仝 岩惣ニテ藝妓祝儀	合	壱五	
仝 旅館払へ	合	四四五 五	
仝 茶料	合	五	
仝 祝儀	合	参	
仝 駅ヨリ尾之道迠乘車賃	合	壱五七九九	
尾之道商船待合茶料	合	五	
多度津迠乘車賃	合	九五、	九
仝 船内ボーイ心附	合	参	
仝 毛布借賃	合	壱五	
多度津ヨリ琴平迠乘車賃	合	壱四、	四参
琴平ニテ電信料	合	壱参、	七
仝 虎屋宿泊料	合	弐五四、	参八
仝 茶料	合	弐	
仝 祝儀但シ増シ共	合	壱六	
金比羅宮祈祷料	合	参七	
琴平車賃	合	四弐	
琴平ヨリ高松へ三十二人函館へ四人切符	合	壱六 壱弐	
仝 高松へ一人分	合	壱参八	
高松菊月亭払へ	合	壱七九七参	
高松菊月亭茶料	合	弐	
仝 祝儀	合	壱	

仝 仝臨時増シ	合	五.	
仝 車賃書ノ分	合	壱九	
仝 仝及自動車賃出発ノ分	合	壱参弐	
高松大坂間乘船賃	合	壱四九	
仝 船中ボーイ心附	合	参	
大浜一力樓払へ	合	参五、	五六壱
仝 茶料及祝儀但シ八円別払へ	合	七九	
仝 女中頭へ仝	合	弐	
仝 解散ニ際シニ十七人へ旅費	合	七 弐	
仝 写真代	合	五四	
北野興次郎各地ニテ立替金	合	弐六四	
大浜ヨリ梅田駅迠自動車	△合	四五.	
仝 荷物一時預ヶ及赤帽へ	合	壱四五	
大坂ニテ車賃	合	参弐	
仝 電車賃	合	壱七参	
仝 四人昼食料	合	八八	
全 女中へ	合	五.	
仝 参人一泊及車賃	合	参弐七八	
大坂ヨリ東京壱人京都三人乘車賃	合	壱八八弐	
辰馬本家商店大川氏立替金	合	壱弐 弐五	
本辰酒造會社九代氏立替金	合	六六 参	
店員一人ハ東京ニ泊上野ヨリ帰函	合	参六五七	
店員三人ハ京都ニ泊帰函	合	壱七	
一力樓ヨリ荷物送り運賃	合	六八	
帰店後函館駅運輸係之二人へ謝礼	合	壱五	
合計金	壱	参五弐八四	

右之通りニ候也

大正拾年五月五日

合計壱万三百八十八円八十四銭

内五百四十七円也

△印六日本経費トシテ認メ御座候

差引

金九千八百四拾壱円八十四銭

再計 一〇、三八八八四〇

函館區西濱町三十五番地

ワチガイ合資会社 酒谷商店

電話二四七番

電畧(サカヤ)ヌハ(サ)

東自慢壱箱代ハ別途本辰酒造會社殿へ貴店より御送金御取斗被下度候 辰馬本家商店

史料52 (15-71-0979)

主旨

- 一、當社ハ創業未ダ日浅シ、募集ニ宣傳ニ社員ノ一致協力以テ社ノ隆盛ヲ企圖スル主旨ノ下ニ、敢而全社員ニ本案ヲ提供スルモノナリ
- 二、各主任ハ自己ノ分擔事務ニ全責任ヲ負擔シ、全勢力ヲ傾倒シ最前ヲ盡スベキハ勿論、 各係長各社員亦同ジ
- 三、外務主任並ニ係長ハ、第一線ニ立ツテ自己ノ組員ヲ統制シ、實績ヲ擧グルニ努力スベ シ

内勤各主任ハ自己ノ組ニ對シ、所謂秘策ヲ授ケ以テ外務員並ニ組員ヲ督勵スベキハ勿 論、自ラ宣傳ニ務ムベシ

四、當社ニ於テハ、其ノ月末ニ於ケル各組ノ成績ヲ徴シ、優秀ナル組ヲ褒償ス

史料53 (15-71-0980)

北海モリス勸業株式會社服務心得 (案)

第壹章

出勤及ビ退社

- 一 社員ハ夏期午前八時迄ニ出勤シ、冬期ハ午前九時迄ニ出勤スベシ
- 二 出勤ト同時ニ出勤簿ニ捺印スベシ
- 三 退社ハ夏期ハ午後六時トシ、冬期ハ午後五時トス
- 四 日曜日、祝祭日及一般官衛其他ノ退社時間ト雖モ、自己ノ擔當事務ガ終了セザル時ハ 執務スベシ
- 五 會社事務ガ多忙ナル時ハ、退社時間後ト雖モ協力執務スベシ

第二章

執務

- 一 社員ハ社ノ根本方針ヲ体シ執務スルモノトス
- 二 社員ハ執務中會社ノ為メ全勢力傾倒スベシ
- 三 社員ハ會社ノ利害ニ反スル行為ヲナサザルト共ニ、積極的ニハ會社ノ営業能率ヲ高ム ル事ニ努力スベシ
- 四 社員ハ専務及ビ係主任ノ命令ニ従ヒ、會社ノ為メー心同体トナル事ヲ念頭ニ置キ執務 スペシ
- 五 社員ハ會社営業時間中社内ニ居リ事務ヲ採ルモノトス
- 六 社員ハ外出セントスル時ハ、係主任若クハ専務ノ許ヲ受クベシ

第三章

規律

- 一 服務中ハ静粛ヲ旨トシ、客ニ対シ懇切丁寧ヲ極ヲ極メメ寧 寧 クモ不遜ノ言動等アル ベカラズ
- 二 服務中ハ勿論、服務外ト雖モ會社ノ信用ヲ傷ケザル様注意スベシ
- 三 會社ノ内容若クハ秘密ヲ他ニ洩漏スベカラズ
- 四 社員ハ服務態度ヲ正シクシ、客ニ対シ悪感ヲ抱カシムル事ナキ様注意スベシ
- 五 社員ハ社長ノ認可ナクシテ他ノ事業ニ関係スベカラズ

- 六 社員ハ會社ノ営業ニ関シ、係主任及ビ専務ニ意見ヲ開陳スル事ヲ得 但シ、會社ニ於テ其ノ意見ヲ用フルト否トハ自由トス
- 七 意見ヲ開陳セントスル時ハ、自己ノ屬スル主任ニ開陳シ、順次社長ニ達スルモノトス第四章

宿直

- 一 社員ハ交互ニ宿直スルモノトス、宿直者ハ宿直簿ニ宿直中ノ取扱事項ヲ記載スベシ
- 二 宿直中ハ午後十時迄夜勤シ、其後就寝スルモノトス
- 三 宿直中ノ會社用務ハ翌日係主任及ビ専務ニ遲滯ナク報告スベシ 但シ、急ヲ要スル場合ハ係主任及ビ専務ニ報告シ指揮ヲ受クベシ

其他ノ事件發生

- 五(四) 宿直中近火ノ際ハ專務及ビ各主任ニ通告スベシ
- 六(五) 盗難其他ノ事故ニ罹リタル時ハ主要書類ノ保存ニ務メ適宜措置ヲ為シ、即時各 主任及ビ專務ニ報告スベシ

第五章

外務員心得

- 一 外務員ハ外出中社員トシテノ心得ヲ遵守スベシ
- 二 客ニ接スル時ハ粗暴ノ事ナキ様注意シ、用件ノ内容ヲ懇切ニ示スベシ
- 三 訪問ノ際ハ言語態度ヲ愼シミ、客ニ対シ不快ノ念ヲ起サシメザル様注意スベシ
- 四 外務員ハ其ノ日ノ契約及ビ成績ヲ退社一時間前迄ニ係主任ニ報告スベシ 但シ、帰社スルシ報告ノ遑ナキ時ハ、電話其ノ他ノ方法ニ依リ報告スベシ

史料54 (61-58)

居宅新築仕様書

木造平家二階付壱棟

但シ間取ハ図面之通り

- 一、平家高サ土台下端ヨリ桁桛マデ拾弐尺軒出弐尺高配四寸トタン葺キトス
- 一、二階高サ土台下端ヨリ桁桛マデ弐拾壱尺トス高配四寸トタン葺キトス
- 一、土台在来同木ヲ用ヒ次手金輪次ニシテ大栓打堅メ角々枘差ニシ柱当りノ所枘窓彫り通 シ間仕切土台合木ニテ蟻掛ケニ致シ前側土台ハ在来ヒウリ材ヲ用ヒ仕口合様ニシテ不陸 無ク据付ケ出来ノコト
- 一、長柱桧材五寸角ニ削リ上下枘付ケ横穴彫リ胴穴共彫リ通シ差合セ致シ鉋削シテ壁矢リ 致シ建込ミノコト
- 一、管柱壱面見ヒ掛リノ分ハ桧材ニテ四寸角ニ削リ前合様ニシテ建込ミ又角々丈ケ見付キ ノ分ハ在来柱ヲ用ヒ上鉋仕揚ケニ致シ建込ミノコト
- 一、二階同差及大根引共在来ノ梁り又ハ大引ヲ用ヒ長枘ヲ付ケ又ハ蟻掛ケニシテ掛ケ渡シ 小根太ハ合木四寸角ヲ用ヒ弐尺間毎ニ掛ケ壱本置キニ蟻付ケ高下無ク出来ルコト其上端 ニ筋違エ根太ヲ五分欠キ取リ大釘ニテ打付ケルコト
- 一、外廻リ筋違エヌキハ巾四寸厚サー寸ニシテ柱及ビ間柱ヲ欠キ打付ケルコト
- 一、地廻リ段下バ四寸セイ五寸次手追掛ケ大持ニシテ上バタルキ欠キ致シ枘穴彫リ通シ梁 リアゴ欠キ上バニ面胴板ノ溝穴ヲ彫リ掛ケ渡シ了

- 一、梁リ在来ノ大梁リ又ハニ重梁リヲ用ヒ梁リ狭ノアゴヲ欠キ上バ二東穴ヲ彫リ両枘ヲ付 ケ又ハ蟻掛ニシテ掛ケ渡シコト
- 一、東木合木四寸角ヲ用ヒ上下枘付ケ追込ミノコト
- 一、外廻リ筋違エヌキハ巾四寸厚サー寸ニシテ柱及ビ間柱ヲ欠キ打付ケルコト
- 一、地廻リ段下バ四寸セイ五寸次手追掛ケ大持ニシテ上バタルキ欠キ致シ枘穴彫リ通シ梁 リアゴ欠キ上バニ面胴板ノ溝穴ヲ彫リ掛ケ渡シコト
- 一、梁リ在来ノ大梁リ又ハ二重梁リヲ用ヒ梁リ狭ノアゴヲ欠キ上バ二東穴ヲ彫リ両枘ヲ付 ケ又ハ蟻掛ニシテ掛ケ渡シコト
- 一、東木合木四寸角ヲ用ヒ上下枘付ケ追込ミノコト
- 一、母屋全木四寸角次之腰掛ケ鎌ニシテ上ハタルキ欠キヲ致シアゴ欠キ東穴ヲ彫リ掛ケ渡シコト
- 一、角木仝木四寸角次之仝様ニシテ上バ高配ニ彫リ渡リアゴヲ欠キ掛ケ渡コト
- 一、タルキ仝木長十四尺弐寸角次手ソギ次ニシテ上バヨリ大釘ニテ打付ケコト
- 一、屋根板ハ松六尺ノ本五分板ヲ用ヒ一枚毎ニー寸五分釘三本ヂゝ打付ケルコト
- 一、土居葺キハ杉壱分柾壱寸八分足ニ葺立ル其上ニトタ板八ツ切ニシテヒシ葺キニ葺キ木 棟共仝板ニテ巻付ケルコト
- 一、二階建軒廻リハ持送リ■腹ニシテ化粧面取リ念入出来ノコト
- 一、出格子ハ桂材及ヒ栓材ヲ用ヒタルキ造リニシテ格子ノ畳ハ桧ニテ見付キ七分間キ八分 トシ其内ニ半紙判九枚入ノ硝子戸ヲ壱筋溝チキ建込出来ノコト仝所戸袋ハ入子下見ニ造 リ取リ付ケルモノトス
- 一、窓枠合木ニテミノ判弐ツ切拾弐枚入ニシテ二筋溝ヲツキ組立テ額縁及ヒ屋板共化粧面 取リ内外共念入出来ノコト
- 一、二階椽側ニハ桂材及ヒ栓材ヲ用ヒ手摺ヲ付ケルコト
- 一、全所階段ハ栓材ヲ用ヒ図面ノ通リ廻リ段ニシテ上鉋仕揚ゲ致シ念入出来ノコト又足掛 リ共付ケベシ
- 一、二階椽側ニハ戸袋弐ケ所親杉及ヒ入子下見造リニシテ出来ルモノトス
- 一、下椽側ニハ戸袋前仝様ニ付ケ出来ルモノトス
- 一、火廻り根引ハ在来ノ大根引及ビ小根太共取付ケ大根引ハ上バヲ敷板矢リ致シ弐尺間毎 ニ小根太彫リシテ大入欠キニ致シ据付ケルコト
- 一、小根太ハ仝木二寸ノ四寸六分ノ大入欠ニシテ不陸無ク据付ケルモノトス
- 一、敷板ハ杉本八分板ヲ用ヒ削鉋シテ敷込ミ又大根太及小根太共鉋削リニシテ取リ付ケ出 来ルモノトス
- 一、敷居ハ桂材ヲ用ヒ二筋溝ヲチギ込栓留メニシテ取リ付ケ出来ルモノトス
- 一、椽側敷板ハ桂材又ハ<u>メリケン</u>松ヲ用ヒ合欠キヲシテ上鉋仕揚ゲニ致シ釘ナシニシテ張 リ立出来ルモノトス
- 一、鴨居及ビ長押共メリケン松ヲ用ヒ枘付キニシテ取リ付ケ長押ハ入輪留ニシテ取リ付ル モノトス
- 一、蘭間敷鴨共合木ヲ用仕口仝様ニ致シ取リ付ケ出来ルモノトス
- 一、座敷之天井廻リ縁及ビ竿縁共桧材ヲ用ヒ角々入輪留ニシテ取付ケ出来ルモノトス
- 一、天井板ハ杉柾目板ヲ用ヒ巾七寸上鉋仕揚ゲニシテ合欠キ致シハ分釘ニテ打付ケ釣木弐

尺間毎二打付ケルコト

- 一、座敷ト縁側之間ニ夜明窓ヲツノガラ窓ニシテ組立テ出来ルモノトス
- 一、下座敷ニ出書院壱ヶ所図ノ通り栓材又ハタモ木ニテ色付ケニ致シ出来取リ付ルモノト ス
- 一、全所床ノ間及ビ違エ棚共合木又ハクルミ材ヲ用ヒ色付ケ上仕揚ケニシテ念入出来ルモ ノトス
- 一、二階座敷全様床棚共取リ付ルモノトシ床脇キニ掛ケ障子掛ケル角切窓ヲ付ケルコト
- 一、帳場室下女室茶之間下茶之間前之庭共杉並無ブシ板ニテ天井張トシルコト
- 一、前霧除ケ桂又栓材ニテ化粧タルキヲ付二重野仕ニ打土居葺キ致シ其上ニトタン板ニテ本屋同様ニ葺キ其上ニ地廻リトノ間ヲ白ノ間壁ぬりトシルコト
- 一、全所之出格子ハ全木ヲ用ヒ前全様ニ出来ノコト入口脇ニ腰羽目板及ヒ長押共念入出来 ルモノトス
- 一、下茶之間付キ出格子之下ニ地袋棚ヲ付ケルモノトス其間之内ニ長三尺巾弐間之所揚ケ 板ニシテ其下ニ物ヲ入ル様ニ仕切ヲ付出来ルモノトス
- 一、台所敷板桂材ヲ用ヒ鉋仕ニシテ目違エ取リ張立チルモノ又小屋組ハ削リ小屋ニシテ組 立渡シ台ハ杉羽目板ヲ打付ケルコト流シハ桧材ニテ組立棚廻リ共出来ノコト
- 一、外廻リ建具ハ前入口ニミノ判弐ツ切捨六枚ニシテ腰板入レ建ルコト
- 一、椽側雨戸ミノ判八板前同様建入ノコト
- 一、格子ノ内半紙判九枚入ニシテー筋溝ニ建ルコト窓ミノ判弐ツ切六枚入ヲ弐枚チゝ揚下 ゲニシテ取リ付ケルコト
- 一、便所及小便所ニ板戸弐枚付ヶ仝所出口ニ板戸弐枚建付ルコト
- 一、座敷廻リ柱四方見付ノ分ハメリケン松用出来ルモノトス他共念入出来ノコト
- 一、合計坪数六拾八坪八分弐厘

内 訳

本家 間口五間半 奥行七間壱尺 三十九坪三分八厘

台所 間口弐間 奥行弐間 四坪

ハナレ座敷 間口弐間半 奥行弐間弐尺 四坪六分六厘

便所廊下 間口四尺 奥行拾四尺 壱坪五分三厘

二階座敷廊下 五間半 奥行三間半 拾九坪二分五厘

右之通り御座候也

西川長之助 印

四拾一年弐月

飯田様

建家契約書

- 一、金参阡弐百円也 但 函館鍛冶町弐拾八番地屋敷地建替等 右之金額者別紙建築絵図面及ヒ建築物 使用書之通リ受負候ニ付、左条項ヲ契約ス
- 一、工事着手期日者明治四十一年三月二日ヨリ着手ノ事
- 一、工事落成期日者明治四十一年八月卅一日迄ノ事

- 一、工事契約金トシテ明治四十一年三月二日金壱千○弐拾円也受授ノ事 但シ右之内ニ金四百弐拾円並ニ買入金材料代金共相加リ居候事
- 一、明治四十壱年四月下旬ヨリ五月上旬ニ掛ケ柱建建前出来ノ上者金壱千円受授ノ事
- 一、明治四十一年八月三十一日工事落成之上者跡残金壱千百八拾円也受授ノ事 但シ時宣ニヨリ臨時工事出来方検定ノ上出金ヲ請求スルコトアルベシ 右契約証弐通ヲ製シ相互壱通ツゝ相持スルモノ也 明治四十壱年二月

函館区鍛冶町弐十八番地 飯田喜太郎 印 函館区蓬莱町四十九番地 西川長之助 印

売渡証

一、木造二階建 壱棟 但シ切込材料 全部

右は金四百四拾円にて貴殿に売渡候に相違無之候、只今内金として金弐百円正に領収候、 残金の儀は前記載の切込の内土台並に柱不足の分取揃の上御受取渡シ可申候 現品は函館区幸町荷揚場に於而貴殿御立会の上御渡可申候、若し該物件に就而万一苦情か 間敷等有之候場合は本人は勿論保証人に於而引受決し而貴殿に御迷惑相懸申間敷依而一札 受取候也

> 松前郡福島村字濱中 売渡人 住吉三五郎 印 函館区蓬莱町四十九番地 保証人 西川長之助 印

明治四十年十一月十八日 飯田喜太郎殿

金員受取額

一、金弐百四拾円也

右者明治四拾年拾一月拾八日木造二階建切込ミ材料売渡シ金四百四拾円之残り金全 部正二受取候也

明治四十年拾二月九日

松前郡福島村字濱中 住吉三五郎 代人 西川長之助 印

飯田喜太郎殿

建物所有権移転届 函館区鍛冶町弐拾八番地弐拾九番地ニ跨ル 一、木造柾葺弐階家 棟 建坪四拾六坪

弐階坪参拾四坪弐合五勺

右建物売買ニ因リ本日所有権移転シタルニ付以連君届出候也

明治参拾九年拾弐月拾七日

函館区弁天町四拾参番地

売主 池田要蔵

右法定代理人 池田ジユン印

函館区鍛冶町拾番地

買主 飯田喜作 印

函館区長 山田邦彦殿

地表変更許可願

一、目 的 家屋建築敷地

一、位 置 函館区鍛冶町廿八番地

一、設計要目 表間江六間弐尺四寸、裏七間壱尺三寸 奥行右拾四間三尺九寸、左拾六間壱尺二寸 全体地表高サ約壱尺盛土ヲ為シ共 周囲石垣ヲ建設シテ土■トス

一、材 料 土石

一、竣成期日 明治四十一年四月十日着手 明治四十一年五月九日竣成

右之通り地表変更致度ニ付御許可被成下度設計書相添此段奉願候也 明治四十一年四月九日

> 函館区鍛治町廿八番地 出願人地主 飯田喜作

函館要塞司令官 村松 雋殿

右相違無之ニ付奥書ス

明治四十一年四月九日 函館区長 山田邦彦

設計者

表間江六間二尺四寸、裏七間壱尺三寸、奥行右拾四間 三尺九寸、左拾六間壱尺二寸、全体地表高サ約壱尺 盛土ヲ為シ其周囲石垣ヲ建設シテ土■トス

領収證

一、金弐拾六円六拾九銭右之通リ正ニ領収仕候也明治四十年四月四日

石工 根田清吉(印)

マルキュウ御印様

明治四拾年第 月称明内飯田墓地石工料等 一、金壱円八拾銭 二月廿三日 石工手間弐人 一、金弐円七拾銭 ル 廿四日 参人 仝 一、金弐円七拾銭 〃 廿五日 仝 一、金弐円七拾銭 # 廿六日 仝 一、金弐円七拾銭 〃 廿七日 仝 一、金九拾銭 " 廿八日 全 壱人 計 乎間十五名 金拾参円五拾銭 一、金弐円 三月 三日 石工 弐人

一、金弐円 IJ 四日 仝. 弐人 一、金弐参円 IJ 七日 全 参人 一、金参円 IJ 八日 全 参人 一、金四円 九日 仝 四人 IJ 一、金四円 十日 仝 四人 IJ 一、金四円 十一日 仝 四人 IJ 一、金壱円 十二日 仝 壱人 IJ 一、金壱円 人夫 弐人 IJ 一、金壱円 三月 廿一日 石工 壱人 一、金参円也 三月 廿三日 石工 参人 一、金弐円也 IJ 廿四日 同 弐人 一、金五拾銭 馬車代 IJ

一、金六拾四銭 土弐台 但 壱台三拾弐銭ノ割 IJ

一、金弐円八拾壱銭七厘 延石弐間壱尺 但 壱間金壱円三拾銭ノ割

一、金五拾銭 IJ 廿五日 石工手間五分 一、金壱円五拾銭 廿六日 人夫 参人

IJ

一、金弐円也 廿七日 石工 弐人 IJ

一、金弐円也 全 弐人 IJ 廿八日

一、金弐円也 IJ 廿九日 全 弐人

一、金弐円也 三月 卅日 石工 弐人

一、金弐円也 〃 卅一日 仝 弐人

一、金壱円ト五銭 砂参台 但 壱台二付卅五銭

計金六拾円○五拾銭○七厘

内 訳

金五拾五円五拾銭 石工手間五拾四人半

平人夫手間五名

金五円〇〇七厘 土弐台 延石弐間壱人

馬車代 砂参台

但シ壱月七十銭宛 記 四月 三日 人夫 壱人 四月 十日 人夫 壱人 " 十二日 " 四人 七日 〃 壱人 八日 " 六人 十一日 〃 壱人 IJ 九日 " 四人 ッ 十三日 ッ 壱人 IJ 十日 大工 三人 ル 十四日 ル 壱人 人夫 七人 〃 十一日 人夫 計三拾四人 四人 一人 此賃金弐拾五円九拾銭也 ル 七日 ル 八日 " 一人 ル 九日 ル 一人

壱円六十銭宛 石工古石拵二人五分 下水張石シタルコト 此賃金三円廿五銭也

四月 九日 金壱円弐十銭 "十四日 金六十銭 砂一台"十一日 金六十銭 "金六十銭 砂一台

計金参円也

金拾一円拾六銭也 土参拾六台 合計金四拾参円三拾壱銭也

四月三十日切

右之通り御座候也

カネセイ根田

マルキュウ御印様

総坪数四拾三坪四分七厘

見積書

一、金九百九拾九円四拾三銭六厘

内 訳

- 一、間チ石 旧石使用ノ場所ヲ除キ、新石ヲ使用スル、間数ハ参拾参坪七分五厘トス、 而シテ二尺ビカへ壱坪弐拾五本積トシテ延石ハ東方前面三尺入リヨリ前面西 方及裏裏ヨリ三尺東側ニ折リ曲ルモノトス
- 一、間石八百四拾四本 此金五百四十八円六十銭
- 一、石工積手間 壱坪二付 金参円 此金額壱百参拾円四拾壱銭
- 一、石工手元人夫(壱坪二付) 弐人 一人金七拾銭 此金額六十円八十五銭八厘
- 一、樋堀リ取崩シ共(壱坪ニ付)二人五分 仝上此金 七十六円○七銭二厘五毛
- 一、延石参拾間三分三厘 壱間二付 金参円七拾銭 此金額百十二円弐拾弐銭一厘
- 一、延石仕上ヶ据付共(石工手間一間ニ付)金弐円此金 六十円六十六銭

一、延石据付手伝人夫(壱間二付五分)金参拾五銭 此金 拾円六十壱銭五厘

明治四十年十月十一日根田清吉印

マルキュウ印御中

見積書

一、合金壱百九拾参円七拾銭也

内 訳

一、金拾五円 野面石総間数参拾間石材ハ御所用

但ス壱間ニ付石工務手間ノモノ

一、金弐拾弐円 仝 延石拾間半仕上柾付代

壱関ニ付金弐円弐拾銭人夫共

一、金参拾六円 荒延石 弐拾間代

但ス壱間ニ付金弐円八拾銭

一、金参拾円 全石工仕上料弐拾間之代

壱間ニ付金壱円五拾銭

一、金拾円五拾銭 石工手元人夫壱間二付五分

一、金拾六円八拾銭 延石仕据付手元人夫壱間二付五分宛

一、金六円 ■堀人夫代壱尺五 仕上り

一、金弐拾四円 ■■■人夫女弐拾人宛

■■間ニテ仕上

一、金八円四拾銭 全 男人夫拾数人分

但ス大割栗運般共代

一、金弐拾壱円 割栗石参拾台

壱台ニ付七拾分宛

一、金四円 石材停車場ヨリ運般料

但ス壱間ニ金弐拾銭宛

右見積書如此二御座候也

但ス出来之上間数御検査御勘定可申受候也 明治四十一年三月十四日

根田清吉

マルキュウ御印様

記

一、金五拾円也 但土台下工事之内金右正二請取申候也 明治四拾一年三月三十一日 根田清吉印 飯田喜太郎殿

記

一、金五円也 但シ土台下工事之内金右正ニ請取申候也

明治四拾壱年四月十三日 根田清吉 飯田喜太郎殿

委任状

- 一、拙者儀都合ニ依リ飯田久治ヲ以テ部理代人ト定メ左ノ権限ヲ代理セシム
- 一、桂久蔵ニ対スル抵当権設定登記申請書作製捺印提出及ヒ登記ニ関スル一切ノ件 右代理委任状如件

明治四拾弐年参月五日

函館区鍛冶町拾番地 飯田喜作 印

念 証

本日登記ヲ経テ貴殿へ売渡タル函館区鍛冶町廿八番宅地壱筆及廿九番宅地壱筆同上番地ニ 建設アル建物五棟実際取引直段ハ金弐千六百五拾円ニテ売渡タル無相違■之候間、後日ノ 為メ念書差入候也

> 函館区弁天町四拾三番地 家督相続人 池田要蔵 仝町同番地 代理人 池田ジユン

飯田喜作殿

明治卅九年拾弐月拾四日

証

一、函館区鍛冶町廿九番地九拾七坪八合弐勺及ヒ同町同番廿八番宅地八坪六合弐勺、右弐 筆并ニ同上番地ニ建設アル弐階家木造木造建家三棟共合計金弐千六百五十円ニテ今回貴 殿売渡タルニ付本日約定証拠金トシテ金弐百円請取候、残金弐千四百五十円ハ登記所ニ 於テ名儀書替ハ同時請取可申約定ノ事、尤モ名儀書替期限ハ本日ヨリ向フ拾日内ニ拙者 ニ於テ登記所へ名儀書替手続キ可申事

但シ前記三棟外付属建物悉皆相添可申事

明治卅九年拾壱月廿七日

函館区弁天町四十三番地 池田要蔵

後見人

池田ジユン 印

立会人 津田佐兵衛 印

立会人 土方惣太郎 印

飯田喜太郎殿

建物滅失二付登記申請 一、建物ノ表示末尾記載之通

- 一、登記原因及其日付明治四拾年八月弐拾五日火災ノ為メ類焼ニ因ル
- 一、登記ノ目的 建物減失ノ登記

明治四弐年参月八日受付

第八九五号

一、登録税

金参拾銭

右登記申請候也

明治四拾弐年参月八日

函館区鍛治町拾番地

所有者 飯田喜作

函館区裁判所 御中

建物ノ表示

函館区鍛冶町弐拾九番地■

第壱号

一、木造柾葺弐階家 壱棟

合坪五拾九坪五合 登記第参八号

内弐階坪弐拾七坪

仝上第弐号

一、付属建物 壱棟

建坪拾坪 登記第六七号

仝上地参号

一、木造柾葺平家 壱棟

建坪拾四坪 登記第参九号

仝上地第四号

一、木造柾葺平家 壱棟

建坪四坪登記第六八号

以上

仝上地第五号

一、木造柾葺平家 壱棟

建坪四坪登記第六九号

以上

各順位弐番

登記名義人表示ノ変更登記申請

一、不動産ノ表示

函館区鍛冶町弐拾八番 明治四弐年参月八日受付

一、宅地八坪六合弐勺 第八九壱号

全 区 全 町弐拾九番甲 登記第弐七号

一、宅地九坪拾七坪八合弐勺

登記第弐八号

一、登記原因及其日付

各順位参番

明治四拾壱年弐月四日 日本籍地変更ニ因ル

一、登記ノ目的

登記名義人表示ノ変更登記

一、変更スベキ事項

所有者ノ住所函館区鍛冶町拾番地トアルヲ仝区仝町弐拾八番地ト変更ス

一、登録税

金弐拾銭

一、添付書類

戸籍ノ本

右登記申請候也

明治四拾弐年参月八日

函館区鍛冶町弐拾八番地 所有者 飯田喜作 印

函館区裁判所 御中

第八号

土地證明書

渡島国函館区大字鍛冶町拾番地 所有者 飯田喜作

国名 渡島国 区名函館区 村名— 大字名鍛冶町 字名— 地番二八 地目市街 坪数 一〇六 地価三〇六、三九〇 地租五六、六八〇 宅地 年期四四

右ハ民事訴訟法第六百四十三条第三号ニ拠リ、函館区鍛冶町拾番地飯田喜作ヨリ請求ニ付 證明ス

明治四十二年三月五日

函館税務署長税務官 植松円意 印

土地合併御届

函館区鍛治町弐拾八番

一、市街宅地八坪六合弐勺 此地価拾弐円九拾参銭

仝 弐拾九番ノ甲

一、仝 九拾七坪八号弐勺

此地価弐百九拾参円四拾六銭

合併弐拾八番

一、市街宅地百六坪四合参勺

此地価参百〇六円参拾九銭

右土地合筆致候二付、別紙図面相添此段御届申上候也

明治四十年 月 日

函館区鍛冶町弐拾八番地 地主 飯田喜作

函館税務署長 佐多彦美殿

土地所有権ノ保存ニ付登記申請

函館区鍛冶町弐拾八番地

- 一、宅地 壱百〇六坪四合四勺
- 一、登記ノ目的 土地所有権保存ノ登記
- 一、土地ノ価格 金千四百九拾円ニ
- 一、登録税 金

右登記相成度別紙土地台帳謄本相添、不動産登記法第百五条第壱号二依 リ此段申請候也 明治四拾弐年参月五日

> 函館区鍛冶町弐拾八番地 飯田喜作

函館区裁判所御中

土地台帳謄本下付願

函館区鍛冶町弐拾八番地

- 一、市街宅地 壱百〇六坪四合四勺
- 一、所有者 飯田喜作
- 一、手数料 金

右地所ニ対スル土地台帳謄本壱通御下付相成度、此段相願候也

明治四拾弐年参月 日

函館区鍛冶町弐拾八番地 飯田喜作

函館税務所長 植松円意殿

建物所有権保存二付登記申請

函館区鍛冶町弐拾八番地

一、木造■丹葺弐階家 壱棟

平家坪五拾坪参合五勺

二階坪拾九坪弐合五勺

附属建物 物置平家 壱棟

建坪七坪四合壱勺

- 一、登記ノ目的 建物所有権保存ノ登記
- 一、建物ノ価格 金
- 一、登録税 金

右登訳相成度、別紙函館区長之証明書相添、不動産登記法第百六条第四号ニ依リ此段申請候也

明治四拾弐年参月五日

函館区鍛冶町弐拾八番地 申請人 飯田喜太郎

函館区裁判御中

抵当権設定二付登記申請

函館区鍛冶町弐拾八番地

- 一、市街宅地壱百〇六坪四合四勺
- 一、登記ノ原因及其日付

明治四十弐年参月五日付金借用證書

- 一、登記ノ目的抵当権設定ノ登記
- 一、債権額 金壱千五百円
- 一、弁済期 明治四十弐年九月参拾日
- 一、利息をテ月壱分弐厘
- 一、利息ノ支払時期 毎月末日
- 一、登録税 金

右登記相成度、別紙金借用證書及ヒ飯田喜作ノ権利ニ関する登記済證相添、此段申請候也 明治四拾弐年参月五日

函館区鍛冶町二十八番地

抵当権設定者 飯田喜作

函館区弁天町参拾九番地

抵当権者 桂 久蔵

函館区旅籠町弐拾七番地

桂久蔵代理人 久保 茂

函館区裁判所 御中

抵当権設定二付登記申請

函館区鍛冶町弐拾八番地

一、木造■丹葺二階家 壱棟

建坪数 五十坪三合五勺

二階坪数 十九坪弐合五勺

一、登記ノ原因及ヒ其日付

明治四拾弐年参月五日付金円借用證書

- 一、登記ノ目的 抵当権設定ノ登記
- 一、債権額 金千五百円二
- 一、弁済期 明治四拾弐年九月参拾日
- 一、利息ノ支払期日 毎月末日
- 一、利息 壱ヶ月壱分五厘
- 一、登録税 金

右登記相成度、別紙金円借用證書及ヒ飯田喜太郎ノ権利ニ関スル登記済證相添、此段申請

候也

明治四拾弐年参月 日

函館区鍛冶町弐拾八番地

抵当権設定者 飯田喜太郎

函館区弁天町参拾九番地

抵当権者 桂 久蔵

右代理人

兩館区旅籠町弐拾七番地

久保 茂

金借用證書

一、金壱千五百円

右金額借用候ニ相違無之候、此弁済ノ担保トシテ左記不動産ノ上ニ抵当権ヲ設定致 候

函館区鍛冶町弐拾八番地

一、木造■丹葺弐階家

- 一、弁済期ハ明治四拾弐年九月参拾日限トス
- 一、利息ハ壱ヶ月壱分弐厘ノ割合トス
- 一、利息支払期日ハ毎月末日トス、若シ其支払ヲ遅滞セルトキハ直チニ元利ノ弁済ニ請求 セラルルモ異議ナキモノトス
- 一、債務ノ履行地ヲ函館区トス

金借用之證如斯候也

明治四拾弐年参月五日

函館区鍛冶町弐拾八番地 借用主 飯田喜太郎

函館区弁天町参拾九番地

桂 久蔵 殿

金借用證書

一、金壱千五百円二

右金額借用候ニ相違無之候、此弁済担保トシテ左記不動産ノ上ニ抵当権ヲ設定致候 函館区鍛冶町弐拾八番地

一、市街宅地 壱百〇六坪四合四勺

前書借用金ノ弁済方法ヲ左ノ如ク想定メ候ニ付、確実ニ履行可致候

- 一、弁済期ハ明治四拾弐年九月参拾日限トス
- 一、利息ハ壱ヶ月壱分弐厘ノ割合トス
- 一、利息支払期日ハ毎月末日トス、若シ其支払ヲ遅滞セルトキハ直チニ元利ノ弁済ヲ請求 セラルルモ異議ナキモノトス

一、債務ノ履行地ヲ函館区トス 金借用之證如斯候也 明治四拾弐年参月五日

> 函館区鍛冶町弐拾八番地 飯田喜作

函館区弁天町参拾九番地 桂 久蔵 殿

請取證

一、金壱阡八陌四拾弐円也 但シ明治四拾弐年参月五日貸金ノ元利金 右正ニ請取候也 明治四拾参年九月拾四日

函館区弁天町参拾九番地

桂 久蔵 印

飯田喜作 殿

登記第弐七号

明治四拾参年九月拾四日受付 第参五弐四号

請取證

一、金壱阡八陌四拾弐円也

但シ明治四拾弐年参月五日貸金ノ元利金 右正ニ請取候也

明治四拾参年九月拾四日

函館区弁天町参拾九番地

桂 久蔵 印

飯田喜太郎 殿

史料55 (61-52)

(表紙)

高木萬之助

明治三拾年度 飯田喜太郎

新井田禮太

漁業使用品調

薩哈嗹島西海岸字方コ漁舎有形品調

干莚津軽壱千三百束 大間縄八丸合拾弐丸 鰊釜四尺四寸弐拾弐枚 株梠網一寸径 拾本 二十五間

仝 七分径 拾本

三十間切

錨八貫目拾四丁 弐拾四丁

六貫五百目拾丁

友櫂壱丈五尺 三枚

先櫂壱丈五寸 四拾六枚

白打網一寸径 弐本

三十五間切

スコップ 弐拾壱枚

藁綱 一寸弐分 弐輪

百廿間切

実子綱七分径 五本

三十間切

絞筒八分 四拾三個

筒流 厚サ三寸 拾枚

方面三尺二寸

唐鍬 九丁

鳶口 拾丁

鎌 六丁

番 九丁

鉈 参丁

金槌 四挺

玄能 三挺

鶴嘴 三挺

斧 五寸匁五丁 九丁

四寸匁四丁

绝 六枚

鱈切庖丁 四丁

鋸挽切尺二 弐枚

ガンガリ尺一

天王寺鋸 七枚

曲尺 弐枚

ボード錐五分弐本 四本

八分弐本

鑿 一寸二挺 七挺

八分五丁

鍔鑿 五分 三本

焼錐 四分 四本

ツカミ 五寸 九丁

木廻釚 五個

平釜 三尺 壱枚

鍋 壱斗焼二枚 四枚

五舛焼二枚

モッコ 三拾個

実子網五寸目壱反半合 三枚

弐十間切

仝 五寸目二反合 七枚

弐十間切

仝 五寸目一反 三枚

弐十間切

水沢

小目袋七尋切 壱個

七反合

三伴舩敷六尋三尺 六艘

口巾八尺五寸

磯舩 敷三尋 壱艘

口巾三尺一寸

建家 間口拾壱間但シ柾葦 壱棟

奥行六間半

切藏 間口六間奥行三間半 壱棟

但シ木皮葦丸田組

綱藏 間口三間半但木皮葦 壱棟

奥行弐間半 丸田組

以上

薩哈連島西海岸字クラシノナイボ漁舎有形品調

干莚津軽 四百束

鰊釜四尺四寸 拾四枚

■櫓十三尺 八枚

友櫂十五尺 五枚

先櫂丈五寸 三拾九枚

ポンタモ金造 弐拾五丁

綾筒八分 十六個

筒流 厚三寸 八枚

方面三尺二寸

錨 八貫目拾丁 拾四挺

六貫目四丁

一寸径十三本

株梠綱 七分径拾本 弐拾三本

三十間切り

蒿綱 壱寸径 八本

三十間切り

白打綱 壱寸径 弐本

三拾五間切り

 平釜
 三尺
 壱枚

 白打綱
 七分径
 壱輪

百廿間

唐鍬拾丁スコップ拾枚モッコ拾五個塩大俵弐拾俵

敷木 六尋二尺 壱本三伴船 敷六尋三尺 弐艘

口巾八尺五寸

磯船 敷三尋 壱艘

口巾三尺八寸

傳馬船 敷五尋 壱艘

口巾七尺

全 敷四尋 弐艘

口巾五尺

草葦建家間口八間 壱棟

奥行四間

仝 間口拾間 壱棟

奥行四間

以上 右之通御座候也

薩哈連島西海岸字トウブツ漁舎有形品調

干莚津軽参百束建莚七尾七拾束大間縄八丸合五 丸中間縄八丸合五 丸

株梠綱 一寸径拾三本 弐拾参本

七分径拾本

藁綱 一寸三分径 四本

三拾間切り

実子綱 七分径 六本

三十五間切り

白打綱 壱寸径 弐本

三十五間切り

錨 八貫目拾丁 拾四挺

六貫五百目四丁

鰊釜四尺四寸八枚ポンタモ金打七丁絞筒八分八個

筒流 厚サ三寸 八枚

方面三尺二寸

モッコ拾個負桶四組友櫂壱丈五尺四枚

先擢壱丈五寸 弐拾三枚

実子綱 五寸目■半 五枚

三枚■■二枚

草造建家 奥行四間 壱棟

間口七間

塩大俵 五拾俵

三羽船 敷六尋三尺 四艘

口巾八尺五寸

磯船 敷 三尋 壱艘

口巾三尺一寸

以上

右之通り相違無之候也 明治三十一年二月九日

飯田喜太郎 印高木萬之助 印

蛯子和右衛門代理

吉田庄作殿

整理員 田端半七殿

小林熊吉殿

余白紙也

タラアントマリ 記

一、古枠 弐枚

弐拾六枚 六尋切り

一、三羽舩 弐艘

長八尋三尺

口 八尺五寸

一、平田舩 壱艘

長六尋

口七尺

一、実子手綱 五枚 結卸弐拾間両枷付

一、鰊釜 四尺四寸 拾弐枚

一、金箱 拾四挺

目方五貫目五丁六貫五百目七丁

八貫目 弐万

一、絞筒 拾弐個

八分筒

一、壱寸経面打網 弐本

三拾尋切り

一、株梠網 拾七本

七分経三拾尋切り

一、同早物 拾弐本

五分経三拾五尋切り

一、絞網 弐拾七本

梠皮製弐尋切り

一、大タモ網 五個

一、ワラ網 六本

七分経弐拾弐尋切り

一、枠カラミ 百五拾本

梠皮製三百寸切り

一、先櫂丈五寸 五拾枚

楢ノ木製

一、友櫂十五尺 七枚

楢木製

一、干莚 三百束

一、綿糸雑用網 壱流

切迴シ四拾間

一、シヤブル 壱タース

一、唐鍬 拾挺

一、木割鐇 拾挺

一、手取釜 壱個

一、平釜 壱斗五升 壱枚

一、鍋 八升焚 壱枚

一、鶴者し 弐挺

一、金テコ 弐本

一、斧 五挺

一、ツカミ 八挺

一、ポンタモ 拾挺

一、天王寺鋸 四枚

右之通り御座候也

明治三拾壱年二月四日

タラン泊川村小助代理兼 新井田禮吉印

蛯子和右衛門代理 整理委員 吉田庄作殿 田端半七殿 小林熊吉殿

念 証

- 一、明治三拾壱年二月九日附ヲ以テ貴殿及高木萬之助川村小助代理兼新井田禮太ノ三名ニテ拙者江差入タル金六千五百円ノ年賦借用証書ニ対シ今回貴殿ヨリ金壱千五百円ヲ、正ニ受取残額ハ拙者ニ於テ権利ヲ抛棄シ右証書ヲ貴殿江返却仕候然ル上ハ以後如何ナル証書発見仕候共反古タルベキハ勿論是迄ノ金銭取引上ハー切関係無之候事
- 一、今回金六千五百円之証書ヲ貴殿江返却仕候ニ付テハ連借人高木萬之助新井田禮太ヨリ 受取ルヘキ債権ハ全部貴殿江譲渡シタル上ハ随意ニ御請求相成度右請求シタル全額ニ対 シ拙者ニ於テ一切関係無之候
- 一、前項清水方ニ付テハ拙者ノ名第ヲ以テ督促又ハ請求スルノ必要有之候ニ付貴殿ノ望ミニ任セ宮坂清造江委任状相渡シタリ然し共後日貴殿方ノ都合ニョリ解任ノ場合ハ請求次第何時ナリ共再ヒ委任状差出シ可申候事

右後日之証トシテ本証相渡置候也

明治三十九年十二月 日

函館区弁天町拾番地 蛯子和右衛門印

飯田喜太郎殿

抵当書入年賦借用証

- 一、金六千五百円也 但内訳
- 一、金五千壱百円也 オゴ、トウフツ、クラスノナイボニ対スル分

負債主 高木万之助

全 飯田喜太郎

一、金壱千四百円也 タラン泊ニ対スル分

負債主 川村小助代理兼

新井田禮太

右金額ニ対スル書入抵當品オゴ、トウブツ、クラスノナイボ、タラン泊漁業使用品別 紙記載之通 右者薩哈嗹島西海岸字オゴ、トウブチ、クラスノナイボ、タラン泊ニ於テ、明治三拾 年度漁業使用残品別紙記載之通書入抵當トシテ借用仕候処確実也、然ル上ハ明治三拾壱 年ヨリ明治三拾五年迄満五ヶ年間、年賦トシテ毎年九月三拾日限金壱千参百円ツツ返済 可仕候約定、但右金六千五百円ハ初年乃至其次年ニ於テ皆済之節ハ、金壱百円ニ付壱ヶ 月壱分弐里、則チ金壱円弐拾銭ノ割合ヲ以テ利子トシテ債主ヨリ引落勘定可致約定ノ事 一、前記金壱千四百円タラン泊分川村小助代理兼新井田禮太ヨリ皆済之節ハ何時ニテモ連 帯之内ヨリ除名可致約定ノ事

萬一返済致兼候節ハ、別紙調書之抵当速ニ相渡可申候、后日爲念三名連印借用証依テ 如件

明治三拾壱年二月九日 函館区大黒町八拾三番地

負債主 飯田喜太郎 印 同区同町八拾弐番地

同 高木萬之助 印

川村小助代理兼

同 新井田禮太 印 函館区鍛冶町五拾九番地

蛯子和右衛門代理

整理委員

吉田庄作殿

田端半七殿

小林熊吉殿

【電報送達紙】

受信人居所氏名 ニシハママチ ナベタ トクジロウカタ ヤマモチウ タロウ

著信番号 第壹四七八號

発局シ報

ラ■カタ局 第三三六號 九月二三日

受付午コ九時二分

一五字

着局 受信午コ九時五分

受信当務者 ル

「ミタ井ダ テカタヲク ルタノムへ」

約定差入念證

魯領薩哈嗹島西冨内

- 一、チュトナシナ井ボ
- 一、トンナイキス
- 一、ヒマシトマリ

一、テートマリ

〆四ヶ所

右四ヶ所ニ於テ漁業ヲ営之候ニ於テハ明治三十年ョリ同三十三年迄向三ヶ年間総テ貴殿ノ漁場トシ、同収穫物ノ何事ヲ問ハズ時下相場ニテ賣渡シ方并ニ其他一切之事ハ貴殿ノ自由 タル可シ

一、高木萬之助、飯田喜太郎、佐々木嘉太吉ニ於テ即チ西海岸四ヶ所ニ対スル出張費トシ テ三ヶ年間、一ヶ年間ニ付一人金百円也ハ貴殿ニテ漁舎費之内ヨリ相渡シ被下候極ノ事 右約定候上ハ満年中前記漁場ニ対シ、決シテ異議申間度依テ三名連署差入念証如件 明治廿九年九月三十日

> 青森縣西津軽郡中鄉村字飛內八番地 高木萬之助 印 渡島国上磯郡谷好村弐十九番地 佐々木嘉太吉 印 同国函館区鍛治町十四番地 飯田喜太郎 印

蛯子和右衛門殿

念證

明治参拾九年十二月十五日附飯田喜太郎及飯田喜作両名之名儀ヲ以テ貴殿エ差入置タル預 リ金七百円也、證書金額明治四拾年九月三十日限リ納金可為致候、若シ萬一右期限中本人 共ヨリ納金遅滞候節ハ、本人ニ成替リ私ヨリ速ニ弁金可仕候、為後日差入念書依而如件 明治三十九年十二月十五日

函館区弁天町拾番地 蛯子和右衛門 印

七野傳右衛門殿 山本彌右衛門殿 余白

(封筒表)

函館区鍛治町廿九番地 飯田喜太郎殿

要々

(封筒裏)

新潟市■■町卅四番戸 ヤマシチ七野傳左衛門 電信番号(七)

十月二日

拝啓、毎々御厚志の段奉多謝候、先般貸金七百円也入金ニ対シ別紙預リ証御送付申上候間 御受取被下度候、高木蛯子様念証在中置き仕候間、御手数恐入候へ共同氏江御届ヶ被下度 候、先者右御返送迄候 早々 十月二日 七野

飯田様

預リ金確証

一、金七百圓也 但シ無利子ノ定メ

右金額正二預リ候処確実也、渡シ方之儀ハ明治四拾年九月三拾日限リ此証引替御渡シ可申候、為後日之預リ証書仍テ如件

明治三拾九年拾弐月拾五日

函館区鍛冶町拾番地

飯田喜太郎 印

七野傳左衛門代理 飯田喜作 印

山本彌左衛門代理

山本忠次郎殿

以下白紙

領収證

一、金七百円也 但本年九月三十日限リ 七野傳左衛門宛預リ証金

右之金員正二請取申候也 明治四拾年九月廿四日 七野傳左衛門代理 山本忠太郎 印

飯田喜太郎殿

但預リ書証返送ノ上ハ此書無効ノ事 余白

預リ金確証

一、金参百円也 但シ無利息之定メ

右金額正二預リ候処確実也渡シ方之儀ハ明治四拾年九月拾日限リ本証引換御渡可申候為 後日之預リ証、仍テ如件

明治三十九年拾弐月拾四日

函館区鍛冶町拾番地

飯田喜太郎 印

蛯子和右衛門殿

以下白紙

表記金円正二請取候後日出入書之候也 明治四拾年九月拾日

> 蛯子和右衛門代人 土方惣太郎 印

証

一、金五百圓也 但正金

右者蛯子和右衛門対高木万之助、新井田禮太兼、川村小助、飯田喜太郎証書金双方示談 相整、山本彌左衛門代理人山本忠次郎殿江正金相渡し候也

明治卅九年十二月十五日

委任状

拙者儀宮坂清造ヲ以テ代理人トナシ左ノ権限ヲ代理為致候事

- 一、高木萬之助新井田禮太ニ対スル年賦貸金請求方ニ付、督促又ハ請求ニ応セサル時ハ、 訴訟行為諸般ノ全権ヲ委任ス
- 一、訴訟行為ノ結果強制執行ノ上貸金領収済ニ至ル迄ノ全権
- 一、本件ニ対シ都合上復代理人ヲ撰定スル権ヲモ委任ス 右代理ノ委任状如件

函館区弁天町拾番地 蛯子和右衛門 印

史料56 (61-54)

樺太西海岸倶和澗内保漁場明治参拾参年度より明治四拾弐年度迄八ヶ年間経営利益金明治参拾参年度精算利益

- 一、金壹萬〇四陌九拾八円八拾七銭九厘 桂店より仕込金通計高
- 一、金壹萬千九陌七拾九円弐拾壱銭 飯田より収穫品売上高 出入差引テ

金壱阡四陌八拾円〇卅三銭壱厘利益金

明治参拾四年度精算利益

- 一、金壹萬弐阡四陌五拾七円七拾三銭三厘 桂店仕込金通計高
- 一、金壹萬七阡参陌八拾九円三拾五銭 飯田収穫品売上高 出入差引テ

金四阡九陌参拾壱円六拾壱銭七厘

利益金

明治三拾五年度精算利益金

- 一、金壹萬六阡壱陌八拾壱円〇三銭四厘 桂店仕込金通計高
- 一、金弐萬○九陌七拾円廿六銭壱厘 飯田より収穫品売上高 出入差引テ

金四阡七陌八拾九円弐拾三銭五厘

利益金

参拾参年より参拾五年度迄 利益金壹萬千弐陌○壱四十八銭三厘 内金壱阡円也 飯田へ配当 明治参拾六年度倶和澗内保精算利益金

- 一、金弐萬参阡八陌四拾八円四拾八銭弐厘 桂店仕込金通計高
- 一、金四萬四阡五陌参拾参円弐拾壱銭 飯田より収穫品売上高 出入差引テ

金弐萬〇六陌八拾四円七拾弐銭八厘利益金 内譯配当 方

一、金壹萬参阡四陌四拾五円〇七銭三厘 桂六分所得金

方

一、金七阡弐陌三拾九円六拾五銭五厘 飯田五分所得金

明治参拾七年度日露戦争二付休 明治参拾八年度同上休業

明治参拾九年度倶和洞内保精算利益金

- 一、金参萬壱阡八陌五拾七円六銭六厘 桂仕込金通計高
- 一、金六萬四阡九陌拾九円九拾七銭五厘 飯田収穫品売上高 出入差引テ

金参萬参千〇六拾弐円弐拾銭九厘 利益金 内譯配当

- 一、金壹萬九阡八陌参拾七円卅弐銭五厘 桂六分所得金
- 一、金壹萬参阡弐陌廿四円八拾八銭五厘 飯田四分所得金

明治四拾年度俱和洞内保精算利益金

- 一、金五萬弐阡六陌弐拾七円〇〇弐厘 桂仕込金通計高
- 一、金九萬六阡四陌七拾壱円十七銭弐厘 飯田収穫品売上高 出入差引テ

金四萬参阡八陌四拾四円拾七銭 利益金 内譯配当

- 一、金弐萬六阡参陌〇六円五拾銭弐厘 桂六分所得金
- 一、金壹萬七阡五陌卅七円六十六銭八厘 飯田四分所得金

明治四拾壱年度倶和洞内保精算利益金

- 一、金七萬弐阡六陌八拾弐円五拾弐銭三厘 桂仕込金通計高
- 一、金七萬七阡参陌拾弐円四拾弐銭四厘 飯田収穫品売上高 出入差引テ

金四阡六陌廿九円九拾銭壱厘 利益金 内譯配当

金貳阡七陌七拾七円九拾四銭壱厘 桂六分所得金金壹阡八陌五拾壱円九拾銭六厘 飯田四分所得金

明治四拾弐年度倶和洞内保精算利益金

- 一、金参萬六阡五陌五拾六円〇八銭 桂仕込通計高
- 一、金六萬六阡九陌七拾壱円九拾八銭六厘 飯田収穫品売上高 出入差引テ

金参萬〇四陌拾五円九拾銭六厘 利益金 内譯

金壹萬八阡弐陌四拾九円五拾四銭三厘 桂六分所得金 金壹萬弐阡百六拾六円卅六銭弐厘 飯田四分所得金

明治参拾参年ヨリ卅六年迠露領時代四ヶ年 卅七八年戦争ニ付休業卅九年ヨリ四拾弐年迠四ヶ年

- 一、金九萬〇八陌拾七円五拾六銭七厘 桂所得金 明治参拾参年ヨリ同四十弐年迠八ヶ年間経営
- 一、金五萬参阡〇弐拾円〇五拾三銭 飯田所得金

明治四拾貳年苫虫漁場利益精算書

- 一、純益金壹阡弐陌八拾参円参拾四銭四厘 内譯配当
- 一、金七陌七拾円〇〇〇六厘 桂六分方所得金
- 一、金五陌拾参円参拾参銭七厘 飯田四分方所得金

明治四十参年苫虫漁場利益金精算書

- 一、純益金貳萬〇六陌九拾壹円六拾七銭七厘 内譯配当
- 一、金壹萬弐阡四百拾五円〇〇六厘 桂所得金
- 一、金八阡弐陌七拾六円六拾七銭 飯田所得金 外二
- 一、金壹阡五陌五拾八円四拾六銭五厘 クワマナイボ諸道具売代金 折半割飯田へ當り金
- 一、金九円八拾銭三厘 是ハ鱗粕ザツ〆粕 廿人他 雑粕売代金 四分 飯田当り金

飯田分三口合計金九阡八陌四拾四円九拾三銭八厘桂分三口合計金壹萬参阡九陌八拾八月拾七銭壱厘

明治四拾四年苫虫漁場利益精算

- 一、純益金壹萬貳阡五陌○五円十銭壹厘 内譯配当
- 一、金七阡五陌〇参円〇六銭 桂六分方所得金
- 一、金五阡〇〇弐円〇四銭壱厘 飯田四分所得金

明治四拾五年改元大正元年苫虫損益精算

- 一、損金参阡六陌九拾八円参拾九銭 内譯
- 一、金貳阡弐陌拾九円〇三銭四厘 桂六分損金
- 一、金壹阡四陌七拾九円卅五銭六厘 飯田四分損金
 - 二口合計金参阡六陌九拾八円三拾九銭 但し決損金ハ大正弐年度仕込帳へ相加へ精算相成候

大正弐年苫虫漁場利益精算書

- 一、純益金七陌五拾円○七銭壱厘 内譯配当
- 一、金四陌五拾圓〇四銭三厘 桂所得金
- 一、金参陌圓○○弐銭八厘 飯田所得金但ス前年度損金参阡六陌九拾八円三拾九銭大正弐年度仕込帳相加へ勘定

明治四拾弐年度より大正弐年度迄 五ヶ年間苫虫漁場利益金

一、金弐萬弐阡六陌九拾六円五拾八銭 桂所得金但壱ヶ年金四阡五百三拾九円拾壱銭六厘ニ当ル

外二

- 一、金壹萬五阡圓也 正金
- 一、金五阡圓也 借用証
- 一、金壹萬五阡六陌六拾円〇卅四銭四厘 飯田所得金

明治四十二年度ヨリ苫虫漁場所得金

一、金七陌七拾円〇〇〇六厘 四十二年度桂

所得金

一、金壱万弐阡四百拾五円〇〇厘 四十三年度桂

所得金

一、金七阡五百〇三円〇六銭 四十四年度

桂所得金

一、金弐仟弐陌拾九円〇〇三銭四厘 四十五年度大正元年

桂損金

一、金四陌五拾円四銭三厘 大正弐年度分

桂所得金

計金弐萬千百三拾八円十壱銭五厘

一、金五陌拾三円弐三銭七厘 四十二年度

マルキュウ所得金

一、金八阡弐百七拾六円六十七銭 四十三年度

マルキュウ所得金

一、金五阡〇〇弐円四銭壱厘 四十四年度

マルキュウ所得金

一、金壱阡四百七拾九円卅五銭六厘 四十五年度分大正六年

マルキュウ損金

一、金参陌円〇〇弐銭八厘 大正弐年度分

マルキュウ所得金

計金壱萬四阡〇九拾弐円〇七銭六厘 外二

大正弐年

金壱萬五阡円也 共同解除而正金 但五年平均壱ヶ年七阡弐百廿七銭六厘 金五阡円也 同延金証金書 同上加へ五ヶ年平均八千弐百廿七銭六厘

明治四十二年度苫虫漁場差引勘定 金七萬〇壱阡〇壱円七拾銭四厘 仕込金二百円 金七萬千参陌八拾五円〇四銭八厘四十二年度仕切差引尻高 差引テ過上金壱阡弐百八拾参円参拾四銭四厘也 右歩方割

- 一、金七陌七拾円〇〇〇六厘 桂六分所得金
- 一、金五陌拾参円参拾参銭七厘 飯田四分所得金 外二金七阡円也 是七和組苫虫漁具代払 亦外ニクワマナイボ純益配当アリ

明治四十参年度トマムシブイ純益勘定

- 一、金四萬七阡○六拾八円拾壱銭九厘 四十三年仕込帳〆高
- 一、金壱萬六阡参陌弐拾四円八十銭 第三期漁業料
 - 二口計金六萬参阡参陌九十弐円九十銭九厘

入金八萬四千〇八拾四円五拾九銭六厘売上仕切帳〆高

差引テ金貳萬〇六陌九拾壱円六拾七銭七厘

内譯

金壱萬弐千四百拾五円〇〇六厘 六分当り桂分 金八阡弐百七拾六円六拾七銭 四分当り飯田分 外ニ壱阡五陌五拾八円四拾六銭五厘 クワマナイボ道具

売代金折半当り金

九円八拾銭三厘是ハ鱗粕売代当り金

明治四十四年度マルト漁場勘定

一、金五萬参阡七百五拾四円卅四銭 仕込総高

一、金六萬六阡弐百五拾九円四十四銭壱厘 売上仕切高 差引テ金壱萬弐阡五陌○五円拾銭壱厘

内譯

金七阡五陌〇参円〇六銭 マルエ桂六分当り 金五阡〇弐円〇四銭壱厘 マルキュウ四分当り

明治四十五年改大正元年度勘定

- 一、金五萬弐千四陌九拾円卅九銭五厘 仕込金高
- 一、金四萬八千七陌九拾弐円○○五厘 仕切売上高 差引テ金参阡六百九拾八円参拾九銭 決損金 内譯決損金左ニ
- 一、金弐阡弐陌拾九円〇〇参銭四厘 マルエ桂損分
- 一、金壱阡四陌七拾九円卅五銭六厘 マルキュウ飯田損分 二口合計金

是八大正弐年度仕込金江入帳二相成

大正弐年度苫虫勘定

- 一、金五萬六阡五陌円八拾壱銭壱厘 仕込高
- 一、金五萬七阡弐百五拾円八拾八銭弐厘 売上仕切高差引テ金七陌五拾円○七銭壱厘也

内譯利益配当左ニ

金四陌五拾圓四銭三厘 桂所得金

金参陌圓弐銭八厘 マルキュウ飯田当り金

史料57 (61-56)

(表紙)

「 飯田家典 」

記

明治八乙亥年 神宝丸会計ヨリ買入

一、金 三拾円也

但疊拾五丁茶檀子壱ツ台子壱ツ米櫃壱ツ障子弐間襖五間

寄留願

甥 喜太郎

当子年 三十二

商用之目途有之開拓使管下渡島国亀田郡函館鰪澗町二拾三番屋敷竹野儀兵衛方江当七月ョ リ向五ヶ年之積ヲ以別紙人別之通寄留仕度此段奉願候以上 第一大區四小區陸奥国東津軽郡

蟹田村六拾四番屋敷

明治九年七月廿五日 飯田久吉

用係 松尾繁六

参事監谷良翰代理

青森県権参事那須■ 殿

明治十三年二月廿一日 丁第三十九号

建家壳渡証文之事

函館區弁天町拾七番地

一、平家造建家 壱棟

但 表口九間半 合坪参拾壱坪半

裏行三間

外二続築 表口壱間

裏行三間

代金百九拾円也

右者拙者所有之建家今般熟談之上貴殿江売渡、前記之通金員受取候処確実也、就而者右建物ニ付故障筋無之候、万一他ヨリ違論申出候節者連印之者ニ而更ニ分弁致、貴殿ニ御迷惑御損毛相掛申間敷候、尤地所之儀者能登キヨ殿ヨリ借地ニ相違無之候、右建物売渡候上者更ニ貴殿ニ而借地可被成候、後日為念保証人連印建家売渡証如件

函館弁天町拾七番地

明治十三年二月十八日 建物壳主 藤田勇吉

蓬莱町七拾五番地

保証人 矢本惣吉

飯田喜太郎殿

前記之地所当明治十三年二月ヨリ十七年十二月迄五ヶ年間貸渡候所相違無之候、依而証印致候也

弁天町拾七番地 地主 能登キョ

前書之通相違無之候二付、買請證印相済候也 函館區長 常野正義

寄畄替御届

青森県陸奥国津軽郡蟹田村平民

函館區弁天町拾七番地江出ル 飯田喜太郎

母トメ

妻 イト

長男 喜作

右者本月ヨリ寄畄替仕候間此段申上候也 明治十三年四月廿日 函館區内澗町四拾番地 飯田喜太郎 マルセキ

函館區長 常野正義殿

寄畄御届

青森県平民東津軽郡蟹田村六拾四番地

飯田久太甥 飯田喜太郎 三十六年

亡久太長女 母 トメ 六十六年

青森県東津軽郡油川村

美濃谷伝藏長女 妻 イト 二十九年

長男 喜作 七年

右者当區弁天町拾七番地江寄畄仕候也

右 飯田喜太郎

明治十三年四月廿日 右家主同番地

能登キヨ 印

函館區長 常野正義殿

明治参拾六年七月四日 本籍地変更届出仝日受付明治四拾年参月四日 本籍地変更届出仝日受付明治四拾壱年弐月四日 本籍地変更届出仝日受付

寄畄御届

青森県平民東津軽郡蟹田村六拾四番地

飯田久太甥 飯田喜太郎 三十六年

亡久太長女 母 トメ 六十六年

青森県東津軽郡油川村

美濃吉伝藏長女 妻 イト 二十九年

長男 喜作 七年

右者当區弁天町拾七番地江寄畄仕候也

右 飯田喜太郎

明治十三年四月廿日 右家主同番地

能登キヨ 印

函館區長 常野正義殿

到着加籍御届

別紙送籍証之通、当区弁天町拾七番地自宅江本月四日到着仕候間御加籍被下度送籍証相副、此段御届申上候也

青森県平民

陸奥国東津軽郡蟹田村 飯田トメ

明治十三年九月五日 函館區長 常野正義殿

送籍証

青森県雑

陸奥国東津軽郡蟹田村八拾八番地

飯田周五郎

文化十二乙亥年十月八日生 叔母 トメ 当辰年六十六

弘化二乙巳年九月十八日生 トメ長男 従弟 飯田喜太郎 三十六

嘉永五壬子年三月三日生 喜太郎 妻 イト 二十九

明治七年甲戌八月十七日生 仝長男 喜作 七

明治十一年戌寅二月五日生 仝長女 イソ 四

都合六人内 男 三人

女 三人

寺当村浄土宗専念寺

右者今般開拓使下御区渡島国亀田郡函館弁天町拾七番地能登キョ方江借家転籍願出ニ付則 前載之人頭差送り候條以来同人方江御編入有之度依テ送籍如件

明治十三年八月三十日 東津軽郡蟹田村

戸長 村田市右衛門 印

開拓使下

渡島国亀田郡函館弁天町戸長御中

追テ送籍証到着之処ニ而入籍証御回送有之度候也

函館区弁天町拾七番地

父陸奥国東津軽郡蟹田村

平民飯田常吉亡 長男

明治十三年九月七日相続 飯田喜太郎 弘化二乙己旧暦六月七日生

明治十三年九月七日隠居当村平民 亡父常吉妻

飯田久太長女 母 トメ 文化十二乙亥旧暦四月八日生

陸奥国東津軽郡油川村

平民美濃伝藏長女 妻 イト 嘉永五壬子旧暦正月三日生

明治七甲戌旧曆八月十七日生 長男喜作

※ 明治十一戌寅旧暦正月五日生 長女イソ

明治十三庚辰七月十六日生 次男三郎

明治十六癸未新暦十二月六日午前八時生三男久治

旧仝十一月七日

氏神同上 戸主

净土宗称明寺 飯田喜太郎 印

※明治ニ至リ旧暦ノ用ナシ

診断証

飯田イソ

病症

主薬

八月十日

右者拙者施治致候処頭書之通死去二付、此段御届申上候也

明治十三年八月十一日 槙山淳平

開拓大書記官時任為基殿

診断証

飯田三郎

病症 急驚風

経過 本月廿一日ヨリ

死ニ至ル所以 直視上竄

主薬 井草 乾姜湯

本月廿二日夜十二時死亡

右者拙者施治致候処頭書之通死去二付、此段御届申上候也

函館片町六拾四番地医 佐藤良仲

明治十三年十月廿三日

開拓大書記官時任為基 殿

第辰弐拾五号

建家代価調書

新規家主 内澗町四十番地 飯田喜太郎

第十 大区 小区 地主弁天町十七番地能登キョ 持主弁天町十七番地 藤田勇吉 弁天町十七番地 間口表九間三尺 裏同 奥行三間 建上壱丈

坪三拾壱坪半 二階坪 合

建築 年 日 明治十二年第八月

居宅 貸家 壱坪二付金四円九十銭 代価金百五拾一円四十一銭

附属納屋 縦壱間横三間 坪合三坪 壱坪金四円九十銭 代価金拾四円七拾銭 畧図左ニ(略図あり)

明治十三年二月廿一日

丁第三拾九号

建家壱棟持主藤田勇吉より代価金百九拾円ニ飯田喜太郎買請候所相違無之候也 印明治十三年二月廿一日

土藏借用証書

第拾五大区二小区弁天町拾七番地

一、表口弐間半

十藏壱棟

裏行三間

此借藏賃壱ヶ月二付金四円七拾五銭定

右者今般貴殿所持之土藏前書之通取極メ借用仕候処確実也、然上借藏賃之儀者月毎三十日限り相納可申候、尤普請■入等者貴殿方ニ而可被成候、万一壱ヶ月タリ共借賃延滞ニ及候節者受入方ニテ急度弁償可仕候、尚又右土藏御入用之節者何時ニ而も急度明渡可申候、御日為念一札証書仍テ如件

明治十三年第四月一日

借用主 飯田喜太郎 受人 蛭子町百五十六番地 堺 徳治郎

函館弁天町拾七番地 能登キョ 殿

地面借用証書

第拾五大区二小区弁天町拾七番地 地面壱ヶ所

坪数 四拾弐坪壱分五厘

但壱坪ニ付壱ヶ年地代金五十銭定

壱ヶ年分 合金弐拾壱円○七銭五厘也

右者今般貴殿所持之地面前書之通り取極メ、当明治十三年四月ヨリ来ル十七年十二月まて 向五ヶ年間借用仕候処確実也、然上借賃之儀者年毎誥々四季ニ割合壱季分金五円二十六銭 八厘ツツ急度相納可申候、後日為念一札差上候処依テ如件

明治十三年四月一日

地面借用主 飯田喜太郎 受人 蛭子町百五十六番地 堺 徳治郎

函館弁天町十七番地 能登キョ 殿

出産御届

三男 久治

右者本月七日午前八時出生仕候二付書面名付候間、戸籍二御編入可被下候、此段御届申上候也

明治十六年第十二月十二日

函館区弁天町拾六番地 飯田喜太郎 印

御検印願

当区弁天町六十六七番地能登キョ地面借受之上家屋建築今般落成仕候間御検印被成度、則家券相添此段御届申上候也

明治十六年第十月二日

函館区弁天町六十六番地 飯田喜太郎

第壱組戸長御中

地借証書

函館区弁天町六十六番地之内 六十七番地

此坪数百坪

(累図)

壱坪ニ付壱ヶ年分金七十銭定

此地代金壱ヶ年惣高金七拾円

右者今般貴殿所持之地所前書之通取極メ、当明治十六年第五月ヨリ同弐十二年第十二月迄 七ヶ年間借居候所確実也、然上者右地代金之儀者年毎三月六月九月十二月四季誥々ニ割合 壱季分金十七円五十銭宛急度相納可申候、次ニ右地税及町内諸割合等者前書借地丈ヶ之割 合ヲ以拙者方ニ而相勤メ可申候、万一地賃等壱季タリ共延滞ニ及候節者、請人方ニ而無異 論急度弁償可仕候、為念地借証書差入候処如件

明治十六年第四月廿三日

借用人 飯田喜太郎 請人 岡田勇作

能登キヨ殿

焼失御届

函館区弁天町六十六七番地 函館区弁天町六十六番地

一、木造建家壱棟

函館県平民 飯田喜太郎

間口表三間半

裏四間半

奥行右四間八間

此合坪五拾坪

左拾弐間

右者本年十一月四日弁天町ヨリ出火之際類焼ニ罹り、前記之家屋焼失仕候間別紙家券紙相添、此段御届申上候也

明治十七年十二月十日

右 飯田喜太郎 函館区台町三番地

地主 能登キヨ

函館区長代理 区書記 林悦郎殿

寄第百八十六号

寄留証

日限越ル時ハ本 青森県東津軽郡蟹田村八拾番地

場へ追願シテ聞 平民雑商 飯田周五郎妹

届ノ証ヲ取持居スヱ

ルヘシ 当十三才

函館県函館区鍛治町飯田喜太郎方へ当明治十八年三月ヨリ五ヶ年間見習奉幸之為メ寄留 右願済

> 右仝県仝郡蟹田村外八ヶ村戸長 須藤亮平代理 大高弘 印

明治十八年三月五日

寄留御届

青森県東津軽郡蟹田村八拾番地 平民飯田周五郎妹

一、浄土宗

スエ

明治六年八月十七日生

右者当明治十八年三月ヨリ五ヶ年間親類之間柄ヲ以テ見習奉公之為メ、私方江寄留為致候 ニ付、此段御届申上候也

明治十八年第三月十七日

函館県仝区大黒町八拾九番地平民 飯田喜太郎

函館区長代理 区書記 林悦郎殿

死亡御届

北海道庁函館支庁管下渡島国函館区大黒町八拾九番地

平民飯田喜太郎妻 飯田イド 三十五年

右者兼而病気之処、養生不相叶昨二十二日午後九時三十分死亡仕候間別紙医師診断証相添、此段御届申上候也

明治十九年九月二十三日

右飯田喜太郎他行二付 実母 飯田登女〇

函館区長林悦郎殿

診断証

一、 募熱兼脚気 北海道庁函館支庁管下渡島国函館区大黒町八十九番地

平民 飯田喜太郎妻 飯田イド 三十五年

右者本月十五日ヨリ診察致候得共薬功ナクシテ二十二日午後九時三十分終ニ斃死セリ候間、此段御届申上候也

明治十九年第九月二十三日

函館病院一等医 槙山淳平

北海道庁函館支庁長 北海道庁理事官時任為基殿

葬祭式願

函館区大黒町八十九番地 平民 飯田喜太郎 妻 飯田イド

三十五年

九月二十二日 午後九時三十分死亡

全 二十三目

御届済

全 二十四日

火葬

右之者私妻二御座候処今回病死致候間、葬祭式法被成下度此段願上候也 明治十九年九月 日 当区大黒町八十九番地

葬主 飯田喜太郎

称名寺 御中

出生御届

青森県東津軽郡油川村 八拾七番地平民美濃谷久作妹 当時函館区鍛治町拾四番地 飯田喜太郎方同居寄留 美濃谷チヱ 私生

長女チョ

明治二十一年十一月八日生 実父前同居戸主飯田喜太郎 庶子

右分娩前記之通り名称仕候間、此段御届申上候也 右美濃谷チヱ

明治二十一年十一月十七日 飯田喜太郎

一時他行ニ付 母飯田トメ

函館区長二木彦七殿

出生御届

青森県東津軽郡油川村 八拾七番地平民久作妹当時 函館区鍛治町十四番地飯田 喜太郎方同居寄留 美濃谷チヱ 私生

長女チョ

明治二十一年十一月八日生

実父函館区鍛冶町十四番地平民

飯田喜太郎庶子

右者本月八日分娩仕候別記之通

名称仕候間此段御届申上候也

右美濃谷チヱ

父飯田喜太郎一時他行ニ付母飯田トメ

油川村戸長御中

別紙

本届書取調候処私生トモアリ庶子トモアリ、何レカ是ナルヤ且私生ナラバ庶子ノ事故ヲ 記裁アリテハ甚不都合ニ付右の事故ヲ記裁セス

至急

届出ノ年月日ニテ当役場へ届出ツヘシ

庶子ナラハ当役場へ届出ツルニ不及、出生女子ノ父ノ籍へ編入ナルヘキ筈ニ付其地所轄 役場へ届出可申、依テ本届書返戻候ニ付更ニ届出ツヘシ

明治二十一年十一月二十五日

東津軽郡油川村外三ヶ村戸長役場

函館区鍛冶町十四番地飯田喜太郎方簑田日ゑ

青森県東津軽郡油川村外三ヶ村戸長役場御中

先般自分分娩セシチョノ私生届ヲ差出、御届右文中庶子トモ記載有之候為メ、何レカ取極メ可届出旨付箋ヲ以テ御返戻相成奉畏候、就テハ今般飯田喜太郎協議之上、喜太郎庶子トシテ当函館籍へ就籍仕候、為左様御承引被下度且親元へも申遣候共自分戸籍飯田喜太郎妻ニ送籍相成候様被成下度、此段併テ奉願候也

明治二十一年十二月七日

到着御届

青森県東津軽郡油川村 平民久作妹 美濃谷チヱ

右者今般私妻二貰受候処別紙之通送籍相成候間此段仕届申上候也

明治二十一年十二月二十六日 函館区鍛冶町十四番地

平民 飯田喜太郎

函館区長二木彦七殿

願 書

函館区鍛治町拾四番地 飯田喜太郎次女 チョ 明治二十一年十一月八日生

右者私妻チヱ義、兼テ私方同居寄留中分娩シタル女児ニシテ、其際チヱ私生長女トシテ

チヱガ原籍青森県東津軽郡油川村平民美濃谷久作籍江編入之義届出発送セシ処、私生トモアリ庶子トモ有之ヲ以テ取扱上差支候ニ付、庶子トスルナラハ飯田喜太郎籍へ編入之義函館区役所江可届出之ニ該戸長役場ヨリ達ニ付、私籍へ編入之義協議中ニシテ未タ御衛へ御引直シヲ出願セザル内、今般右チヱヲシテ私妻ニ送籍相成タルモ、前ノ絛之事実ニ因り前記チョハ送籍不相成不都合之段奉恐入候得共、実際前陳之通り相違無御座候間今般チョヲシテ私次女ニ御引直シ被成下度、此段奉願候也

明治二十一年十二月二十六日 右 飯田喜太郎

函館区長二木彦七殿

死亡御届

函館鍛治町十四番地

平民飯田喜太郎次女 チョ

明治二十一年十一月八日生

右者兼テ病気之処養生不相叶時旧二日午前十時死亡仕候間、別紙医師診断書相添此段御 届申上候也

明治二十二年旧七月三日 右飯田喜太郎他行ニ付 妻 チェ 函館区長二木彦七殿

診断証

函館区鍛冶町十四番地 平民 飯田喜太郎次女 チョ

主薬

七月二日午前十時死亡

函館区長二木彦七殿

葬祭式願

函館区鍛冶町十四番地 飯田喜太郎次女 チョ

旧七月二日午前十時死亡

仝 三日 御届済

仝 四日 火葬

右之者私次女二御座候処、今回病死致候間、葬祭式法被成下度此段願上候也

明治二十二年旧七月四日 函館区鍛冶町十四番地

葬主飯田喜太郎

称名寺御中

死亡御届

函館区鍛冶町十四番地

平民飯田喜太郎妻 チヱ

右者兼テ病気之処養生不相叶、時二十五日午後十時三十分死去仕候間、別紙医師診断証 相添、此段御届申上候也

明治二十二年旧七月二十六日右

飯田喜太郎他行ニ付 母トメ

函館区長二木彦七殿

診断証

函館区鍛冶町十四番地平民 飯田喜太郎 妻 チヱ

病症脚気昇進ス、旧七月二十五日午后十時三十分死ニ至ル 右者拙者施治致候処、頭書之通死去ニ付此段御届申上候也 明治二十二年旧七月二十六日

函館病院壱等医 槙山淳平

函館区長二木彦七殿

縁組御届

函館区蓬莱町弐拾九番地

平民宗原徳助養妹 亡宗原弟五郎二女 トセ

安政五年午十一月十四日生

右者今般本区鍛治町拾四番地平民飯田喜太郎妻へ縁組致候間、戸籍面御加除被成下度此 段及御届候也

明治二十五年二月三日

右戸主 宗原徳助 貰受人 飯田喜太郎

函館区長代理

区書記井川武策殿

証明願

函館区鍛冶町拾四番地

平民飯田喜太郎弘化二年九月七日生母トメ文化十二年十月八日生妻トセ安政五年十一月生長男喜作明治七年六月十七日生三男久治明治十六年十二月生

戸籍簿照査スルニ、スヱ無之ニ付朱線取消シ候条左へ押印セラルヘシ

スヱ 明治六年八月十七日生

右私義今般土地貸下其他二付其筋江出願可致必用有之候間、当区在籍者二相違無之旨御 証明被成下度此段奉願上候

明治二十六年五月十二日 右飯田喜太郎

函館区長財部羌殿

恭奉賀新年候、併シテ尊堂ノ幸福ヲ祈ル

尚客年御厚情奉謝候不相替旧来之御交宣アラン事ヲ乞フ、偖頃日中スヱ送籍函館区役所 江御送付ニ相成候処、戸籍編入管轄違ニ付貴地戸長役場江御返戻ニ相成候由、更ニ乍御 手数福山郡役処江送籍被成下度候、尤スヱ縁組之族者福山河原町二十四番地三浦清之者 養■子同清者本年二十四才職石工業ニ御坐候間左様御承知被成下度、追テ同人よりも御 伺可申仕第ニ付至急福山郡役所江送籍被成下度奉願上候也

明治二十七年第一月 飯田喜太郎

青森県東津軽郡蟹田村

飯田固五郎様

徴兵谪令御届

函館鍛冶町拾四番地 平民 飯田喜太郎長男 漁業 飯田喜作 明治七年六月十七日生

右私長男本年 月二拾才卜相成候間、此段御届申上候也 明治二十七年第一月二十九日右

飯田喜太郎

函館区長財部羌殿

- 一 高等科卒業者ニ亜ク
- 一 戸主家屋ヲ有ス

婚姻御届

青森県下北郡川内村三百五拾三番地 亡父多治郎六女 戸主 大場末五郎妹 み江 明治十一年三月十五日生

右者双方熟談之上拙者長男喜作妻二貰受候間、戸籍御編入被成下度此段御届申上候也 函館区鍛冶町拾四番地

明治二十七年六月十九日 飯田喜太郎長男 喜作 函館区長 財部羌殿

出生御届

函館区鍛冶町十四番地

平民飯田喜太郎長男 喜作長男 恒吉

右者喜作妻み江弐月弐十四日午前五時参拾分出産仕り、前書之通り名付候間此段御届申 上候也

明治弐拾八年第参月弐日

戸主飯田喜太郎

函館区長 財部羌殿

証明願

函館区鍛冶町拾四番地

平民	飯田喜太郎	弘化二年九月生
母	トメ	文化十二年十月八日生
妻	トセ	安政五年十一月生
長男	喜作	明治七年六月十七日生
三男	久治	明治十六年十二月生
喜作妻	み江	明治十一年三月十五日生
喜作長男	恒吉	明治二十八年二月二十四日生

右者私義今般土地貸下其他二付、其筋江出願可致必用有之候間当区在籍者二相違無之旨 御証明被成下度、此段奉願上候也

明治二十九年第二月二十八日 右飯田喜太郎 印

函館区長財部羌殿

右相違無之候也

明治二十九年二月二十八日

北海道函館区長財部羌 印

入学願書

私儀御校江入学志願二付御試験之上御許可被成下度、別紙履歴書相添被段相願候也 函館区鍛冶町拾四番地平民商飯田喜太郎三男

飯田久治 明治十六年十二月生

明治二十九年三月

函館尋常中学校長 有森新吉殿

履歴書

飯田久治 明治十六年十二月生

学業

- 明治二十三年六月一日函館市立幸小学校ニ入リ尋常小学全科卒業、明治二十七年五月 五日函館公立弥生小学校ニ入リ高等弐年級修業
 - 賞罰
- 明治二十四年五月十八日函館私立幸小学校ニ於テ大試験成績優等ニ付三等賞ヲ受ケ、 明治二十六年五月二日同学校ニ於テ仝上三等賞ヲ受ケ、明治二十七年四月四日同学校 ニ於テ仝上三等賞ヲ受ケ、明治二十八年三月三十日函館公立弥生小学校ニ於テ前仝上 弐等賞ヲ受ク、以上

右之通り相違無之候也

明治二十九年三月 飯田久治

第二一六号 證

北海道平民 飯田久治 十年五ヶ月

尋常小学科 卒業候事

明治二十七年四月四日

北海道渡島国函館区

幸小学校

右写相違無之候也

明治二十九年三月 飯田久治

入学証書

私儀今般御校へ入学御許可相成候ニ付テハ、始終御規則ヲ遵守シ特ニ在学中ハ専心ニ勉 勵シ、卒業ニ至ル迄猥ニ退学等致間敷候、仍テ誓書如此候也

> 函館区鍛冶町拾四番地平民 商飯田喜太郎三男 飯田久治 明治十六年十二月七日生

明治二十九年四月 日

前文

今回入学御許可相成候ニ付テハ、在学中御規則堅可為相守ハ、勿論本人ニ係ル一切ノ事 件ハ拙者共引受可申仍テ保証如此候也

但向後転居改印等致候節ハ速ニ届出ベク候也

函館区鍛冶町拾四番地国民

保証人 飯田喜太郎

函館尋常中学校長 有森新吉殿

前書保証人儀丁年以上ニシテ当部内ニ於テー家ヲ立ル者ニ相違無之候也

出産御届

函館区末広町拾三番地 蛯子和右衛門方同居寄留 飯田喜太郎長男 喜作 長女 ヨシ

右者喜作妻み江本月七日午後五時出生仕候、前書之通名付候間此段御届申上候也 明治三十年九月十六日

戸主飯田喜太郎

函館区長 龍岡信熊殿

区内転住届

函館区末広町十三番地 蛯子和右衛門方同居 平民 飯田喜太郎

右者今般大黒町八十三番地、宗戸清七借家転住致候間此段及御届候也 明治三十年十一月八日

飯田喜太郎

北海道庁函館支庁長 龍岡信熊殿

印 地所借用証文之事

函館区鍛冶町拾四番地

一 合坪弐拾八坪七分七厘 表間口 四間四尺

裏間口 仝

裏行左 六間壱尺

右

此地賃壱ヶ年二付

金参拾壱円六拾四銭七厘

但シ壱ヶ年ニ付壱坪金壱円拾銭也

右ハ貴殿御所有之地所此度前記之地賃ヲ以テ当明治参拾弐年壱月ョリ参拾六年十二月 迄、満五ヶ年間借地候処実正也、仍テ右地賃之納方并其他約定ノ件々左ノ如シ

- 一 地賃納方ハ壱ヶ年四度ト致シ三月弐十五日六月同上九月 同上十二月同上右四度ニ相 払可申事
- 一 地租并戸数割協議費共悉皆地主持ノ事
- 一 右借地年限中地租并戸数割協議費等相増候節ハ何時ニテモ其増金丈ケハ地賃ヲ相増可 申事
- 一 借地年限中拙者勝手ニ寄り該地引去候欤或ハ家屋ヲ他ニ譲リ渡等ノ節ハ其月ヨリ壱ヶ 月間ノ地賃ヲ添ヘ貴殿へ返納可致候事
- 一 右借地年限中貴殿方ニテ不得止事故有之該地必用等ノ節ハ約定ノ年限ニ不构其時ヲ以 テ限リトシ貴殿へ返地可致事

但シ右等ノ節ハ壱ヶ月以前ニ御報知可被下事

- 一 右借地年限中タリとも拙者ノ勝手ヲ以テ他人へ又貸等ハ決シテ致間敷候事
- 一 右借地年限中拙者自費ヲ以テ取設候堰縁石垣等有之候共返地ノ節ハ無代価ニテ其儘御 渡可申候事

右之通約定取極メ候上ハ、万一本人違変有之候共万事保証人方ニテ引請約定ニ背キ申間 敷候、就中地賃違約候節ハ保証人方ヨリ弁納ノ上前記年限ニ不构、速ニ引去リ可申候仍 而借地証書差入候処如件

明治三十二年壱月壱日

函館区鍛冶町拾四番地 地所借用人 飯田喜太郎 印 函館区大黒町八十八番地 保証人 大場寅五郎 印

富岡町外七ヶ町共有財産管理者

田中正右衛門殿

明治参拾八年四月弐拾四日午前弐時二十五分死亡 飯田トメ行年九十壱才

出産御届

函館区鍛冶町拾番地 戸主喜太郎長男喜作三女 飯田サタ 右者喜作妻ミ江本月拾壱日午後七時出生仕候前記之通り名付候間、此段御届申上候也 明治参拾八年七月 日 戸主飯田喜太郎 印

明治参拾八年四月弐拾四日 午前弐時 弐拾五分死去 飯田トメ 行年九十一才

出生届

函館区鍛冶町弐拾八番地 戸主平民漁業喜太郎三男

父 漁業 飯田久治

母:

出生子長男 久雄

出生ノ時 明治四十一年八月

出生ノ場所函館区鍛治町弐拾八番地

右 出生及御届候也

明治四十一年八月

届出人 右父 漁業 飯田久治 明治十六年十二月七日生

函館区戸籍吏 山田邦彦殿

死亡診断書

一 氏名 飯田久雄

二 男女ノ別 男

三 出生ノ年月日 明治四拾壱年八月弐拾日

四 職業 死亡者ハ無職ニシテ家計ノ主ナルモノハ漁業

 五 病死
 病死

 六 病名
 脳膜炎

七 発病ノ年月日 明治四拾弐年七月拾六日以来

八 死亡ノ年月日時 明治四拾弐年七月弐拾六日 午前壱時参拾五分

九 死亡ノ場所 函館区鍛冶町弐拾八番地飯田喜太郎方

右證明候也

渡島国函館区恵比須町七番地 主治医 藤野常治 印明治四拾弐年七月弐拾六日

出生届

函館区鍛冶町弐拾八番地 戸主平民漁業喜太郎長男 父 漁業 飯田喜作 母 無職 ミ江 出生子参男 章治 出生ノ時 明治四拾弐年九月拾参日午后参時

出生ノ場所 函館区鍛治町弐拾八番地

右出生及御届候也

明治四拾弐年九月拾八日

届出人 右父漁業 飯田喜作 明治七年六月十七日生

函館区戸籍吏 竹内与兵衛殿

死亡診断書

一 氏名 飯田トセ

二 男女ノ別 女

三 出生ノ年月日 安政五年十一月十四日

四 職業 漁業

五 死因 病死

六 病名 限局性腹膜炎并昏睡ニ因スル垂下肺炎

七 発病ノ年月日 明治四十四年八月六日頃

八 死亡ノ年月日 明治四十四年九月一七日午前一時

九 死亡ノ場所 函館病院

右證明候也

明治四十四年九月十七日

区立函館病院 医学博士 瀬尾雄三〇

休学届

参学年 飯田サト 七

右者同居祖母本月十八日死去致候ニ付、来ル二十日迄向フ三日間忌服之為休学為致候間 此段御届仕候也

明治四十四年九月十八日

函館区鍛冶町弐八番地 右保護者 飯田喜太郎〇

函館区立幸小学校々長上田氏暢殿

右之書式ヲ以テ飯田ヨシ分モ高等女学校々長鈴木源次郎殿宛届出タリ、飯田恒吉分も同様函館中学校々長山田文太郎宛届出タリ、飯田庸之助、飯田サダ分モ同様書式ニテ区立弥生小学校々長島貫政次殿宛届出タリ

甲第九六四号

函館区鍛冶町二八番 飯田トセ 安政五年十一月十四日

執葬承認之証

明治四十四年九月十七日午前一時死亡

明治四十四年九月十七日承認

函館区役所

明治四十四年九月十九日午前十時火葬

函館区鍛冶町二八番地 函館 出願人飯田喜太郎

死亡届

函館区鍛冶町弐拾八番地平民

戸主飯田喜太郎漁業 妻 飯田トセ 安政五年拾壱月拾四日生

- 一 死亡ノ年月日時 明治四拾四年九月拾七日午前壱時
- 一 死亡ノ場所 函館区天神町 番地函館病院

右死亡及御届候也

明治四十四年九月拾七日

函館区鍛治町二八番地平民

戸主漁業トセ夫 飯田喜太郎 弘化弐年九月十八日生

函館区戸籍吏北守政直殿

死亡届

函館区鍛冶町廿八番地

戸主喜太郎孫無業 飯田君子

死亡ノ時 大正四年八月二十九日午前四時三十分

死亡ノ場所 函館区鍛冶町二十八番地

右死亡及御届候也

大正四年八月三拾日

戸主 届出人 飯田喜太郎 弘化二年九月十八日生

函館区長北守政直殿

死亡診断書

死亡者ノ氏名 飯田君子

死亡者ノ男女別 女子

死亡者ノ生レタル日 大正四年五月廿四日

職業 死亡者ノ職業 ナシ

家計ノ主ナル職業漁業

病死 病名 病死 喉頭加荅児

死亡ノ原因 自殺 手段

自殺以外ノ変死、中毒、種類

発病ノ日 大正四年六月拾八日

死亡ノ時大正四年八月廿九日午前四時三十分

死亡ノ場所 函館区鍛冶町廿八番地

右證明候也

大正四年八月廿九日

大黒町九拾番地

住所 函館庵鍛冶町廿八番地 醫師 島影義次郎

養子縁組届

北海道十勝郡大津村大字大津村字汐見通り八番地戸主千代吉里江子

養父 漁業 堺 金藏 慶應元年四月二十三日生

養母 無業 タミ 明治三年七月七日生

処在地北海道十勝郡大津村大字大津村字汐見通り八番地 北海道函館区鍛冶町弐拾八番地

戸主喜太郎孫無業

養子 飯田八郎 大正弐年九月壱日生

本籍地仝上

右父 飯田喜作

右母 ミ江

右養子縁組及御届候也

大正五年十二月 日

届出人養父 堺 金藏

養母 タミ

養子八郎十五年未満二付養子縁組承諾者

実父 飯田喜作 明治七年六月拾七日生

実母 ミ江 明治拾年参月十五日生

北海道函館区

証人

明治

北海道函館区大黒町廿七番地

大津村長

同意書

養父 堺 金藏

養母タミ

養子 飯田八郎

右當事者間ノ養子縁組ニ同意ヲ表示候也

大正五年十二月

北海道十勝郡大津村大字大津村字汐見通り八番地

養父ノ戸主 堺 千代吉

養父 弘化元年六月一日生

養母 ヨ子

文久元年正月二日生

北海道函館区鍛冶町弐拾八番地

養子の戸主 飯田喜太郎 弘化弐年九月十八日生

出生御届

函館区鍛冶町廿八番地 戸主喜太郎長男漁業

父 飯田喜作

母 無業 仝 ミ江

五女 仝 千代

出生ノ日時 大正六年七月拾七日午後五時三拾分

出生の場所 函館区鍛冶町廿八番地

右出生及御届候也

大正六年七月廿四日

右 飯田喜作 明治七年六月拾七日生

函館区戸籍吏 渋谷金次郎殿

死亡診断書

死亡者ノ氏名 飯田喜太郎

男女ノ別 男

死亡者ノ生年月日 弘化弐年九月

死亡者ノ職業 ナシ死亡ノ原因 病死

病名 格魯布性肺炎

発病年月日 大正十三年三月十八日午後七時二十分

死亡の場所 函館市天神町七拾四番地

右證明候也

大正拾参年三月十九日

函館市鍛冶町三十一番地

小村病院 小村倉藏

天神町七拾四番地

税関官舎廿六号

大正八年四月五日移転

平民

北海道函館区鍛冶町弐十八番地 陸奥国東津軽郡蟹田村平民姓不詳亡

父常吉長男前戸主仝国仝郡仝村

養父 飯田周五郎

明治十三年九月七日相続

戸主 飯田喜太郎 弘化二年九月十八日生

明治参拾 年 日 日本籍地変更届出全日受付 明治参拾壱年拾月弐十壱日本籍地変更届出仝日受付 明治参拾六年壱月拾弐日本籍地変更届出仝日受付 陸奥国東津軽郡蟹田村平民飯田久太郎亡長女入籍ス 母 トメ 文化十二年十月八日生 明治参十八年四月弐十四日午前弐時死亡仝日届出仝日受附

生母死別妻イト

長男 喜作 明治七年六月十七日生

青森縣東津軽郡油川村平民美濃傳藏弐女入籍

明治十九年旧八月廿五日死亡 妻 イト 嘉永五年 生

生母死別妻イト

明治十三年八月十日死亡 長女 井ソ

生母死別妻イト

二男 三郎 明治十三年七月 明治十三年十月死亡

生母死別妻イト

三男 久治 明治拾六年十二月七日生

明治二十一年十二月廿六日青森縣東津軽郡油川村平民

美濃谷久作妹亡父傳藏三女入籍ス

明治廿二年七月廿九日死亡 妻 チヱ 万延元年四月十日生

明治廿一年十二月廿八日願済就籍ス

明治廿二年七月廿九日死亡 二女 チョ 明治廿一年十一月八日生

明治廿五年二月三日函館区蓬莱町平民宗原徳助

養妹亡父第五郎二女入籍ス

妻 トセ 安政五年十一月十四日生

明治四十四年九月拾七日午前壱時死亡仝月拾八日届出仝日受附

明治廿七年六月拾九日青森縣下下北郡川内村平民 長男喜作妻

大場東五郎妹亡多次郎六女入籍ス 婦 ミ江 明治十年三月十五日生

長男喜作長男

孫 恒吉 明治廿八年二月廿四日生

長男喜作長女

孫 ヨシ 明治三十年九月七日生

長男喜作二男

明治三十三年六月十二日出生届仝日受附

孫 庸之助 明治参十参年六月三日生

長男喜作二女 明治三十六年七月十一日出生届仝日受附

孫 サト 明治三十五年七月五日生

明治参拾七年七月拾六日出生届仝日受附 長男喜作三女

孫 サタ 明治参十七年七月十一日生

明治四十年六月弐十九日出生届仝日受附 長男喜作四女

孫 トメ 明治四拾年六月廿三日生

(母堺スエノ私生子女)

明治四十壱年弐月二十二日北海道十勝郡大津村大字大津村 三男久治妻

字汐見通り八番地平民堺千代吉養女スエノ私生 婦 ミン 明治弐十壱年六月拾三日生

子女婚姻届出仝日受附入籍ス 明治四十壱年八月弐十五日出生届仝日受附 三男久治長男 明治四十弐年七月廿六日午前壱時三十五分死亡 孫 久雄 明治四十壱年八月弐十日生 全日届出全日受附 明治四十弐年九月十八日出生届仝日受附 長男喜作三男 孫 章治 明治四十弐年九月十三日生 明治四十三年七月八日出生届出仝日受附 三男久治二男 孫 久三郎 明治四十三年七月三日生 三男久治三男 大正元年拾月弐日出生届出仝日受附 孫 正男 大正元年九月弐十九日生 大正弐年九月五日出生届出仝日受附 長男喜作四男 孫 八郎 大正弐年九月壱日生 三男久治長女 大正四年六月一日出生届出仝日受附 孫 君子 大正四年五月弐十四日生 大正六年七月弐十一日生届出仝日受附 長男喜作五女 孫 千代 大正六年七月十七日生 三男久治四男 支那上海靶子路三十号ニ於テ出生父飯田久治届出 大正七年九月五日在上海日本総領事有吉明交附 孫 清四郎 大正七年八月弐十六日生

全年十二月六日送附入籍 本籍ニ於テ出生父飯田喜作届出大正七年十月十四日 長男喜作六女

受附入籍 孫 サヨ 大正七年十月九日生

大正九年十月一日 国勢調査申告書

調查区第三六号 北海道函館区天神町七十四番地 世帯第三八号 番号 番号

氏名 世帯に於 男女 出生の 配偶の 職業及職業 副業及副 出生地 民籍別 ける地位 の別 年月日 関係 上の地位 業上の地位 又は国籍別

- 一 飯田喜太郎 主人男 弘化二年九月十八日 死別 漁業建網主/北海道函館区/ 二 飯田喜作 長男男 明治七年六月十七日 有 建網漁業手傳/北海道函館区/
- 長男の妻 女 明治十年三月十五日 有/ /青森縣下北郡川内村/ 三 飯田ミ江
- 四 飯田恒吉 孫 男 明治二十八年二月二十四日/税関官吏/北海道函館区/

函館税関

貨物係勤務

五 飯田庸之助 孫 男 明治三十三年六月三日/ 北海道庁事業/北海道函館区/ 函館支庁拓殖分掌助手

六 飯田サト 孫 女 明治三十五年七月五日/ / / 北海道函館区/

七 飯田サタ 孫 女 明治三十七年七月十一日/ / /北海道函館区/

八 飯田トメ 孫 女 明治四十年六月三十三日/ / 北海道函館区/ 九 飯田章治 孫 男 明治四十二年九月十三日/ / 北海道函館区/ 十 飯田サヨ 孫 女 大正七年十月九日 / /北海道函館区/ 人員合計 五五

不在の世帯主

- 一 世帯主に限り不在の場合にも下の各欄に書入れる事
- 二 申告書二枚以上に互るときは最初の用紙に書き入れること 国勢調査検印□右の通相違無之候也 飯田喜太郎

市立函館博物館 研究紀要 第28号

編集・発行 市立函館博物館

040-0044 函館市青柳町17-1

Tel 0138-23-5480 FAX 0138-23-0831

HP http://hakohaku.com

E-mail hakohaku@city.hakodate.hokkaido.jp

発 行 日 平成30(2018)年2月1日